

【家庭福祉課本課関係】

1. 社会的養育の充実について

(1) 平成30年度予算案における社会的養育の推進関係事業等について

(関連資料1参照)

平成28年に成立した改正児童福祉法では、児童が権利の主体であることを位置付けるとともに、社会的養護が必要な場合には里親等の家庭養育を優先することを明確にする等の改正を行った。

これら児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、改正児童福祉法に基づく新たなビジョンを提示するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、平成29年8月に、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が提言されたところである。

この改正法等を踏まえ、平成30年度予算案においては、①家庭養育等の推進、②施設の小規模化・多機能化等の推進、③被虐待児などへの自立支援の充実、④一時保護児童の支援の充実に必要な予算を計上することとし、具体的には、

①家庭養育等を推進するための予算として、

ア 里親支援事業の充実強化策として、「新規里親委託件数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を追加

イ 経験の浅い里親等の育児不安や育児疲れ、看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減を図るためのレスパイト・ケアについて、利用手続き等を里親支援機関に委託することができるよう運用改善を図る

ウ ファミリーホームにおいて安定的な運営が図られるよう事務費の保護単価（現員6人区分、現員5人以下の2区分の単価を設定）の見直し

エ 養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間養子縁組あっせん機関に対する助成や、職員の人材育成を進めるための研修事業の創設 等

②施設の小規模化・多機能化等を推進するための予算として、

ア 乳児院や児童養護施設等における保護者等への支援のため、施設に育児指導担当職員を配置し、育児指導機能の充実を図るとともに、医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置し、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する「乳児院等多機能化推進事業」を創設

イ 乳児院や児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分

散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置か所数の制限を見直すとともに、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成を実施

ウ 乳児院や児童養護施設等について

㊦ 前年度中の措置児童数（実人員）に対する一時保護委託児童数（実人員）の割合が15%以上であり、かつ、定員を超過しない限り、児童相談所より一時保護の要請があった際に応じる施設

㊧ 年間の入所児童のうち1割以上（前年度実績）の児童が里親へ委託され、かつ、里親支援専門相談員を配置又は里親支援機関に指定され、里親支援に積極的に取り組んでいる施設においては、暫定定員の計算方法を現状の1.11以内を㊦又は㊧のいずれかの要件を満たす場合は1.16以内に、㊦及び㊧の両方の要件を満たす場合は1.21以内とする特例を設定

エ 妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図る産前・産後母子支援事業（モデル事業）（補助率：10/10）について、看護師配置による居住支援・養育支援等を新たな支援体制モデルとして対象に追加 等

③被虐待児などへの支援の充実のための予算として、

ア 里親や児童養護施設等の委託・入所者に対して、措置解除後、原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業等」

イ 大学等に就学している自立援助ホーム入居者について、20歳到達後から22歳の年度末までの間、引き続き継続して支援を行う「就学者自立生活援助事業」

ウ 入所児童に対する支援の充実を図るため、入所児童に必要と認められる一定の予防接種（定期接種（A類疾病）、破傷風トキソイド、ロタウィルス）の実費分の支弁 等

④一時保護児童の支援の充実のための予算として、

ア 一時保護された子どもに対する一般生活費の支弁方法の見直し（初日から5日目までに一般生活費のうち日常生活諸費にかかる経費を全額支弁できるよう見直し）

イ 一時保護実施特別加算について、これまでの一時保護専用施設の敷地内要件を緩和し、敷地外に設置した場合も加算の対象に追加

ウ 一時保護委託を受けた施設の職員又は里親が子どもの通学時に送迎を行った場合の加算を創設
に必要な予算として、約1,498億円を計上したところであるので、都道府県等におかれては、積極的な実施をお願いする。

なお、平成29年度より実施している「児童養護施設職員等の処遇改善導入円滑化特別対策事業」については、平成29年度限りで廃止することとしている。

(2) 家庭養育の推進について（関連資料1～8参照）

① 都道府県推進計画の見直しについて

都道府県推進計画については、これまで、平成23年7月にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」を踏まえ、「里親・ファミリーホームへの委託児童」、「グループホーム入所児童」、「本体施設入所児童」の割合を概ね1/3ずつとすることを目標として、各都道府県において策定されてきた。

平成28年改正児童福祉法等を受けて既存の都道府県計画を全面的に見直しする必要がある、この見直しに当たって踏まえるべき基本的考え方や留意点などのポイントをまとめた都道府県計画の見直し要領を今後お示しすることとしている。

また、あわせて、フォスタリング業務や、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けたガイドライン等の作成作業を進めている。

これら見直し要領やガイドライン等については、現在、関係者との調整を進めているところ。各都道府県等においては、これらの案も参考にしつつ、併行して、

- ① フォスタリング機関による包括的な里親等支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討
- ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
- ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組

速やかに着手していただきたい。この際平成30年度予算案に計上している里親支援事業や、児童入所施設措置費の各種加算及び乳児院等多機能化推進事業、各種研修事業等も活用しながら取組を進めていただきたい。

② 里親・ファミリーホームへの委託の推進

里親等委託率については18.3%（平成28年度末）と、依然として施設養護の割合が高い状況にある。

また、特に乳幼児期については、安定した家族関係の中で愛着関係の基礎を作る時期であり、積極的な里親委託を検討する必要がある。

最近10年間で大幅に里親等委託率を伸ばした自治体として、さいたま市が6.3%から33.9%（+27.6%）、静岡市が18.5%から45.5%（+27.1%）のほか、福岡市が12.6%から39.7%（+27.1%）、大分県が10.9%から30.6%（+19.7%）、富山県が5.6%から22.8%（+17.2%）などがあり、これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い、里親登録の増加及び里親支援の充実を図っている。

各都道府県等においては、こうした取組も参考にして、積極的な推進をお願いする。

また、里親制度の普及啓発による新規里親のリクルート、子どもと里親とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画の策定、委託後の相談支援等を行う里親支援事業について、平成30年度予算案では、「新規里親委託件数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることとしているので、各都道府県等におかれては、当該事業を積極的に実施いただくようお願いする。

なお、平成28年度末の里親委託ガイドラインの改正において、

㊦ 養子縁組里親の委託について、一定の年齢に達していることや、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって一律に排除せず、子どもの成長過程に応じた先の見通しを具体的に話し合いながら検討

㊧ 親族里親への委託について、虐待や養育拒否により両親等による養育が期待できない場合も対象に含まれる

等を盛り込んだところであるので、内容についてご承知おき願いたい。

③ 特別養子縁組の推進について

保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養育が必要な子どもに対し、温かく安定した家庭の中での養育を確保する上で、養子縁組あっせん事業が果たす役割は重要である。

このため、第192回国会（臨時会）において、議員立法として提出された民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が、平成28年12月9日に成立した。

同法では、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度とし、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、施行日は平成30年4月1日とされている。

金品による優先的なあっせんや、実親への不十分な意思確認など、養子縁組あっせん事業を行う者の対応が不適切な事案も生じており、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう、同法の施行に当たっては、下記の関係法令及び関係通知に基づき、適正に対応していただくようお願いしたい。また、同法の施行により、養子縁組あっせん事業に関する規制が大きく変更されることから、許可申請を希望する者からの相談に丁寧に応ずるなどの対応をお願いしたい。

また、平成30年度予算案において、特別養子縁組を推進するため、

ア 民間養子縁組あっせん機関と関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間養子縁組あっせん機関に対する助成や、職員の人材育成を進めるための研修受講費用を助成する「特別養子縁組民間あっせん機関助成事業」の創設

イ 民間養子縁組あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事業を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間養子縁組あっせん機関の職員等が受講する「特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業」の創設

を盛り込んだところである。管内に民間あっせん機関のある都道府県等におかれては、「特別養子縁組民間あっせん機関助成事業」の積極的な実施をお願いする。

また、各都道府県等におかれては、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについても、同法第4条の規定に基づき、児童の最善の利益に資する観点から、民間あっせん機関と連携・協力を努めていただくようお願いする。

(参考URL)

○民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000190286.pdf>

○民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令（平成29年政令第290号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000190289.pdf>

○民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000190290.pdf>

○民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年厚生労働省告示第341号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000195830.pdf>

○民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（通知）（平成29年11月27日付け子発1127第4号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000195833.pdf>

④ その他の留意点

ア 新生児・乳児の里親委託

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した家庭における養育環境と同様の養育環境を提供することが重要である。このため、特別養子縁組を希望する養子縁組里親に委託し、子どものパーマネンシー（恒久的な養育環境）を保障することを優先して検討するようお願いする。

また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、積極的に養育里親への委託を検討するようお願いする。

新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討するようお願いする。

イ 乳児院から里親への措置変更の推進

できるだけ早い時期に家庭における養育環境と同様の養育環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であることから、乳児院からも措置変更する子どもについては、原則として、里親委託への措置変更を検討するようお願いする。

(3) 施設の多機能化や小規模化・地域分散化等の推進について

(関連資料 1、9 参照)

① 小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の推進

児童養護施設の小規模化や地域分散化については、「できる限り良好な家庭的環境」の確保に向けて、引き続き推進していただくようお願いする。

児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、平成30年度予算案において、小規模グループケア加算の要件について、設置か所数の制限（1施設当たり6か所までを上限とし、かつ、3か所以上設置する場合はファミリーホームを2か所以上設置する等の要件）を見直すこととしている。

なお、施設整備に当たっては、入所する子どもにできる限り良好な家庭的環境を提供することはもとより、退所を見据えた自立支援や、子どものプライバシー等にも十分配慮のうえ進められたい。

② 乳児院等多機能化推進事業について

乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導担当職員を配置し、育児指導機能の充実を図るとともに、医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置し、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する「乳児院等多機能化推進事業」を平成30年度予算案において創設することとしているので、各都道府県等におかれては本事業の積極的な実施をお願いする。

(事業内容)

ア 乳児院等に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその家族はもとより、地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じ、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践しながら伝えること等により、子育てに関する不安を解消するなど育児指導機能の充実を図る「育児指導機能強化事業」

イ 乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する「医療機関等連携強化事業」

③ 児童心理治療施設の設置促進について

児童心理治療施設については、ケアワーカーに加え、医師や心理療法担当職員が配置されるなど人員配置が厚く、被虐待児や発達障害児が増えている中、専門性の高い児童福祉施設として、様々な心理的問題への対応が期待されている。

平成29年10月時点で46か所となっているが、平成28年度より、児童心理治療施設に配置すべき医師を確保するため、措置費における医師の person 費を含む事務費保護単価の改善を図るほか、平成29年度より、事務費の一般分保護単価において、「定員20人まで」及び「定員21人～25人まで」の区分を創設するなど、所要の改善を図ってきたところである。

現在、47都道府県のうち児童心理治療施設を未設置の自治体は、13自治体となっており、これらの自治体におかれては、管内のニーズを適切に把握しつつ、設置について前向きに検討いただくようお願いする。

(4) 被虐待児等への自立支援の充実について

(関連資料10～12参照)

① 社会的養護自立支援事業等について

大学等に就学していない自立援助ホームの入居者や里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を受けていた者に対して、措置解除後も、原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業等」について、平成30年度予算案においても引き続き実施することとしているので、各都道府県等におかれては、積極的な実施をお願いする。

また、措置延長、措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」(平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、自立生活に必要な力が身についていない状態で措置解除することのないよう、18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除をすることなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなどをお

示している。

改正児童福祉法においても、被虐待児童等に対する自立支援を進めているところであり、個々の子どもの状況に応じて必要な支援を行い、将来の自立に結びつけることができるよう、各都道府県等においては、この通知に基づき措置延長等の適切な実施をお願いする。

② 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業について

児童養護施設等を退所して就職した者又は大学等へ進学した者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することや、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的として、平成28年度より「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を実施している。

家賃・生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続により返済免除としているが、返済免除となった場合、現行制度では、免除された返済金は所得税法上の一時所得に該当し、特別控除の50万円を超えた額について課税対象となる。

資格取得貸付は、免除額は最大でも25万円であり、一時所得の金額が特別控除の範囲内にある限り課税はされないが、家賃・生活費貸付は免除額が特別控除の額を超える可能性がある。

家賃・生活費貸付の返済免除により課税される可能性が生じるのは、基本的に、就職した者への貸付の返済免除が始まる2021年（平成33年）以降となるが、厚生労働省においては、退所者等が安心して貸付金を利用することができるよう、来年度に税制改正要望を行うことを検討している。

各都道府県においては、引き続き、退所者等への積極的な制度の周知をお願いする。

③ 自立援助ホームの設置促進について

施設を退所して就職する子ども等に、共同生活を行う住居を提供して生活指導などを行う自立援助ホームについては、少子化社会対策大綱において、2019年度（平成31年度）末までに190か所の設置を目標として掲げているが、未設置の自治体もあることから、当該自治体におかれては、被虐待児童等への自立支援の充実を図るため、積極的な取組をお願いする。

平成30年度予算案では、自立援助ホームの入居者に対する支援の充実を図るため、児童用採暖費の対象に自立援助ホームを追加したとこ

ろであり、各都道府県等においては、各施設への周知徹底をお願いします。

なお、平成27年度より、「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業」（児童虐待・DV対策等総合支援事業）として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る事業を設けているので、積極的な活用をお願いします。

④ 母子の自立支援における母子生活支援施設の活用について

母子の中には、DVなど様々な課題を抱えている者もあり、「ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）」（平成25年8月ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ）では、「母と子が共に生活しながら、それぞれの個別の課題に対応した専門的支援を受けることができる母子生活支援施設を地域の社会資源として活用することが望ましい」とされている。

また、平成27年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「すくすくサポート・プロジェクト（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）」では、「母子生活支援施設において、子どもの生活・学習支援事業やショートステイ・トワイライトステイを実施するなど、母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用する。」とされているところである。

これらを踏まえ、各都道府県等においては、市町村への周知も含め、自立支援が必要な母子に対して母子生活支援施設の積極的な活用についてをお願いします。

なお、DV被害者については、加害者からの安全な保護のために広域的な対応を求められることも多いことから、個々の母子の状況に応じた円滑な広域入所や入所期間の調整をお願いします。

⑤ 児童家庭支援センターの活用について

児童家庭支援センターは、地域の子どもの福祉に関する相談に応じ必要な助言を行う事業であるが、この他にも地域の里親及び里親に委託された子どもに対する支援や児童相談所からの委託を受けて継続的な指導が必要な子どもに対する支援を行うことが可能である。

平成28年度からは、各センターにおいて、より積極的に相談対応等に応じることができるよう、相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた運営費補助による充実を図っているほか、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助に要する費用（指導委託促進事業）を盛り込んでいるところである。

また、平成28年改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則や、市区町村の相談体制の充実等も踏まえ、施設の地域支援機能や里親支援機能の強化の一環や、地域における相談支援拠点の一つとして、乳児院や児童養護施設等への附置も含めて、児童家庭支援センターの設置について積極的な取組をお願いしたい。

⑥ 児童入所施設措置費の費用徴収におけるマイナンバーを利用した所得情報の情報連携について

平成29年度の地方分権提案募集において、児童福祉法第27条第1項第3号の児童入所施設措置費の費用徴収に係る事務（以下「措置事務」という。）について、措置権者が市町村の税務当局からマイナンバーによる情報連携を活用して地方税関係情報を取得し、当該情報に基づいて本人の負担額を算定できるようにしてほしい旨の要望があった。

このため、措置事務について、当該事務の実施主体が市町村の税務当局からマイナンバーによる情報連携を活用して地方税関係情報を取得することができるよう所要の規定の整備を行うための法案を平成30年通常国会に提出している。

具体的には、地方税法上の守秘義務を解除する観点から、措置事務について、当該事務の対象者本人及びその扶養義務者の収入の状況に関する報告徴収に従わない場合の担保措置を設けることとしている。これにより、地方税関係情報の取得を可能にし、本人及びその扶養義務者の書類提出の負担を軽減するとともに、地方公共団体の事務処理の適正化を図るものである。なお、施行期日は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

また、上記に合わせ、児童入所施設措置費徴収金の基準額については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）において、被措置児童の属する世帯の所得による階層区分に応じて定められているが、今回の提案を受け、所得税額から地方税額に変更予定としているので、ご承知おき願いたい。

（５）社会的養育を担う人材確保について

① 民間児童養護施設職員等の処遇改善等について

平成29年度予算において、民間の児童養護施設職員等の業務の困難さに応え、人材確保と育成を図るため、以下の改善を行った。

（改善内容）

- ア 児童養護施設等に勤務する全ての職員を対象とした一律2%相当の処遇改善を行った上で、
- イ これに加えて、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を勘案した処遇改善や、キャリアアップの仕組みを構築し、一定の研修を修了した職務分野別のリーダー的職員や支援部門を統括する職員に対する処遇改善

民間児童養護施設職員等の処遇改善については、平成30年度予算案においても引き続き実施することとしているので、積極的な実施をお願いする。

また、社会的養護処遇改善加算のうち処遇改善加算（Ⅱ）から（Ⅳ）の対象者については、対象となる研修のア及びイの両方の研修を修了する必要があるが、平成29年度については、対象となる研修のア又はイのいずれかの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅱ）から（Ⅳ）の対象とすることができる取り扱いとしている。

この取り扱いについては、平成30年度も引き続き同様の取り扱いとすることとしているが、2019年度（平成31年度）については、原則として、対象となる研修のア及びイの両方の研修を修了している者のみ対象とする予定である。このため、対象となる研修のア又はイのいずれかの研修のみ修了している者については、平成30年度中に対象となる研修ア及びイの両方の研修を修了していただくようお願いする。

各都道府県等におかれても、対象となる研修のア又はイのいずれかの研修のみ修了している者が早期に両方の研修が修了できるよう、研修機会の確保や情報提供等に努めていただくようお願いする。

※対象となる研修

アの研修：中堅職員相当向けの研修

イの研修：業務内容に応じた研修

また、児童養護施設等の職員の業務負担の軽減を図るため、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進を図るとともに、一時保護委託中の子どもの情報等を、児童相談所と施設間で一元管理できるシステムを導入するための費用を補助する「児童養護施設等におけるICT化推進事業」を平成29年度補正予算に計上したところ。

本事業については、平成29年度における残額を繰り越し、平成30年度において、引き続き執行することとしているので、積極的な活用をお願いする。

② 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の活用について

「子育て支援員研修」の専門研修に設けた社会的養護に係る研修については、平成28年度15自治体において実施された。本研修は、社会的養護への入口として養育補助者の養成を行うとともに、将来の児童指導員等への就職につなげるための有効な手段であるため、積極的に活用願いたい。

さらに、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」（以下「本事業」という。）では、

- ・ 児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、
- ・ 学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費

について、平成30年度予算案においても引き続き本事業の対象経費としている。各施設において施設職員となる人材の確保が不可欠であることから、本事業の積極的な活用を検討されたい。

（6）施設運営の質の向上について（関連資料13～14参照）

① 第三者評価の受審と公表

社会的養護関係施設については、平成24年4月より3か年度に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられている。現在、第三者評価については、平成27年度から平成29年度までの3か年度間で実施されており、平成29年度は最終年度となっている。

今般、社会的養護関係施設の第三者評価基準の見直しを行い、平成30年度から適用する予定としているので、各都道府県等においては、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3か年度間の受審を促すようお願いしたい。

なお、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価の実施、公表を行うこと（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の2、第84条の3）となっているので、あわせて指導願いたい。

② 職員の資質向上のための研修

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業（各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児入所施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修を支援するもの）については、平成30年度予算案におても、引き

続き、実施することとしているので、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

③ 施設長研修の実施について

施設長研修は、児童自立支援施設の任用時研修は国立武蔵野学院で行う仕組みとなっているほか、厚生労働大臣が指定する者（各施設団体）が行うこととなっている。この研修は任用要件であるとともに、2年に1回以上の受講を義務付けているが、平成30年度は社会的養護施設関係5団体が共催で9月13日～14日（大阪会場）、12月13日～14日（東京会場）にて研修の開催を予定している。

④ 基幹的職員の配置の推進

各施設において自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員を配置することは、施設運営の質の向上に資するものである。基幹的職員が配置されていない施設がある都道府県等においては、基幹的職員の配置の検討をお願いする。

また、基幹的職員の要件となる研修を行う「基幹的職員研修事業」を補助事業として平成21年度より実施しているので、施設運営の質の向上に本事業の実施を検討されたい。

⑤ 国立武蔵野学院における研修の実施等

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所では、「基幹的職員研修事業」で研修の企画・実施を行う者（講師）向けの指導者養成研修、児童自立支援施設職員研修や児童相談所職員等に対する研修を実施しているので、各都道府県等におかれては研修への積極的な参加をご検討いただきたい。

また、国立武蔵野学院においては、「社会的養護における『育ち』『育て』を考える研究会」を設置し、社会的養護における子どもの「育ち」「育て」にかかわる実践的な課題等について継続的な検討を実施し、子どもの権利擁護の推進や職員の資質の向上などに資する資料の作成・提供を行っている。資料は武蔵野学院ホームページからダウンロード可能であり、社会的養護における養育者や支援者の資質向上を図るための実践的な資料等を掲載しているので、活用をお願いする。

⑥ 児童自立支援施設及び児童心理治療施設における学校教育の導入について

児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福

祉法が改正され児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、平成29年10月1日現在の実施状況は、53施設となっている。

また、児童心理治療施設は、個々の子どもの学力等に応じた教育的支援が必要なことから、地元学校の特別支援学級の分教室や分校、特別支援学校の分校、分教室など個々の子どもに合わせた教育ができる体制を整える必要があるが、平成29年10月1日現在の学校教育の実施状況は、43施設となっている。

児童自立支援施設に入所する子どもが学校教育を受けられるよう、文部科学省とも連携を図っているところであるが、導入（実施）予定の立っていない都道府県等においては、児童福祉主管課と教育委員会、施設が密接に連携を取りながら、児童福祉法の趣旨に沿い、早期に導入（実施）できるよう一層のご尽力をお願いするとともに、児童心理治療施設においても、個々の子どもの学力等に応じた教育的支援が行えるよう、積極的な学校教育の導入をお願いする。

（7）被措置児童等虐待について

児童福祉法改正により、平成21年4月から被措置児童等虐待の防止に関する事項が制度化されているが、毎年、施設職員等による被措置児童等への虐待事案が生じている。

都道府県等においては、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）等により、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等に取り組んでいただいているところであるが、これまでの届出・通告状況、事実確認状況等を踏まえ、あらためて貴管内における被措置児童等虐待への対応体制について、子どもの最善の利益や権利擁護の観点に即したものになっているか確認願いたい。特にすべての関係者に対する意識啓発や子どもへの周知については、不断の取組をお願いする。

その上で、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命・健康・生活が損なわれるような事態が予想される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

また、児童福祉法第33条の16の規定により、都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待あった場合に講じた措置等を公表するものとされているため、各都道府県におかれては、被措置児

童等虐待の状況等の公表につき、遺漏なきようお願いしたい。

なお、平成27年度及び平成28年度における全国の被措置児童等虐待に係る届出・通告状況、事実確認状況等については、現在集計中であり、とりまとめ次第公表する予定であることを申し添える。

[関連資料：家庭福祉課本課]

平成30年度 家庭福祉対策関係予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

(平成30年度予算案) (平成29年度予算額)
4, 897億円 (4, 860億円)

- 「すくすくサポート・プロジェクト」（「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」）、平成28年・平成29年に改正された児童福祉法等及び「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実を図る。
- また、同プロジェクト等に基づき、ひとり親家庭への総合的な支援施策を着実に実施するとともに、配偶者からの暴力被害者等に対して婦人相談所等で行う相談・支援を始めとする婦人保護事業の推進を図る。

I 「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実

「すくすくサポート・プロジェクト」（うち「児童虐待防止対策強化プロジェクト」）、改正児童福祉法等及び「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実を図る。これを踏まえた、平成30年度予算案の主な内容は以下のとおり。

☆ 児童虐待防止対策関係予算 (平成30年度予算案) (平成29年度予算額)
 ◇ 社会的養育関係予算 1,547億円の内数 (1,493億円の内数)
 ◇ 社会的養育関係予算 1,498億円の内数 (1,448億円の内数)

児童虐待防止対策関係予算及び社会的養育関係予算の主な内訳は以下のとおり。	
☆◇	・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 159億円 (154億円)
☆◇	・ 児童入所施設措置費等 1,266億円 (1,227億円)
☆◇	・ 次世代育成支援対策施設整備交付金 71億円 (66億円)
☆	・ 妊娠・出産包括支援事業 36億円 (38億円)
☆	・ 産婦健康診査事業 11億円 (4億円)
◇	・ 特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業 0.2億円 (0億円)
◇	・ 里親制度等広報啓発事業 0.6億円 (0.3億円)

※上記のほか、社会的養育関係予算として国立児童自立支援施設の運営に必要な経費を計上

1. 児童虐待の発生予防

児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向にあり、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約6割（平成27年度）であることを踏まえ、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援や地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチなどを通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遡減する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

① 子育て世代包括支援センターの全国展開

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じた産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業、内閣府予算に計上）を活用して実施。

【妊娠・出産包括支援事業：36億円】

② 産前・産後母子支援事業（モデル事業）の充実【拡充】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、平成29年度予算において創設した産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、看護師配置による居住支援・養育支援等を新たな支援体制モデルとして対象に加える。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

1. 児童虐待の発生予防（続き）

③ 産婦健康診査事業【拡充】

産後うつ等の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

【産婦健康診査事業：11億円】

(2) 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ（内閣府予算）

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,188億円の内数】

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,188億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童虐待が発生した場合の子どもの安全を確保するための初期対応が**確実・迅速**に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上等を行う。

(1) 児童相談所の体制強化等

① 児童相談所の法的機能の強化

児童相談所の業務が円滑に行われるよう、司法に関する相談や対応が必要となる事例について家庭裁判所、関係機関等との調整を行う弁護士等の配置を促進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

② 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化【拡充】

児童相談所及び市町村において、児童虐待の通告を受けた際に子どもへの安全確認等を行う体制の強化を図る。また、市町村分について、実施市町村数の拡大を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

③ 児童相談所・市町村に従事する者の資質の向上【拡充】

平成28年改正児童福祉法より、新たに義務付けられた研修等を円滑に実施することができるよう、支援の強化を図る。

また、義務研修等を円滑に行うため、都道府県等に研修専任コーディネーターを配置するとともに、都道府県等が、児童福祉司スーパーバイザー研修及び児童相談所長研修を実施又は委託する費用に係る補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

④ 児童相談所の設置促進【拡充】

中核市及び特別区等における児童相談所の設置準備に伴い、①増加する業務に対応するための補助職員の配置（中核市・特別区等に対する補助）、②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置（中核市・特別区等に対する補助）に要する費用の補助を行う。

また、児童相談所の設置を目指す中核市・特別区等へ職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用の補助を創設する。

さらに、新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が一時保護所を整備する際の補助の充実を図り、児童相談所設置を支援する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：71億円の内数】

⑤ 虐待・思春期問題情報研修センター事業

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修、児童相談所などの専門機関からの専門的な相談助言、児童福祉施設での臨床研究と連携した研究等を実施する。

また、都道府県等が実施する要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職等を対象とした義務研修の講師や企画担当者の研修について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」

児童相談所への通告・相談が適切に行われるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、引き続き、音声ガイダンスやコールセンターの運用を行う。

【児童相談体制整備事業：3億円】

(2) 市町村の体制強化

① 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進、相談支援体制の強化

市町村が、市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という）を運営する費用及び施設の修繕等に要する費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：71億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

② 市町村へのスーパーバイザーの配置

市町村が児童相談所からの指導措置の委託などの指導措置の委託など在宅での子どもの支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーの配置に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員等の配置に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

④ 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業の実施

要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての子ども、妊産婦に対して、セキュリティに配慮しながら関係者が常に情報を更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

⑤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,188億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

（3）適切な環境における子どもへの対応

① 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進【拡充】

一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置に要する費用を補助する。

また、一時保護所における学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合の補助の充実を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

② 一時保護所の整備の推進【拡充】

一時保護を要する子どもの増加に対応するため、一時保護所の整備を推進する。

また、新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が一時保護所を整備する際の補助の充実を図る。

【次世代育成支援対策施設整備交付金：71億円の内数】

③ 一時保護所における第三者評価の推進

一時保護所において、保護・支援を受ける子どもたちの立場に立った、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する一時保護所に対し、第三者評価受審費の補助を行う。

【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

（4）関係機関における早期発見と適切な初期対応

○ 医療従事者に対する資質の向上

医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応できる体制を整えるため、医療機関従事者への研修を実施するための費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

3. 被虐待児などへの支援

- 被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置が採られたこととなった場合には、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後や施設退所後等も含め、個々の子どもたちの状況に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

(1) 親子関係再構築の支援

- 家族再統合に向けた取組の推進

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、家族再統合への取組を進める。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

(2) 家庭養育等の推進

- ① 里親支援事業の充実【拡充】

里親制度の普及啓発による新規里親のリクルート、子どもと里親とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画の策定、委託後の相談支援等を行う里親支援事業について、「新規里親委託件数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることにより、包括的な里親支援体制の更なる充実を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

- ② 特別養子縁組民間あっせん機関助成事業の創設【新規】

民間養子縁組あっせん機関と関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間養子縁組あっせん機関に対する助成や、職員の人材育成を進めるための研修受講費用の助成を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

3. 被虐待児などへの支援（続き）

③ 特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業の創設【新規】

民間養子縁組あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、子どものもっとも最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間養子縁組あっせん機関の職員等が受講する研修事業を創設する。

【特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業：19百万円】

④ 里親制度・特別養子縁組制度の普及促進【拡充】

里親制度の普及促進のため、様々な広告媒体を活用して広報啓発を行う里親制度等広報啓発事業について、特別養子縁組制度についての広報啓発を加えることにより、両制度の社会的認知度を高める。

⑤ 乳児院等における里親支援の取組促進【拡充】

乳児院等について、入所児童を里親に委託する際のマッチングの実施や、委託後のアフターケアの実施など、積極的な里親支援を行う体制構築のため、児童入所施設措置費等の運用改善を行う。

【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

⑥ 里親に対するレスパイトケアの運用改善

経験の浅い里親等の育児不安や育児疲れ、医療的ケアの必要な子どもの看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減を図るためのレスパイトケアの利用手続きを簡素化する。

【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

⑦ ファミリーホームにおける措置費の支弁方法の見直し

家庭養育を推進するため、ファミリーホームにおいて安定的な運営が図られるよう事務費の保護単価を見直す。（現行の単価に加え、新たに現員5人以下の単価を設定）

【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

3. 被虐待児などへの支援（続き）

(3) 施設の小規模化・多機能化等の推進

① 児童養護施設の小規模化・地域分散化等の推進【拡充】

児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置か所数の制限（1施設当たり6か所までを上限とし、かつ、3か所以上設置する場合はファミリーホームを2か所以上設置する等の要件）を廃止するとともに、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成等を行う。

【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：71億円の内数】

② 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

③ 乳児院等における一時保護機能の強化【拡充】

一時保護が必要な子どもを積極的に受け入れる乳児院等に対する安定的な財政支援を図るため、児童入所施設措置費等の運用改善を行う。

【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

④ 乳児院等多機能化推進事業の創設【新規】

乳児院等における保護者等への支援のさらなる取組促進を図るため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に伝えながら行うこと等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実に図るとともに、医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

(参考) 【平成29年度補正予算案】

○ 児童養護施設等におけるICT化の推進

児童養護施設等の職員の業務負担軽減を図るため、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化、児童相談所との情報連携等、施設のICT化の推進に必要な経費を補助する。

3. 被虐待児などへの支援（続き）

(4) 被虐待児などへの自立支援の充実

① 社会的養護自立支援事業等の充実【拡充】

里親や児童養護施設等の委託・入所者に対して、措置解除後、原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業等」の実施を促進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

② 就学者自立生活援助事業の実施

大学等に就学している自立援助ホーム入居者について、20歳到達後から22歳の年度末までの間、引き続き継続して支援を行う「就学者自立生活援助事業」の実施を促進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

③ 未成年後見人支援事業【拡充】

未成年後見人の確保を図るため、未成年後見人に対する報酬や損害賠償保険料の補助を実施する。

また、児童相談所長以外からの請求に基づき選任された未成年後見人であっても、児童相談所長が認める子どもに係る未成年後見人については補助対象となるよう、補助対象の拡大を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

④ 入所児童の予防接種費用の実費分の支弁【新規】

入所児童に対する支援の充実を図るため、入所児童に必要なと認められる一定の予防接種に係る費用について、児童入所施設措置費等において実費分を支弁。

【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

⑤ 児童用採暖費の対象拡大【拡充】

自立援助ホームの入居者に対する支援の充実を図るため、児童用採暖費の対象に自立援助ホームを追加する。

【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

II ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進



「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、児童扶養手当制度の充実、母子父子寡婦福祉資金貸付金の大学院進学のための資金の創設、親の資格取得支援を充実するための高等職業訓練促進給付金の准看護師から看護師への進学支援など、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

また、配偶者からの暴力被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

これを踏まえた、平成30年度予算案の主な内容は以下のとおり。

(平成30年度予算案) (平成29年度予算額)
3,508億円の内数 (3,520億円の内数)

・ 母子家庭等対策総合支援事業	122 億円	(114 億円)
・ 児童扶養手当	1,711 億円	(1,784 億円)
・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金	32 億円	(36 億円)
・ 婦人保護施設措置費	23 億円	(23 億円)
・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 (※)	159 億円の内数	(154 億円の内数)
など (その他、他部局計上分を含む)		

※ 「児童虐待・DV対策等総合支援事業」は、「I「新しい社会的養育ビジョン」の実現に向けた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実」において計上した事業の再掲。

ひとり親家庭等の自立支援の推進

1. 支援につながる

(1) 自治体窓口のワンストップ化の推進

○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。

また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

(2) 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進（後掲・17ページ参照）

- ① 婦人相談員手当の拡充【拡充】
- ② 若年被害女性等支援モデル事業（仮称）の創設【新規】
- ③ 売春防止活動・DV対策機能強化事業の充実【拡充】
- ④ 婦人保護施設等における支援の充実【拡充】

(3) その他

① 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進

今後の子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等を実施する。

【保健福祉調査委託費：87百万円】

② 母子家庭等自立支援対策費

母子・父子自立支援員の全国研修会の開催等を通じて、ひとり親家庭等の自立支援を推進する。

【母子家庭等自立支援対策費：3百万円】

③ ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施

母子・父子福祉団体等の民間団体が全国的・広域的に行うひとり親家庭等の自立支援に資する事業への財政支援を通じ、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図る。

【ひとり親家庭等自立促進基盤事業：9百万円】

2. 生活を応援

(1) 児童扶養手当の支給【拡充】

- ① 全部支給に係る所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる。
- ※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

- ② 手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

児童扶養手当の支給回数について、2019年（平成31年）11月支給（8月分～10月分）から、現行の年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直すため、必要な措置を講ずる。

【児童扶養手当給付費負担金等：1,711億円】

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行っているが、大学院への進学を希望するひとり親家庭の子どもを支援するため、新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付けに係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設する。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金：32億円】

(3) 子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）の実施

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもたちの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

(4) 養育費の確保等支援

① 養育費相談支援センター事業

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

【養育費確保支援事業委託費：56百万円】

2. 生活を応援（続き）

② 母子家庭等就業・自立支援事業の推進

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施し、母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。
また、弁護士による養育費相談を実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

(6) 未婚のひとり親家庭の母（父）に対する寡婦（夫）控除のみなし適用【新規】

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

3. 学びを応援

(1) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進

ひとり親家庭の親及びその子どももの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

(2) ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

4. 仕事を応援

(1) 就職に有利な資格の取得支援

○ 母子家庭等自立支援給付金事業の推進

・ 高等職業訓練促進給付金の充実【拡充】

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。

また、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

・ 自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

(2) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

また、自立支援プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持するとともに、更なる目標が設定できるよう、アフターケアを実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

（1）婦人相談員手当の拡充【拡充】

婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、婦人相談員手当の引き上げを図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

（2）若年被害女性等支援モデル事業（仮称）の創設【新規】

若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

（3）売春防止活動・DV対策機能強化事業の充実【拡充】

○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業の創設

婦人相談所一時保護所において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員を配置し、支援体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

（4）婦人保護施設等における支援の充実【拡充】

- ・ 婦人保護施設及び婦人相談所一時保護所における同伴児童対応職員の配置を拡充することにより、同伴児童に対する支援体制の強化を図る。

※ 同伴児童対応職員の配置

（現行）最大3名まで配置可能 → 最大5名まで配置可能

- ・ 婦人保護施設において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員の配置に係る加算を創設する。

【婦人保護施設措置費等：23億円の内数】

子育て世代包括支援センターの全国展開（妊娠・出産包括支援事業）

平成29年度予算：37.8億円 → 平成30年度予算案：36.3億円

要旨

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。

また、同センターの拡充に伴い、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るため一体的に拡充する。

事業内容

妊娠・出産包括支援事業

実施主体：市町村(⑤は都道府県)、補助率：1/2

- ①産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援等）
- ②産後ケア事業（母子への心身のケアや育児サポート等）
- ③妊娠・出産包括支援緊急整備事業（①及び②の修繕費）
- ④子育て世代包括支援センター開設準備事業（立ち上げ準備経費）
- ⑤妊娠・出産包括支援推進事業（都道府県による研修の実施等）

【29年度予算】

- 240か所 → 400か所
- 240か所 → 520か所
- 104か所 → 47か所
- 150か所 → 200か所
- 47都道府県 → 47都道府県

【30年度予算案】

（参考）子育て世代包括支援センターの運営費について

利用者支援事業 実施主体：市町村、負担割合：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 ※内閣府予算に計上

（子ども及びその保護者等の身近な場所での、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を実施する事業）

子育て世代包括支援センター

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握 ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ②妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導 ④支援プランの策定



子育て世代包括支援センター開設準備事業
子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】

妊娠前

妊娠に関する普及啓発

不妊相談

妊娠期

妊婦健診

両親学級等

出産

産前・産後サポート事業

助産師等の専門家や、シニア世代が話し相手となる相談支援により、妊産婦の孤立感の解消を図る。

乳児家庭
事業訪問

産後

産後ケア事業

産婦健診 産婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等を行う。

産婦健診

乳幼児健診

養子縁組

育児

子育て支援策

- ・保育所
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・里親
- ・乳児院
- ・その他子育て支援策

産婦健康診査事業

平成29年度予算:3.5億円 → 平成30年度予算案:10.7億円
 (支給対象件数:70,153件) (支給対象件数:214,554件)

要旨

産後うつ等の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。(平成29年度創設)

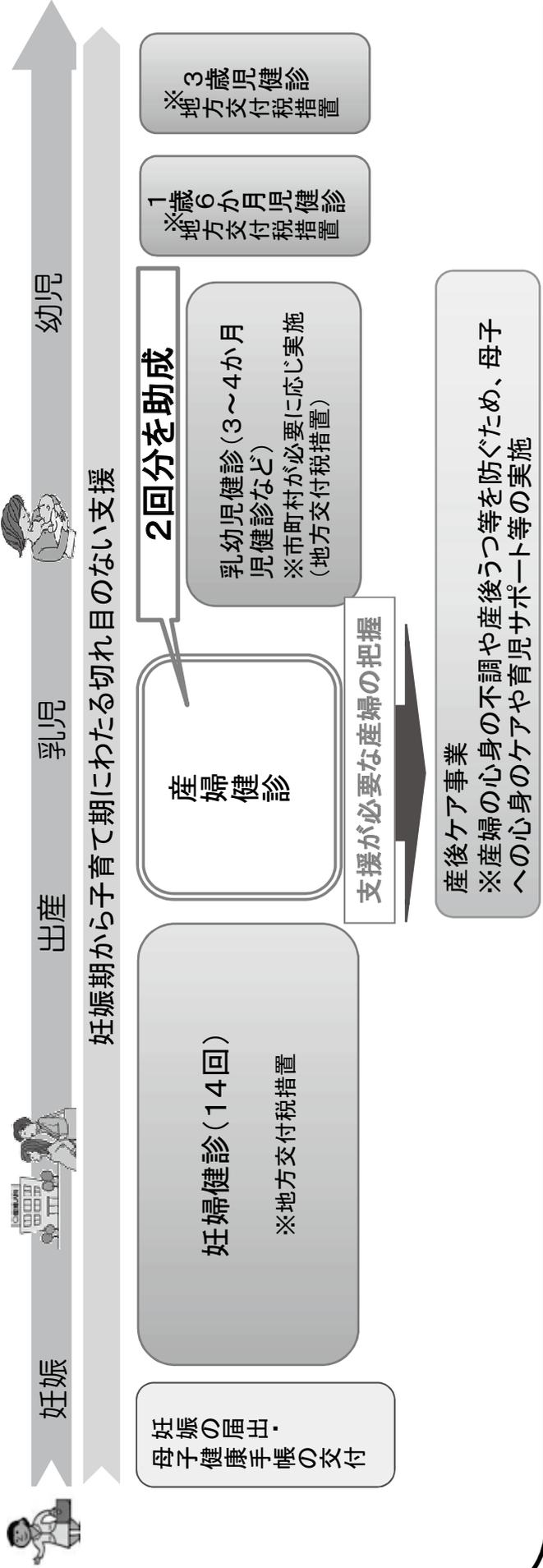
事業内容

○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。

(実施主体:市町村、補助率:1/2、基準額:1回当たり5,000円)

※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。

- (1)産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2)産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3)産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。



児童相談所及び市町村の体制強化

現状・課題

- 児童相談所の体制強化を図る観点から、平成28年改正児童福祉法により、専門職の配置、児童福祉司等の研修義務化、弁護士配置等が規定された。
- このため、各児童相談所において、体制・専門性の強化が着実に進められるよう財政支援を行う必要がある。

- 平成28年改正児童福祉法に規定された、市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という）の設置促進に向け、市町村に対する財政支援を行う必要がある。

対応方針

以下の事業に係る補助を行う。

(1) 児童相談所の体制強化

<研修の充実>

- 児童相談所の職員等への研修に係る費用への補助
 - ・ 研修等（児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、要保護児童対策調整機関調整担当者研修）に係る補助基準額の引き上げ《拡充》
 - とともに、SV研修等を実施できるよう補助を創設《新規》
- 司法に関する対応が必要となる事例について調整を行う弁護士配置

<一時保護所の機能の充実・強化>

- 実務経験者である教員OBや警察OB等の一時保護対応協力員の配置
 - ・ 一時保護所において学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合に補助基準額を引き上げ《新規》
- 児童虐待の通告を受けた際に安全確認等を行う者の配置や、夜間休日を問わずいつでも相談に応じるための対応協力員の配置

<その他>

- 未成年後見人支援事業
 - ・ 未成年後見人から適切な支援を受けられるよう、児童相談所長以外からの請求に基づき選任された未成年後見人も、報酬等の補助対象とする《拡充》

(2) 市町村の体制強化

<支援拠点の設置促進>

- 支援拠点を運営する費用及び施設の修繕等
- 児童虐待の通告を受けた際に安全確認等を行う者の配置
- 専門知識を有するスーパーバイザーの配置

<要保護児童対策地域協議会の機能強化>

- 要保護児童対策調整機関の調整担当者が研修を受講する間の代替職員の配置
- 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイスを行う虐待対応強化支援員又は心理担当職員の配置 等

中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

現 状

・平成28年改正児童福祉法附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

対応方針

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、以下の費用への補助を行う。

財政面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①市区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置
- ②市区における研修専任コーディネーターの配置
- ③市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶが間の代替職員の配置
- ④都道府県等職員（S V等）を市区へ派遣した場合の代替職員（都道府県等）の配置（都道府県等に対する補助） 《新規》

◆施設整備への支援（一時保護所）

- ①一時保護所の創設
- ②個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について①に加算 《新規》

制度・運用面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成
- ③児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加

◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の仕組みの提示

平成30年度予算（案）における「新しい社会的養育ビジョン」への対応

項目	充実内容
里親支援	<p>里親支援事業について、「新規里親委託件数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親とへの面会交流支援を追加 <児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数></p> <p>乳児院等における里親支援の促進を図るため、里親支援に積極的に取り組む施設に対し児童入所施設措置費等の運用改善 <児童入所施設措置費等：1,266億円の内数></p>
永続的解決	<p>民間養子縁組あっせん機関と関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助・養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間養子縁組あっせん機関に対する助成や、職員の人材育成を進めるための研修受講費用を助成 <児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数></p> <p>民間養子縁組あっせん機関での人材育成を進めるため、民間養子縁組あっせん機関の職員等が受講する研修事業を創設 <特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業：0.2億円></p>
一時保護改革	<p>里親制度等広報啓発事業について、「特別養子縁組制度」の広報啓発費用を追加</p> <p>乳児院等における一時保護の受入体制の強化を図るため、一時保護委託を積極的に受け入れる施設に対し児童入所施設措置費等の運用改善 <児童入所施設措置費等：1,266億円の内数></p> <p>一時保護所において学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合の補助の充実 <児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数></p> <p>一時保護された子どもに対し、子どもの生活用品を初日から配布できるよう、一般生活費の支弁方法を見直し <児童入所施設措置費等：1,266億円の内数></p> <p>一時保護の地域分散化を推進するため、これまでの一時保護専用施設の敷地内要件を緩和し、敷地外に設置した場合も加算対象に追加 <児童入所施設措置費等：1,266億円の内数></p> <p>一時保護委託を受けた施設又は里親が子どもの通学時に送迎を行った場合の加算を創設 <児童入所施設措置費等：1,266億円の内数></p>
中核市・特別区の児童相談所設置	<p>都道府県等から中核市・特別区へ職員（SV等）を派遣する際の代替職員の配置に要する費用の補助を創設 <児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数></p> <p>中核市・特別区が個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような一時保護所を整備する場合の補助の加算を創設 <次世代育成支援対策施設整備交付金：71億円の内数></p>
子どもの権利擁護	<p>未成年後見人支援事業について、児童相談所長以外の者が選任の請求を行った未成年後見人を補助対象に追加 <児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数></p>

家庭と同様の環境における養育の推進

- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業159億円の内数
- ・児童入所施設措置費等1,266億円の内数
- ・特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業19百万円
- ・里親制度等広報啓発事業60百万円

里親支援事業の拡充

- 里親委託の更なる推進に向けて、「新規里親委託件数」に応じて加算
- ・
- ・ 実親との面会交流支援を追加



特別養子縁組制度の推進

- 関係機関との連携体制を構築し、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間あっせん機関への支援及び人材育成のための研修の実施、制度の周知広報を実施



ファミリーホームの設置促進

- 家庭養育を推進するため、ファミリーホームにおいて安定的な運営が図られるよう事務費の単価区分を見直し



乳児院等における里親支援の取組促進

- 入所児童を里親に委託する際のマッチングの実施や、委託後のアフターケアの実施など、積極的な里親支援を行う体制構築のため、児童入所施設措置費等の運用改善



レスパイトケアの活用促進

- 経験の浅い里親等の育児不安や育児疲れ、医療的ケアの必要な子どもの看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減を図るためのレスパイトケアの利用手続きを簡素化し活用を促進

家庭と同様の環境における養育が困難な場合は、「できる限り良好な家庭的環境」で養育

施設の小規模化・地域分散化等

- 児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置
か所数の制限を廃止
- 児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物を活用して地域小規模児童養護施設等を運営する場合の賃借料
に対する助成等を行い、施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施

特別養子縁組制度の推進

- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業159億円の内数
- ・里親制度等広報啓発事業60百万円
- ・特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業19百万円

民間あっせん機関の業務の質の確保を図るための助成事業の創設

➤ 関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間あっせん機関に対する助成や、職員の人材育成を進めるための研修受講費用の助成を行う事業を創設する。（児童虐待・DV対策等総合支援事業）



民間あっせん機関職員等に対する研修の実施

➤ 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を創設する。（特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業）

広報啓発

➤ 特別養子縁組制度の普及促進のため、様々な広告媒体を活用して広報啓発を行うことにより、制度の社会的認知度を高める。（里親制度等広報啓発事業）

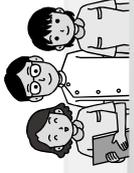
家庭養育の推進等に向けた乳児院等の機能強化・多機能化

- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業159億円の内数
- ・児童入所施設措置費等1,266億円の内数

医療機関との連携強化

医療機関との連携強化

- 医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進



施設の小規模化・地域分散化

小規模化、地域分散化の推進

- 児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置か所数の制限を廃止
- 児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物を活用して地域小規模児童養護施設等を運営する場合は賃借料に対する助成等を行い、施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施

親子関係再構築支援等の強化

親子関係再構築支援等の推進

- 乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実
- 里親支援事業に実親との面会交流支援を追加

里親・養子縁組支援の強化

里親支援事業の拡充

- 里親委託の更なる推進に向けて、
 - ・「新規里親委託件数」に応じて加算
 - ・実親との面会交流支援を追加



レスパイトケアの活用促進

- 経験の浅い里親等の育児不安や育児疲れ、医療的ケアの必要な子どもの看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減を図るためのレスパイトケアの利用手続さを簡素化し利用を促進

乳児院等における里親支援の取組促進

- 入所児童を里親に委託する際のマッチングの実施や、委託後のアフターケアの実施など、積極的な里親支援を行う体制構築のため、児童入所施設措置費等の運用改善

受入体制の強化

- 一時保護が必要な子どもを積極的に受け入れる乳児院等に対する安定的な財政支援を図るため、児童入所施設措置費等の運用改善

一時保護機能等の強化

特定妊婦等への支援

産前・産後母子支援事業（モデル事業）の拡充

- 母子ともに社会的養護が必要な場合に、施設において受け入れ、自立に向けた支援を実施



*平成29年度予算において創設した産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、看護師配置による居住支援・養育支援等を新たな支援体制モデルとして対象に加える。

○ひとり親家庭の自立支援及びDV対策等の推進

- ◆「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭への総合的な支援を着実に実施するとともに、高等職業訓練促進給付金の充実などにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。
- ◆婦人保護事業について、DV被害者等様々な困難を抱える被害者のニーズに対応した相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

ひとり親家庭の自立支援の推進

- 高等職業訓練促進給付金等事業【拡充】（母子家庭等対策総合支援事業）
高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】
新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付けに係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設する。
- 未婚のひとり親家庭の母（父）に対する寡婦（夫）控除のみなし適用
未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

DV対策等の推進

- 若年被害女性等支援モデル事業（仮称）【新規】（児童虐待・DV対策等総合支援事業）
若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。

児童扶養手当制度の改善事項

1. 手当の支給回数の見直し（平成28年改正法附帯決議事項／法改正事項）

<内容>

現行の年3回（4月、8月、12月）から奇数月の隔月支給（年6回）とする。

※ 2019年（平成31年）の11月支給（8月分～10月分）から隔月支給に変更。

2. 全部支給所得制限限度額の引上げ（政令改正事項）

<内容>

「全国ひとり親世帯等調査」の結果を踏まえ、全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円に引き上げる（扶養親族等の数が1人の場合）。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

3. 公共用地取得による土地代金等にかかる特別控除（政令改正事項）

<内容>

手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

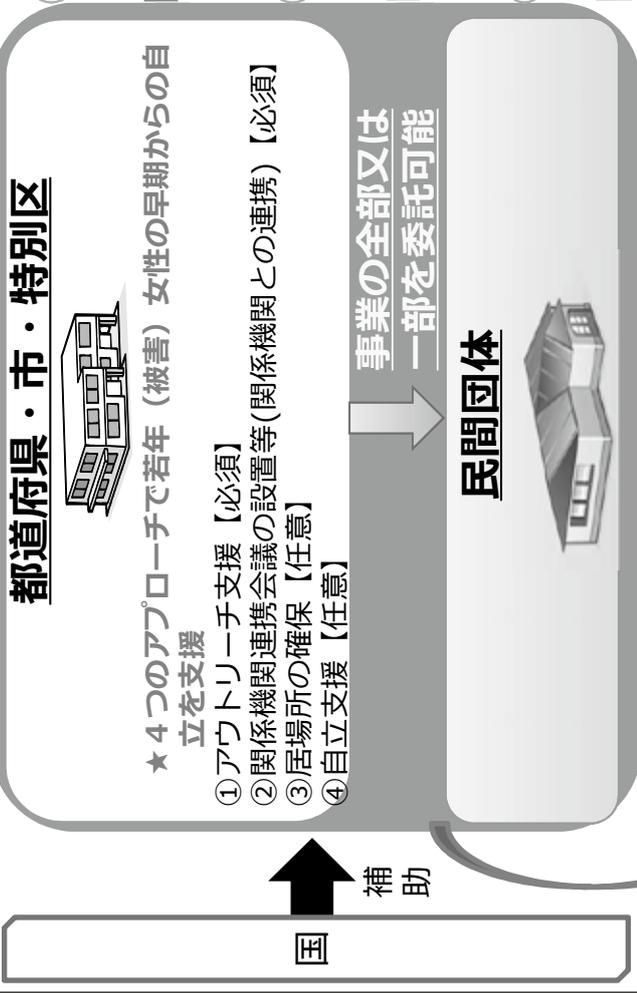
※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

若年被害女性等支援モデル事業（仮称） <新規>

（児童虐待・DV対策等総合支援事業 159億円の内数）

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を新たに実施する。 <実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国10/10

<モデル事業イメージ>



若年被害女性等

① アウトリーチ支援

<未然防止>

- ◆ 夜間見回り・声かけ
- ◆ 相談窓口の開設（電話・メール・LINE）

③ 居場所の確保

- ◆ 一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

④ 自立支援

- ◆ 学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

（「Kビジネス被害者等」
家出少女・AV出演強要等）



② 関係機関連携会議の設置等（関係機関との連携）

- ◆ 実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体との連絡・調整を図る
- ◆ 身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ（同行支援を含む）



※第 23 回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（平成 30 年 1 月 31 日）資料

都道府県計画の見直し要領（骨子案）

※ 平成 28 年および 29 年の通常国会において、いずれも全会一致で成立した改正児童福祉法においては、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正されるなど、社会的養育に関する抜本的な改正が行われた。この都道府県推進計画の見直し要領（骨子案）は、改正児童福祉法等を受けて行われるべき既存の都道府県推進計画（以下「計画」という。）の全面的な見直しに当たって踏まえるべき基本的考え方や留意点などのポイントをまとめたもの。

各都道府県においては、この見直し要領（骨子案）を基に計画の見直しに向けた準備や検討を進め、平成 30 年度中を目処に計画を見直していただきたい。今後、関係者のご意見や、現在検討中のフォスタリング機関事業のガイドライン並びに施設の高機能化及び多機能化・機能転換も盛り込んだ「都道府県推進計画の見直し要領」を年度内に正式にお示しする予定。

1. 今回の計画見直しの位置付け

- ・ 児童家庭福祉施策については、これまで、累次の一部改正を行っており、平成 16 年児童福祉法改正においては、市町村が児童家庭相談に応ずる業務を追加、都道府県が市町村への必要な援助を行う業務を追加、要保護児童対策地域協議会の法定化、児童養護施設等の目的として施設退所児童に対する相談援助を規定することなど、社会の変化に応じた一部改正を行い、取組を進めてきた。
- ・ 近年では、「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）を踏まえた計画に基づき、里親等への委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等の取組を段階的に進めてきている。これにより、家庭的養護の推進が図られ、職員配置基準の改善や施設の生活単位の小規模化などで前進をみた。
- ・ 一方で、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の理念規定は昭和 22 年の制定時から見直されておらず、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること、より家庭に近い環境での養育が優先されること等の考え方が明確ではなかった。
- ・ また、現状においても、里親等の委託率については、全国平均で「社会的養護の課題と将来像」が目標とする水準を下回る 2 割弱に留まっており、伸び率も毎年 1%程度と低く、自治体格差も大きい。施設入所率が依然として高い状況について、国連子どもの権利委員会からも懸念・勧告が示されており、更に家庭における養育を進めるため、民間との連携を含めた更なる里親支援の充実が課題となっている。
- ・ なお、「社会的養護の課題と将来像」においては、特別養子縁組に関しては、新生児の「特別養子縁組を前提とした里親委託」の活用に触れられているのみで、パーマネンシ

一保障としての言及はなく、推進政策も定められていない。加えて、市区町村による在宅支援の充実、一時保護の在り方、児童相談所の体制強化などについても記載されていなかった。

- ・ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）施行前の平成 11 年度に比べ、平成 28 年度には約 10.5 倍に増加しているのに比して、里親等委託児童・児童養護施設等入所児童といった代替養育の受け皿は伸びてこなかった。
- ・ このような中、児童福祉法等の抜本的な改正に向けた「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告（提言）（平成 28 年 3 月）を受け、平成 28 年に児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正児童福祉法」という。）が全会一致で成立した。この平成 28 年改正児童福祉法においては、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるという大きな視点の転換がされるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。
- ・ 国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障となる特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める（家庭養育優先原則）こととされた。そして、これらが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアやグループホームなどの「良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置を講ずること、すなわち、施設の小規模化や地域分散化に向けた方向性が明確に示された。
- ・ また、これらを施策として展開するにあたっては、平成 28 年改正児童福祉法第 2 条において、何よりも子どもの最善の利益を優先させなければならないとされた。
- ・ 加えて、在宅支援の充実強化に向けた市区町村子ども家庭総合支援拠点の創設や、児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司等の研修義務化や弁護士配置の措置等が規定された。
- ・ 更に平成 29 年 5 月には、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 69 号。以下「平成 29 年改正児童福祉法」という。）が全会一致で成立し、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされた。
- ・ これら児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成 28 年改正児童福祉法に基づく新たなビジョンを提示するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、平成 29 年 8 月に、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

- ・ 「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの最善の利益を念頭に、平成28年改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、市区町村における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所改革等に加え、一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォスタリング機関事業の構築、乳児院等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援など、平成28年改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示された。
- ・ なお、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）（平成28年6月3日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」において、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、特別養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることを明確にしている。また、「里親委託ガイドライン」の改正（平成29年3月31日付）においても、施設に長期間入所している子どもについて、早急に自立支援計画の見直しを行い、里親委託を検討する必要があるとした。
- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組についても、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、こうした平成28年改正児童福祉法の理念や、「新しい社会的養育ビジョン」で示された基本的な考え方が踏まえられたものとしていくことが求められている。
- ・ 平成28年改正児童福祉法が求める子どもの権利を保障するためには、できるだけ迅速に、数値目標を盛り込んで、計画を全面的に見直すことが求められている。
- ・ また、その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、平成30年度中を目処とする計画の見直しについて、国として、その見直しのための要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 「1.」で示したように、2年続けて、全会一致で抜本的に改正された児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現する計画を立てる必要がある。その際、国会審議において明らかなように「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直して、「新しい社会的養育ビジョン」の基本的な考え方が踏まえられたものとする必要がある。
- ・ 今般の見直しの対象は、次のように、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。

- ・ また、子どもが権利の主体であるという平成 28 年改正児童福祉法の理念を念頭に、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）や保護者などの支援の対象となる者や、里親や児童養護施設などの支援を提供する者の意見が適切に反映される必要がある。なお、平成 28 年改正児童福祉法第 2 条の趣旨から、優先的に考慮すべきは子どもの最善の利益でなければならず、子どものニーズを基礎としたものとするに十分留意する必要がある。
- ・ まず、在宅で生活している子どもや家庭への支援については、地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められている。子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子どもと家庭を支援するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援のための子育て世代包括支援センターや子ども等に対する必要な支援を適切に行うための市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及を図るなど、この身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ることが求められる。身近な市区町村における取組は、予防や早期対応という観点からも重要である。
- ・ また、虐待の危険が高いなどの理由で集中的な在宅支援が必要な家庭には、平成 29 年改正児童福祉法により新たに設けられた保護者に対する指導への司法関与も活用し、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、子どもへの直接支援サービスや親子入所機能創設などのメニューも充実させて親子を分離しないケアの充実を図るなど確実に在宅の子どもに対して支援を届けることが求められる。
- ・ 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われる。一時保護は、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るため一時的にその養育環境から離すものであり、子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものである。また、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。このため、一時保護された子どもに対して、一時保護の理由や目的などを丁寧に説明するとともに、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。
- ・ このため、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めるために示す一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護の改革を行い、見直しや体制整備を図ることが必要である。この際、一人一人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えることが必要である。一時保護を行う場合は、こうした一時保護の目的を達成した上で、平成 28 年改正児童福祉法第 3 条の 2 に規定する児童の家庭養育優先原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるものである。

- ・ また、子どもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討する。
- ・ 引き続き代替養育が必要となった場合は、「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームでの養育を原則とする。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが求められる。
- ・ 学童期以降の子どもについても、里親委託を通じて、地域生活、家庭生活上の知識や技術の獲得といった今後の自立に向けた支援が可能であり、積極的に里親委託を検討していくことが求められる。ただし、家庭では困難な専門的ケアを要する、もしくは年長児で家庭養育に対する拒否感が強いという理由で施設養育が必要とされる子どもに対しては、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的養育環境」として小規模で、できるだけ地域に分散化された環境を提供する。
- ・ 代替養育を行う際は、児童相談所や市区町村、里親や施設等が協働して、子ども・保護者・家庭等への支援方針を明確にして家庭復帰に最大限努力する。それが困難又は適当でない場合や、家庭復帰が望めないと判断される場合には親族・知人による養育（里親制度の活用も含む）、さらには特別養子縁組、普通養子縁組を活用してパーマネンシーを保障するなど、このような永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底することが求められる。
- ・ 代替養育については、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームでの養育を原則とする。その上で、家庭では困難な専門的ケアを要する、又は、年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由で施設での養育が必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、子どものニーズに合った養育となるように必要な措置が講ぜられることが求められる。
- ・ これまで、施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設等については、上記のように、家庭養育優先を進める中においても、これら施設の専門性は、施設での養育を必要とする子どもの養育（家庭での養育が困難な子ども及び年長で、今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子ども等）という高機能化された養育を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うなど、施設の高機能化および多機能化・機能転換を図る中でも発揮されることが期待される。
- ・ 今後、家庭養育優先原則を実現するためには、その受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を提供するため、包括的な里親等支援体制を実現することが不可欠である。どの地域においても、質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート、登録から子どもの委託後支援、措置解除後の支援に至るまでの一連の包括的な業務を一貫して行うフォスタリング機関が確保されることが求められる。こうした体制は、児童

相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて構築していくことが求められる。また、里親の確保を進めるに当たっては、親族や知人の活用を積極的に検討することも必要である。

- ・ こうした取組を通じて、毎年の進捗管理をしつつ、出来るだけ早く「乳幼児の里親等委託率75%以上」、「学童期以降の里親等委託率50%以上」を実現できるよう、国が支援策等を講じていく。なお、国としては、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローしながら、達成時期の早期化を図る。
- ・ 代替養育や在宅措置などを経験した子どもの自立支援については、行政としての責務である。社会的養護自立支援事業に取り組むなどにより、代替養育を離れた後も個々の子どものニーズに応じた支援を提供できることが必要である。
- ・ 児童相談所においては、体制及び専門性を計画的に強化するため、平成28年改正児童福祉法や児童相談所強化プランも踏まえつつ、職員配置を行うとともに、人材の確保や育成のための研修等を行うことが必要である。また、平成28年の改正児童福祉法附則第3条の趣旨は、全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであるから、中核市・特別区における人材養成等、国はもとより都道府県においても十分な支援を行う。
- ・ また、平成28年改正児童福祉法により法律に位置づけられた児童福祉司の指導・教育を行うスーパーバイザー、児童心理司、医師又は保健師、弁護士の配置を行う必要がある。とりわけ、弁護士の配置に関しては、平成28年9月に改正された「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）において、「弁護士の配置に関する『これに準ずる措置』とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。（単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は、『準ずる措置』には含まれない。）」としていることに留意して、弁護士配置については、法律上の調整が必要な問題等について、児童相談所の職員が日常的に相談できる体制を整備するため、配置時期を明記するなどして、任期付き職員の活用なども含め、常勤職員の配置を進める。
- ・ 今般の計画の全面的な見直しは、社会的養育を必要とする子どもの置かれた親子関係や家族関係が複雑多様であること、地域特性や子どもの置かれた事情が異なっていること等、現場の実態も踏まえることは必要であるが、それにより、子どもが適切に養育される権利や家庭養育優先の原則など、子どもの最善の利益実現の確保が疎かになってはならないよう十分に留意する必要がある。都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設（障害児入所施設を含む。）などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。

- ・ これらの取組を進めるに当たっては、各都道府県においては、国における目標を念頭に計画期間中の具体的な数値目標を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ なお、国においては、毎年、計画の各取組の指標をとりまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行うとともに、定期的に進捗の検証及び取組・指標の再検討を行う。この政策評価に関しては、当事者である社会的養護経験者や、専門家、里親等の支援者、都道府県等多方面からの参画により実施し、公表する。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 留意事項

4. 項目ごとの見直し要領（骨子案）

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ 平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた前記の基本的考え方を踏まえ、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 平成28年改正児童福祉法による子どもの権利保障および家庭養護優先原則を最優先に計画を立てること。あくまで子どもの最善の利益を優先すること。
- ii 平成28年改正児童福祉法及び「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた前記の基本的な考え方を踏まえて、計画を立てること。
- iii 計画の進捗を評価できるように、評価指標を把握すること
- iv 市区町村における在宅支援サービスの取組等に対する都道府県による支援（人材確保や人材育成のための研修や財政的支援など）、一時保護改革、フォスタリング業務（包括的里親支援）、特別養子縁組推進、できる限り良好な家庭的環境とするため

の施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換への支援、子どもの自立支援、児童相談所機能強化、子どもの権利擁護（アドボカシー）等に対する取組の充実を図ることなどの基本的考え方を記載すること。

- v 都道府県内の社会資源および子ども家庭の状況を把握し、各都道府県内の社会的養育の体制整備の全体像を記載すること。

（2）当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を汲み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。

（計画策定に当たっての留意点）

- i 施策の利用の決定に当たっては、子どもに十分な説明がなされることを徹底すること。
- ii 特に、代替養育に関する措置とその変更時及び措置継続の際には定期的（少なくとも半年に1回）に理由や見通しを含めて丁寧な説明をするとともに、意見表明できる年齢の子どもには、十分な意見の聴取を行い、方針決定にできるだけ反映されること。ただし、子どもの最善の利益のためにその意見が反映できない時にはその理由等を十分に子どもに説明すること。
- iii なお、平成28年改正児童福祉法では、児童福祉審議会は関係者からの報告や意見聴取ができることにするとともに、委員に、より高い公正性を求めることとした。また、国において、都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み等に関する調査研究を行っており、この結果について周知していく予定としている。都道府県においては、こうしたことも踏まえて検討していくこと。

（評価のための指標例）

- ・ 一時保護や代替養育における権利擁護の実施状況（子どもへのアンケート調査、子どもの権利を擁護する仕組みの活用状況等）

（3）市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・ 子ども・子育て支援法に基づき、市区町村及び都道府県は、乳児家庭全戸訪問事業などの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや児童虐待防止対策の充実策などを盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を策定している。計画に盛り込む市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組については、本年度（平成29年度）に行われた中間見直し後の「子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に係る内容（市区町村が中心となって実施している子どもに対する在宅支援サービスの取組等）を踏まえるとともに、更なる市区町村における子ども家庭支援を促進していくための方向性を示すものとして、以下の①～②を盛り込んだ内容を含めて策定すること。

①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 以下の i～iv について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
 - i 子育て世代包括支援センターの普及について
 - ii 市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及について
 - iii 市町村の支援メニューの充実について（ショートステイ、トワイライトステイ事業等）
 - iv 母子生活支援施設の活用について
- ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定すること。

（計画策定に当たっての留意点）

- i 計画には管内市区町村に対する子育て世代包括支援センター、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置、支援メニューの充実、母子生活支援施設の活用等に向けた都道府県の支援・取組（設置促進策、活用促進策、人材育成支援策）を記載すること。その際、市区町村と連携した地域資源の把握等も進めること。
- ii 設置促進や活用にあたっては、「子育て世代包括支援センター業務ガイドラインについて」（平成 29 年 8 月 1 日付け子母発 0801 第 1 号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）、「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）について」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 47 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等を参考として、人材育成、関係機関との連携等について、支援体制等を検討すること。
- iii 今後の「市町村子ども・子育て支援事業計画」の見直し内容を順次反映すること。

②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定すること。

（計画策定に当たっての留意点）

- ・ 計画の策定にあたっては以下のような点も考慮して検討すること。
 - i 児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置などを考慮して、市区町村子ども家庭支援拠点の機能を担ったり、フォスタリング機関としての機能を担うなど、機能強化を図ること。
 - ii 児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景を踏まえて、児童相談所の管内の人口規模に応じた配置や、都道府県域が広域にわたるなど児童相談所が身近にない地域への設置を検討すること。

- iii 施設の地域支援機能や里親支援機能の強化の一環として、各施設の標準装備として設置を検討するとともに、NPO法人や医療法人等多様な民間団体が、児童家庭支援センターを開設できるような働きかけを行うこと。

(評価のための指標例)

- ・ 子育て世代包括支援センターの実施率
- ・ 子ども家庭総合支援拠点実施数
- ・ 児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号に基づく、市区町村への指導委託数
- ・ 乳幼児健診後の要支援・要保護フォローアップ率

(4) 各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み

- ・ 次に掲げる参考1から参考3を参考に、現行計画における代替養育を必要とする児童数を見込むこと。
 - i 現行計画における児童数の見込みについて、時点修正等を実施すること。
 - ii iにおいて近年の児童虐待相談対応件数や通告件数の増加等を踏まえて代替養育を必要とする児童数を時点修正すること。その際、市区町村の取組や、親子再統合に向けた取組の推進等の効果や特別養子縁組の成立見込み数を踏まえて算出すること。併せて、市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース等を踏まえた在宅支援ニーズの見込みについても把握に努めること。
 - iii iiの結果を踏まえた、代替養育を必要とする児童数について、
 - (ア) 年齢区分別(3歳未満児、3歳以上の就学前児童、学童期以降)に算出すること。
 - (イ) 里親等委託が必要な児童数を次の例により算出すること。

<参考1：代替養育を必要とする児童数の見込みの推計方法の例>

児童人口(推計・各歳毎)※1 × 代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む)
※2 = 代替養育を必要とする児童数

※1：国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計(高位推計)又は各都道府県での実態に即した人口推計

※2：「代替養育が必要となる割合」を算出する際に有用と考えられるデータ

(ア) 現在、代替養育が必要な児童数の算出に有用と考えられるデータ

a. 現に入所措置又は里親等委託されている児童数(以下「入所措置等児童数」という。)の児童人口に占める割合(福祉行政報告例、社会福祉施設等調査)

(イ) 潜在的需要の算出に有用と考えられるデータ

- b. 「新規入所措置等児童数」の過去〇年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）
- c. 「児童相談所における養護相談対応件数」の過去〇年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）
- d. 一時保護児童数（一時保護所・一時保護委託）の過去〇年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）
- e. 市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数の過去〇年間の状況及び伸び率
- f. 子ども・子育て支援法に基づき、各市区町村が策定した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に係る事業の量等のデータ
- g. 児童相談所で受理した相談等のうち、種々の理由により入所措置又は里親委託を行っていないが、入所措置又は里親委託を必要とする可能性がある件数（児童数）の過去〇年間の状況及び伸び率
- h. 親子再統合や養子縁組推進に向けた取組の推進によって代替養育から解除されるケース数の過去〇年間の状況及び伸び率

<参考2：里親等委託が必要な児童数の見込みの推計方法の例>

代替養育を必要とする児童数（年齢区分別） × 里親等委託が必要な子どもの割合
 ※ = 里親等委託が必要な児童数

※：「里親等委託が必要な子どもの割合」を算出する際に有用と考えられるデータ

- a. 現に里親等委託されている児童数の代替養育を必要とする児童数に占める割合
- b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合
- c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な児童数の割合を算出

例1 下記により算出した数値の合計

- ・ 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
- ・ 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数
- ・ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

例2 現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な児童数（又は施設入所が長期化しているなど、結果として里親等委託が適当であった児童数）を算出

（注）里親等委託が必要な児童数については、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

<参考3：諸外国の状況に関する調査研究>

代替養育を受けている子どもの数の国際比較

国名	児童人口	保護児童数	児童人口1万人当りの保護児童数
フランス	13,426,557	137,085	102
ドイツ	14,828,835	110,206	74
イギリス	13,242,960	74,817	56
スペイン	7,550,000	38,418	51
デンマーク	1,198,872	12,571	104
ノルウェー	1,174,489	8,037	68
スウェーデン	1,910,967	12,161	63
ニュージーランド	1,005,648	4,962	49
オーストラリア	4,835,714	23,695	49
カナダ	7,090,000	76,000	109
アメリカ	74,000,000	489,003	66
日本	23,046,000	38,203	17

(出典) June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care", UEA, Norwich, P14

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

①フォスタリング業務（包括的な里親等支援体制）の構築

- ・ フォスタリング業務実施体制の構築に向けた計画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親の開拓から研修、委託後の支援、家庭復帰に向けた取組までの一連のフォスタリング業務（里親制度に関わる業務）を充実強化することで、里親とチームになり、質の高い里親養育を実現する。その際、以下の点に留意すること。
 - i 児童相談所の職員体制や、管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、実施機関やその配置を検討すること。なお、委託する場合も、業務の遂行は都道府県の責務であること。
 - ii 民間機関にフォスタリング業務を委託する際には、できる限り包括的に業務を委託することが望ましいとともに、NPO法人等の民間機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、里親支援に取り組む児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられること。このように、民間機関に委託する場合でも、民間機関と児童相談所の連携が重要であり、児童相談所の体制及び役割分担も併せて検討すること。

※ フォスタリング業務の具体的な在り方については、別途プロジェクトチームにおける検討を踏まえ補足する。

②里親やファミリーホームへの委託児童数の見込み

- ・ 各年度における里親やファミリーホームへの委託児童数の見込みを推計すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i (4)のiiiの(イ)による里親等委託が必要な児童数から、現状の里親等委託児童数を差し引くことにより、新たに確保が必要な里親数等を算出する。その上で、これを確保するための包括的な里親等支援体制の構築に向けた取組等を着実に進め、計画的に里親の確保を進めること。こうした取組や平成28年改正児童福祉法における家庭養育優先の理念と、その理念を反映した里親委託ガイドラインを踏まえた里親等委託の推進を勘案して、現行計画における里親等委託児童数を上乗せし、現行計画を上回る里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。その際、年齢区分別(3歳未満児、3歳以上の就学前児童、学童期以降)に目標を設定すること。
- ii なお、3歳未満の乳幼児の里親委託を優先することに留意すること。
- iii 毎年の進捗管理をしつつ、出来るだけ早く「乳幼児の里親等委託率75%以上」、「学童期以降の里親等委託率50%以上」を実現できるよう、各都道府県の取組状況を逐次把握し、国が支援策等を講じていく。なお、国としては、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローしながら、達成時期の早期化を図る。
- iv 里親の開拓においては、子どもが生活している地域で里親委託を受けることができるなど、地域ごとの里親の確保にも配慮して行うこと。
- v 保護が必要な子どもの行き場がなくなることをないよう、各年度とも、代替養育を必要とする児童数を満たし、里親等を中心に施設も含めた十分な受け皿を確保することに留意すること。
- vi ファミリーホームについては、養育者が里親登録を受けている場合に限ること。
- vii なお、国においては、計画策定過程における都道府県からのヒアリングの実施や、モデル的な取組を検証し、その成果を横展開していくこととしている。また、都道府県においてフォスターリング事業を構築・強化するため、国において支援チームを結成し、助言等の支援を講じていく。

(評価のための指標例)

- ・ 乳幼児里親委託率
- ・ 里親不調数
- ・ フォスターリング機関実施数
- ・ フォスターリング機関実績(開拓数、研修、支援、実親対応、家庭復帰支援、自立支援)
- ・ 新規里親登録数・登録里親数・委託里親数・委託児童数(里親種別ごと)

(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、その活用を十分考慮したソーシャルワークを行うこと。
- ii 平成 28 年改正児童福祉法により特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられたことを踏まえ、児童相談所における養子縁組に関する相談支援体制を検討し、養子縁組が適当と考えられる子どもについて積極的に養子縁組を検討すること。また、地域の実情に応じ、民間あっせん機関に対する支援や連携方策を検討すること。
- iii 特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がいない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定した養育環境を提供することが重要であることから、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。なお、現在民法改正が検討されており、特別養子縁組の年齢制限等が変更になる可能性があることに留意すること。
- iv なお、国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用を検討を促していく観点から年間 1,000 人程度を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

(評価のための指標例)

- ・ 児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数
- ・ 特別養子縁組に関する研修を受講した児童相談所職員数
- ・ 民間あっせん機関に対する支援、連携状況

(7) 施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な児童数の見込み

- ・ 各年度における施設で養育可能な児童数の見込みを推計すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 施設で養育可能な児童数の見込みについては、包括的里親支援体制の構築に向けた取組の効果や、里親委託ガイドラインを踏まえた里親等への委託の推進の取組を踏まえて、算出すること。
- ii その際、平成 28 年改正児童福祉法の公布通知においては、「特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする」と記載していることに留意すること。

- iii 子どものニーズに的確に応えられるように、ケアの個別化、里親委託、親子関係再統合など様々な取組を進めてきたところであり、更に子どもの呈する情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むことにより、家庭復帰や里親委託等へとつなげられるよう取り組むこと。なお、国においては、施設入所が長期化に至るケースの調査・分析を行う予定としている。

②施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

※ 施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の具体的な在り方については、別途プロジェクトチームにおける検討を踏まえ補足する。

- i 都道府県においては、在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設による高機能化及び多機能化・機能転換の見込みを把握し、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画を策定すること。これに伴い、各施設の計画については、各施設との協議の結果、必要に応じ、小規模化・地域分散化を進める計画の見直しを行うこと。
- ii 施設の新築や改築、増築の際には、大舎のままではなく児童福祉法第3条の2の規定を踏まえ、できる限り良好な家庭的環境の確保に向けて、小規模化や地域分散化が進むよう、個々の実情を把握し、適切な助言や支援を行うこと。なお、国においても、施設整備補助の審査に当たって、必要性を精査する。
- iii 各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、適宜適切な助言や支援を行うこと。
- iv その際、各都道府県における代替養育を必要とする児童数の見込み、包括的な里親等支援体制の構築やそれを踏まえた里親等で養育可能な児童数などを勘案して、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮すること。
- v なお、国においては、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた検討に資するための「手引書」の策定（年度内を目処に示す予定）や、小規模化・地域分散化の取組を推進するための優先的な施設整備費補助の配分など、必要な支援を講じていくとともに、将来的な措置費等の在り方についても検討していく。
- vi 児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化を含めたその在

り方について、関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性を示す。また、児童心理治療施設については、引き続き、各都道府県最低1か所の設置を求めていく。

- vii また、母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、平成28年改正児童福祉法により家庭養育優先原則が明記されたことも踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知する。

（評価のための指標例）

- ・ 施設での養育が必要な児童数（（4）のiiiの（イ）による里親等委託が必要な児童数から推計）
- ・ 施設種別ごとの小規模・地域分散化された施設の入所児童数
- ・ 児童家庭支援センター設置率
- ・ 多機能化した母子生活支援施設数（モデル事業としての産前・産後母子支援事業や、ショートステイ・トワイライトステイ等）
- ・ 施設の入所期間別の児童数

（8）一時保護改革に向けた取組

- ・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえ、各都道府県等は、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

（計画策定に当たっての留意点）

- i 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等を計画に記載すること。
- ii 一時保護の環境及び体制整備については、「一時保護ガイドライン」にあるように、一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要があること。この際、一人一人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えることが必要であること。一時保護を行う場合は、こうした一時保護の目的を達成した上で、平成28年改正児童福祉法第3条の2に規定する児童の家庭養育優先原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるものであること。
- iii 一時保護の見直しを検討する際には、「一時保護ガイドライン」においても示しているとおり、一時保護は子どもの最善の利益を守るために行われるものであり、一人一人の子どもの状況に応じて、適切な一時保護ができるように留意すること。具体的には、

- ・ 子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、子どもの意見が適切に表明されるような配慮を行うこと。
 - ・ 一時保護された子どもの権利擁護の観点から、児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましいとともに、一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行うことが重要であること。
 - ・ 子どもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討すること。
 - ・ 可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮するとともに、日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与すること。
- などに留意すること。

iv 国において、一時保護の状況について、都道府県等に対し調査し、把握する。

(評価のための指標例)

- ・ 一時保護所での一時保護児童数
- ・ 委託一時保護児童数
 - ・ 里親
 - ・ 一時保護専用施設
 - うち敷地外のものの数
 - ・ その他の施設
- ・ 研修を受けている職員数

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業を実施していない都道府県において、事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- ・ 代替養育や在宅指導などを経験した子どもの自立支援については、行政としての責務である。そうしたことも踏まえて早期の実施に努めること。

(評価のための指標例)

- ・ 社会的養護自立支援事業の実施率

- ・ 代替養育経験者等のフォローアップの状況

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・ 平成 28 年改正児童福祉法附則第 3 条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す。
- ・ 中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 児童相談所設置に向けて、都道府県内の中核市・特別区の設置に係る意向、希望する中核市・特別区の計画を踏まえた都道府県のスケジュール、都道府県等における中核市・特別区の人材養成等に関する事項等を計画に記載すること。
- ii その際、都道府県と設置希望自治体との個別の具体的な協議の進め方（都道府県と市区合同の協議体や連絡会議等連携・情報共有の方法）、都道府県の体制や一時保護所の相互利用の方法等について、留意すること。
- iii 国においては、平成 28 年改正児童福祉法附則第 3 条の規定に基づき、設置に向けた支援など必要な措置を講じる。

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

- ・ 児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- ・ 平成 28 年改正児童福祉法等を踏まえた都道府県等（児童相談所）の職員（※ 1）の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載すること。

※ 1 児童福祉司（スーパーバイザーを含む）、児童心理司、医師又は保健師、弁護士（準ずる措置（※ 2）を含む）

※ 2 「準ずる措置」とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。（単に法令事務の経験を有する行政職員等弁護士資格を有しない者の配置は、「準ずる措置」には含まれない。）

(評価のための指標例)

- ・ 中核市の児童相談所設置率
- ・ 特別区の児童相談所設置率
- ・ 児童福祉司（スーパーバイザーを含む）及び児童心理司数

- ・ 弁護士数（うち常勤数）
- ・ 医師及び保健師数

(11) 留意事項

- ・ 平成 30 年度中を目処に計画の見直し作業を進めること。その上で、実施可能なものから、順次速やかに実現を図ること。
- ・ 見直し後の計画期間は 2029 年度を終期とし、2019 年度から 2024 年度、2025 年度から 2029 年度ごとの各期に区分して策定すること。2019 年度から 2024 年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況等を検証し、必要な場合には、計画の見直しを行うこと。
- ・ 障害児福祉計画や地域福祉計画など、障害児施策との連携や関連する計画と整合性が取れた計画となるよう留意すること。

第23回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会	資料4
平成30年1月31日	

自由民主党「児童の養護と未来を考える議員連盟」資料

- ① 修正提案の考え方(平成30年1月23日 衆議院議員 塩崎恭久、
衆議院議員 牧島かれん)
- ② 資料 (2018年1月23日 衆議院議員 塩崎恭久)

修正提案の考え方

平成 30 年 1 月 23 日
衆議院議員 塩崎恭久
衆議院議員 牧島かれん

1. 「都道府県推進計画」の全面見直しの必要性

- 平成28年改正児童福祉法の抜本改正は、児童福祉の理念・哲学を大きく転換し、「子どもの権利」と「家庭養育優先原則」を明確化。
- 旧児童福祉法下においては、今後の社会的養護の具体的な在り方を示した「社会的養護の課題と将来像」に基づいて都道府県推進計画が立てられてきた。
- 平成 28 年改正の際の大臣答弁に基づいて、「新しい社会的養育に関する検討会」が設置され、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、「新しい社会的養育ビジョン」(平成 29 年 8 月)が策定された。従って、都道府県推進計画も「新しい社会的養育ビジョン」に則って全面的に見直されるべき。
- 今回の厚生労働省の「都道府県計画の見直し要領(骨子案)」は、以上の考え方が決定的に欠けており、改正児童福祉法や「新しい社会的養育ビジョン」に基づいていない点が随所に見られた。

2. 「新しい社会的養育ビジョン」(以下「ビジョン」)に則った都道府県推進計画骨子案に修正

- 優先的に考慮すべきは「サービス提供者」ではなく、「子どものニーズ」であること。
- 都道府県も「ビジョン」に基づいた数値目標が必要。
- 都道府県推進計画の数値目標算出方法として、「家庭養育優先原則」および「パーマネンシー保障」に関する「ビジョン」に基づいた計算式を提示。
- 今後の施設養護(一時保護施設を含む)は「家庭養育優先原則」に従って、小規模かつ地域分散化が原則。

以上

都道府県計画の見直し要領 (骨子案)

※ 平成 28 年および 29 年の通常国会において、いずれも全会一致で成立した改正児童福祉法においては、社会的養育に関する根本哲学の大きな転換が行われた。この都道府県計画の見直し要領(骨子案)は、平成28年改正児童福祉法を受けて必然的に行うこととなる、改正等を踏まえて行われるべき既存の都道府県計画のゼロベースからの見直しに当たって、踏まえなくてはならないの基本的考え方や留意点などのポイントをまとめたもの。

この見直し要領(骨子案)を参考に各都道府県においては、この見直し要領(骨子案)に則り、既存計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、平成 30 年度中の見直し完了に備えていただきたいことになる。

今後、与党や広範な社会的養育関係者の意見も踏まえ、加えて目下2つのワーキンググループで鋭意検討を深化中の各都道府県への説明等を行っていく中で頂いたご意見等を踏まえ、追加・補足等を行った上で反映し、都道府県計画の見直し要領として発出する。その際に、フォスタリング機関事業のガイドラインや、並びに施設の高機能化および多機能化・機能転換も盛り込み、「都道府県計画のんだ見直し要領」の最終版として、を年度内にお示し正式発出しする予定

1. 今回の計画見直しの位置付け

- 児童家庭福祉施策については、これまで、累次の部分的制度改正を行っており、平成16年児童福祉法改正においては、市町村が児童家庭相談に応ずる業務を追加、都道府県が市町村への必要な援助を行う業務を追加、要保護児童対策地域協議会の法定化、児童養護施設等の目的として施設退所児童に対する相談援助を規定することなど、子どもの社会的養育に関する基本哲学の転換は伴わない、制度的な改正等を行い、取組を進めてきた。
- 近年では、かかる漸進的改革の一里塚ともいえるべき「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)を踏まえた都道府県計画に基づき、里親等への委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等の取組を段階的に進めてきていたが、「社会的養護の課題と将来像」の中では、「家庭的養護の推進」として、「里親」も「施設の小規模化」(小規模グループケア、グループホーム)もほぼ同様に推進されることになったため、子どもにとって家庭で養育されることを優先する考え方が徹底されていなかった。つまり、子どもの家庭養育優先原則基本的な概念整理も不十分なままであったと言わざるを得ない状況であった。
- これによりその後、家庭的養護の推進が図られ、職員配置基準の改善や施設的生活単位の小規模化などで前進をみたは徐々に進みつつあるものの、未だ多くは大舎制施設等の小規模化・地域分散化されていない施設であり、施設措置率は8割を超え、圧倒的に高い水準のままで、引き続き国際的に人権問題として厳しい指摘の対象となっている。そのような中、施設内小規模グループケアは増えたものの、地域分散化の取り組みは不十分なままであった。
- 一方で、里親等の委託率については、依然として2割弱と、極めて低水準であり、伸び率も毎年1%程度と低くなっており、更に家庭における養育を進めるためには、根本的な里親制度の強化と民間との連携等が大きな里親支援の充実や特別養子縁組の推進が課題となっている。
- 更に、2016年の児童養護施設の統計では3年以上入所している子どもが59.7%、10年以上入所している子どもが14.8%もいるにもかかわらず、特別養子

縁組成立件数は年間 500 件程度と、子どもにとってのパーマネンシー保障が確立されていない実態がある。なお、「社会的養護の課題と将来像」においては、特別養子縁組に関しては「里親の課題と将来像」の項で、新生児の「特別養子縁組を前提とした里親委託」の活用に触れられているのみで、パーマネンシー保障としての言及はなく、推進政策や推進の目標値も定められなかった。

○ また、市区町村による在宅支援の充実、児童相談所のソーシャルワーク、代替養育の一部である一時保護の在り方などについては「社会的養護の課題と将来像」においては記載されていなかった。

○ この 26 年間に、児童相談所の虐待相談件数は 100 倍以上に増加したにもかかわらず、代替養育のキャパシティーは微増してきたにすぎず、代替養育の推進施策そのものが閉塞的状況にあったと言える。

○ このような中、これまでの取組の閉塞状況を根幹から打開し、パラダイムの大きな転換を更なる強化を図るため目的で、平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 63 号。以下「28 年改正児童福祉法」という。)が全会一致で成立し、児童福祉法の抜本改正が行われた。改正児童福祉法においては、戦後 70 年続いてきた児童福祉の理念・哲学を大きく転換するものであり、児童が権利の主体であることを位置付けるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明定された。

○ つまり、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障となる特別養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされた。そして、(家庭養育優先原則)とともに、これらが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における地域小規模グループホームや分園型グループケアなどの「良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされ、いわゆる「社会的養護の課題と将来像」で使われていた概念「家庭的養護」の定義は書き換えられ、加えていわゆる大舎制施設等の小規模化・地域分散化されていない施設は法律上選択肢に含まないものとされた。

- また、これらの改正法の理念を施策として展開するにあたっては、改正児童福祉法第2条において、何よりも子どもの最善の利益を優先させなければならないとされた。
- 更に、29年5月には、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第69号。以下「29年改正児童福祉法」という。)が全会一致で成立し、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置が定められ、28年改正法で新たに設けられた在宅指導措置を確実に実施することで、在宅の子どもに対する支援がすべからく届く枠組みが整った。
- 28年改正児童福祉法の国会審議において、「社会的養護の課題と将来像」をゼロから見直し、それに代わるものとして28年改正児童福祉法に基づく新たなビジョンを提示するための、「新たな社会的養育のあり方に関する検討チーム」をつくることが大臣答弁で示された。
- ~~○~~ また、本年平成28年7月8月には「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、それに代わるものとして、において、今後の社会的養育の在り方を示すものとして「新しい社会的養育ビジョン」が平成29年8月に取りまとめられたところ。
- 「新しいこの中社会的養育ビジョン」では、改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、市区町村における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所改革等に加え、代替養育全体の改革、つまり、一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォスタリング機関事業の構築、乳児院等の代替養育担当施設の高機能化および多機能化・機能転換、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と特別養子縁組の養親や子どもへの支援、児童の自立支援など、改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が提言示された。
- なお、それに先立ち、平成28年6月3日付け「雇児局長通知」において、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、特別養子縁組や里親・

ファミリーホームへの委託を原則とすることを明確にし、平成29年3月31日付け「里親委託ガイドラインについて」においても、施設に長期間入所している子どもについて、早急に自立支援計画の見直しを行い、里親委託を検討する必要があるとした。これら局長通知文をより具体化したものを「新しい社会的養育ビジョン」は示している。

- 旧来の児童福祉法に基づいた「社会的養護の課題と将来像」に従って、各都道府県で行われてきた取組についても、こうした改正児童福祉法の新たな理念に基づき、ゼロから見直すことが必然である。や、改正児童福祉法、および改正児童福祉法の理念に基づく「新しい社会的養育ビジョン」で示された基本的な考え方を踏まえられて、数値目標を盛り込んで、都道府県計画を見直されたい。
- 改正児童福祉法が求める児童の権利を保障のするためにもは、できるだけ迅速に新たな都道府県計画を作り上げる早期に、より充実されたものとなることが求められている。また、その過程においては、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。できるだけ早急に計画策定を行う必要がある。そのような取組が計画的に進められるよう、平成30年度(2018年度)中を目処とする都道府県計画の見直しについて、国として、その見直しのための要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- 「今回の計画見直しの位置付け」で示したように、二度にわたり国会において全会一致で抜本改正された児童福祉法の新しい理念・哲学である児童の権利保障と児童の家庭養育優先原則を実現する計画を立てる必要がある。
- 国会審議の大臣答弁で約束されたとおり、「新しい社会的養育に関する検討会」にて、「社会的養育の課題と将来像」を全面的に見直して、それに代わるものとして、数値目標を含めて示された「新しい社会的養育ビジョン」を具現化することが肝要である。

- 今般の見直しの対象は、次のように、在宅での支援から代替養育、特別養子縁組などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- まず、在宅で生活している子どもや家庭への支援については、地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められている。児童の権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての児童と家庭を支援するため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及を図るとともに、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ることが求められる。
- また、虐待の危険が高いなどの理由で集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、児童への直接支援サービスや親子入所機能創設などのメニューも充実させて親子を分離しないケアの充実を図ることが求められる。さらに、29年改正児童福祉法によって強化された司法関与を活用し、確実に支援を届ける必要がある。
- 代替養育に関しては、まず、子どもが最初に受ける代替養育である一時保護を児童の権利保障の観点から、大幅に改革する必要がある。一時保護の目的は改正児童福祉法によって、安全確保とアセスメントと定められた。一時保護を受ける子どもは精神的な危機状態であることが多く、福祉との出会いの場ともなることから、最も丁寧なケアが必要とされているとともに、子どもへの十分な説明と権利保障が確実に行われなければならない。
- また、一時保護は代替養育の一部であることから、家庭と同様の養育環境、あるいは、小規模な家庭的環境を提供することが原則である。そのため、委託一時保護を積極的に利用する、一時保護をそのような生活空間にする、などの対応が必要となる。
- 子どもの権利保障の面からは、子どもの権利保障の面からは、安全確保のため、子どもの権利を制限するような閉鎖的空間に保護することが必要な時はその必要性を明確にしてできるだけ短期(数日以内)にするとともに、延長が必要な場

合は手続きを経る必要がある。また、私服・私物は原則持ち込みとし、生活に必要なものは初日に与えられるような工夫を行う必要がある。これらを実現するために、新しい社会的養育ビジョンに則り、一時保護ガイドラインを参考にして、一時保護改革を実現する。

- 引き続き代替養育が必要となった場合は、「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームでの養育を原則とする。特に就学前はできるだけ全例そのような環境を提供できるようにする。具体的には3歳以前は5年後までに、就学前は7年後までに、里親委託率75%を達成する。
- 一方、学童期以降は10年後までに里親委託率50%を達成する。ただし、家庭では困難な専門的ケアを要する、もしくは年長児で家庭養育に対する拒否感が強いという理由で施設養育が必要とされる子どもに対しては、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的養育環境」として小規模で、できるだけ地域に分散化された環境を提供する。また、その期間は短期として、乳幼児期には数か月以内、学童期以降でも当面は3年、できるだけ1年以内とする。
- 代替養育を行う際は、児童相談所・市区町村・代替養育提供者が協働して、子ども・は保護者・家庭およびその関係等への支援等である家庭復帰支援プランを明確にして支援することにより家庭復帰に最大限努力するとともに、それが不適當な場合やとともに、家庭復帰が望めないと判断される場合には、それが不適當な場合にはパーマネンシー保障の観点から特別の養子縁組、それがかなわない場合は普通養子縁組のを活用する。、代替養育のうち家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームへの委託を優先して検討するなど、このような永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底することが求められる。なお、特別養子縁組の成立は現在の年間約500件から5年以内に1000件以上に増加させる。
- 代替養育については、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームでの養育を原則とした上で、専門的ケアを要するなど、施設での養育が必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提

供し、児童のニーズに合った養育となるように必要な措置が講ぜられることが求められる。

- これまで、施設の専門性を十分に活かし、児童を保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設等については、上記のように、家庭養育優先を進める中においても、これらの施設の専門性は、引き続き施設での養育を必要とする児童の養育(家庭での養育が困難な児童および年長で家庭に拒否的な児童)という高機能化された養育を行うのみならずとともに、里親養育や特別養子縁組による養育を含む在宅家庭への支援等を行うなど、施設の高機能化および多機能化・機能転換等を図る中で発揮されることが期待される。
- 今後、家庭養育優先原則を実現するためには、その受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を提供するため、包括的な里親等支援体制であるフォostリング機関事業を実現することが不可欠である。このため、どの地域においても、質の高い里親養育を実現できるためには、里親のリクルート、登録から子どもの委託後支援、措置解除に至るまでの一連の包括的な業務を一貫して行うフォostリング機関を含めたチームで行う体制(包括的里親支援体制)が確保されることが求められる。こうした体制は、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて構築していくことが求められる。
- 代替養育や在宅措置などの行政処分を経験した子どもの自立支援については、行政としての責任を持つことが求められる。社会的養護自立支援事業に取り組むなどにより、代替養育を離れた後も個々の子どものニーズに応じた支援を提供できることが必要である。
- 児童相談所業務をできるだけ身近な場所で展開するため、全ての中核市および特別区に児童相談所が設置されるよう、国はもとより都道府県も人材育成等に関して中核市および特別区に十分な支援を行う必要がある。
- 児童相談所においては、体制及び専門性を計画的に強化するため、改正児童福祉法や児童相談所強化プランも踏まえつつ、職員配置を行うとともに、人材の確保や育成のための研修等を行うことが必要である。加えて、改正児童福祉法で裏付

けられた児童福祉司スーパーバイザー、医師又は保健師、弁護士の配置を行う必要がある。とりわけ、弁護士の配置に関しては、平成28年9月29日付局長通知・児童相談所運営指針において「弁護士の配置に関する『これに準ずる措置』とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。(単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は『準ずる措置』には含まれない)」としており、非常勤弁護士の配置を認めているものではない。あくまで常勤弁護士を適切に配置するという改正法の考え方に沿って、配置時期を明記するなどして、行われるべきである。

- 都道府県計画の見直しに当たっては、市区町村、児童相談所、代替養育提供者里親や児童養護施設などの支援を提供する「サービス提供側当事者」のみならず、本来の当事者である児童の意見を適切に聞いて反映することも必要である。なお、28年改正児童福祉法第2条の趣旨から、優先的に考慮すべきは子どもの最善の利益でなければならず、子どものニーズを基礎とした計画であることに十分留意する必要がある。(なお、社会的養護経験者を含む。)や保護者などの支援の対象となる「当事者に準じる存在」の意見が適切に反映される必要があるも尊重される必要がある。
- 今般の都道府県推進計画の抜本的な見直しは、社会的養育を必要とする子どものおかれた親子関係や家族関係が複雑多様であること、地域特性や子どものおかれたにより事情が異なっていること等、現場の実態も踏まえることは必要であるがとともに、その事によって子どもが健全養育を受ける権利や家庭養育優先の原則など、子どもの最善の利益実現の確保が疎かになってはならないことは普遍的大前提であることは言うまでもない。市区町村および都道府県や、里親、や特別養子縁組の養親、乳児院、等の児童福祉養護施設(障害児入所施設も含む全ての代替養育施設)などの関係者とともに、何よりも子ども達の未来のために着実に進めていくことが必要である。

○なお、国においては、毎年、都道府県計画の各取り組みの指標をとりまとめ、進捗のモニタリングおよび評価を行う。また、3年毎の進捗の検証および取組・指標の

再検討を行う。なお、それらの評価に関しては、推進計画に直接かかわる都道府県・サービス提供側以外の専門家チームを作って当たる。

3. 都道府県計画の記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み
- (3) 一時保護改革に向けた取組
- (4) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (54) パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (65) 施設の小規模化・地域分散化及び高機能化・多機能化・機能転換等に向けた取組
- (76) 社会的養護自立支援事業等の実施推進に向けた取組
- (87) 児童相談所・一時保護改革に向けた取組
- (98) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (109) サービスを利用するその他子どもの権利擁護(アドボカシー)

4. 項目ごとの見直し要領(骨子案)

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
 - 児童福祉法改正によってもたらされた理念・哲学の大きな転換を子ども家庭福祉関係者に徹底するとともに、その改正児童福祉法の理念及び前記の基本的考え方を踏まえ、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定する。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 改正児童福祉法で提示された、子どもの権利保障および家庭養護優先原則を最優先に計画を立てること。あくまで子どもの最善の利益を優先すること。
- ii 改正児童福祉法の実現の具体的な姿を提示した「新しい社会的養育ビジョン」(数値目標を含む)を実現するための計画を立てること
- iii 計画の進捗を評価できるように、評価指標を把握すること
- iv 市区町村における在宅支援サービスの取組等に対する都道府県による支援(人材確保や人材育成のための研修や財政的支援など)、一時保護改革、フォスタリング業務(包括的里親支援)、里親養育推進、特別養子縁組推進、施設の高機能化および多機能化・機能転換等への支援、児童の自立支援、児童相談所機能強化、子どもの権利保障(アドボカシー)等に対する取組の充実を図ることなどの基本的考え方を記載すること。
- v ii—都道府県内の社会資源および子ども家庭の状況を把握し、各都道府県内の社会的養育の体制整備の全体像を記載すること。

(2)各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み

○ 現行計画における代替養育を必要とする児童数の見込み

(計画策定に当たっての留意点)

- i 児童数の見込みについて、①一時保護の必要数、②一時保護後の代替養育必要数、③特別養子縁組、養子縁組必要数を推計して、時点修正等を実施すること。なお、この26年間に児童相談所虐待対応件数が100倍以上に増加しているにもかかわらず、代替養育のキャパシティは微増しかしていないこと、一時保護をためらっての死亡事例があること、代替養育を受けている子ども人口比はOECD諸国と比べて1/4～1/6であることを考慮すると、子どもの人口の減少を考慮しても、少なくとも1.5倍以上になると考えられることを参考にすること(※推計方法の例はP140〇〇)。
- ii iにおいて近年の児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえた需要量の時点修正等の他、市区町村の取組や、親子再統合や特別養子縁組等推進に向けた取組の推進等の効果を踏まえて算出すること。(※推計方法の例はP〇〇)

iii iiの結果を踏まえた、代替養育を必要とする児童数について、年齢区分別(3歳未満児、3歳以上の就学前児童、学童期以降)に算出すること。

(3)一時保護改革への取組

○一時保護も代替養育の一部であり、児童福祉法第3条の2が適応されること、つまり、家庭と同様の養育環境(里親・ファミリーホーム委託)が優先され、それが困難な時でも、できるだけ良好な家庭的環境でなければならない。ただし、一時保護では高機能な養育が求められるという特性から、後者にはユニットケアタイプの集合型小規模グループホームも可能。

○一時保護の定員については、安全の確保のために行動の自由を制限する必要がある人数を推計し、閉鎖的空間と開放的空間それぞれの定員を推計すること。

○各都道府県等は、「新しい社会的養育ビジョン」に記載されているように、一時保護の適正化に向けた計画を策定すること。特に、閉鎖空間への入所を数日以内としてその延長に関しての手続きを定めること、私服や私物の所持の過度な制限をなくすこと、などの子どもの権利制限に当たる問題に関して優先的に対処すること。

○一時保護ガイドラインに沿ったケアができる職員体制を整え、職員の研修計画を策定すること。特に、スタッフの目が少ない夜間に研修が不十分である無資格の職員にケアを担わせることなどは子どもの権利侵害に繋がる危険があり、避ける体制をとること。

○子どもの権利擁護に関わる児童福祉審議会や外部の権利擁護機関の体制を整えること。

(計画策定に当たっての留意点)

i 「新しい社会的養育ビジョン」および「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等の確保策を見込み、一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等を計画に記載する。

※当該事項は「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」で検討されたもの。

(評価のための指標例)

- ・閉鎖空間での一時保護児童数 (減少へ)
- ・里親委託一時保護数 (増加へ)
- ・一時保護専用施設への委託保護数 (増加へ)
- ・その他の施設への委託保護数 (増加⇒減少)
- ・グループホーム型一時保護所数 (増加⇒100%)
- ・一時保護児の子どもの意見聴取 (5歳以上は100%)
- ・研修を受けている職員数 (100%へ)

(34) 里親等委託の推進に向けた取組

① フォスタリング業務(包括的な里親等支援)体制の構築

○フォスタリング業務実施包括的な里親等支援体制の構築に向けた計画を策定

(計画見直しの内容や留意点)

- ・平成32年度までに、各都道府県の責任においてとして、里親の開拓から研修、委託後の支援、家庭復帰計画実施、措置解除までの一連のフォスタリング業務(包括的な里親制度に関わる業務)を充実強化することで、までの一連の過程において、里親とチームになり、質の高い里親養育をフォスタリング機関を含めたチームで行う体制(包括的里親支援体制)を構築実現する。その際、以下の点に留意する。

- i 児童相談所の職員体制や、管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所内のフォスタリング業務体制の強化や民間機関(フォスタリング機関)の積極的活用を含め、実施機関やその配置を検討すること。なお、委託する場合も、改正児童福祉法に基づき、業務の遂行は都道府県の責任であることを認識すること。
- ii 民間機関にフォスタリング業務を委託する際には、できる限り包括的に業務を委託することが望ましいとともに、NPO法人等の民間機関、多機能化・機能転換等に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、里親支援に取り組む児童家庭支援センターの活用なども考えられること。このように、民間機関に委託す

る場合でも、民間機関と児童相談所の連携が重要であり、児童相談所の体制及び役割分担も併せて検討すること。

※ フォスタリング業務およびその実施機関の具体的な在り方については、別途プロジェクトチームにおける検討を踏まえ補足する。

② 里親やファミリーホームで養育可能なされるべき児童数の見込み

○ 各年度における里親やファミリーホームで養育可能なされるべき児童数の見込みを推計し、下記のように設定した目標値を実現するための、各年度ごとの目標値を立て、実現方法を記載する。

(計画策定に当たっての留意点)

i 里親やファミリーホームで養育されるべき児童数は、まず、概ね 7 年以内に就学前の子どもの 75%里親委託の目標を達成する必要があることから、確保すべき里親の登録数を以下のように推計する

ア. 施設に長期入所となっている児童数。具体的には下記のとおり。

(ア) 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数

(イ) 児童養護施設に半年以上措置されている乳幼児数

イ. 今後見込まれる代替養育を必要とする乳幼児の人数を考慮

推計値に沿って、当該都道府県で各年度に行う里親登録数と里親委託児童数の目標値を設定すること。

ii なお、3歳未満を優先して里親委託とすることで、当初の5年間は、3歳未満の乳幼児の里親委託の目標達成を優先することに留意すること。

iii 就学前の子どもの75%の里親委託が実現することで、全年齢における施設長期入所児童の推移を把握し、学童期以上の子どもの 50%里親委託に向けて計画すること。

⊖ 包括的な里親等支援体制の構築に向けた取組や、改正児童福祉法における家庭養育優先の理念と、その理念を反映した里親委託ガイドラインを踏まえた里親等委託を推進などの取組により、現行計画における里親等への委託児童数に、里親

家庭で養育可能な児童数を上乘せし、現行計画を上回る里親等委託率の目標を設定すること。

iv-ii 国全体としては、出来るだけ早く「乳幼児の里親等委託率 75%以上」、「学童期以降の里親等委託率 50%以上」を実現できるよう、各都道府県の実施状況を逐次把握し、国が支援策等を講じていく。

iii-v 里親の開拓においては、児童が生活している地域で里親委託を受けることができるなど、地域ごとの里親の確保にも配慮して行うこと。

iv-vi ファミリーホームについては、養育者が里親登録を受けている場合に限ること。

vii-v なお、国においては、計画策定過程における都道府県からのヒアリングの実施や助言などを行う。また、意欲的な目標を設定し、達成しようとする取組に対しては、里親支援事業において達成度合等に応じて重点的な配分を行うことを検討するとともに、成果が出た取組を横展開していくこととしている。また、都道府県においてフォスタリング機関事業(包括的里親支援)実施体制を構築・強化するため、国において支援チームを結成し、助言等の支援を講じていく。

(評価のための指標例)

・乳幼児里親委託率(75%)

・里親不調率(減少⇒0%に近づける)

・フォスタリング機関実施数

・フォスタリング機関実績(開拓数、研修、支援、実親対応、家庭復帰支援、自立支援)

・新規里親登録数・引退里親数・登録里親数・委託里親数・委託児童数(里親種別ごと)

・施設入所乳幼児は半年ごと、学童以上は1年毎に継続理由をチェックリスト(別紙)を使って集計

(45) パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

○都道府県において特別養子縁組の推進・支援および養子縁組支援のための支援体制の構築に向けた計画を策定

(計画見直しの内容や留意点)

- i パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、その活用を十分考慮したソーシャルワークを行うこと。
- ii 改正児童福祉法により特別養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられたことを踏まえ、児童相談所における特別養子縁組に関する相談支援体制を検討し、養子縁組が適切と考えられる児童について積極的に養子縁組を検討すること。また、地域の実情に応じ、民間あっせん機関に対する支援や連携方策を検討すること。
- iii 代替養育で生活している子どものうち、実親がいない、長期間にわたり交流がない、あるいは、虐待等の理由で家族再統合が不適切な児童数を把握し、子ども自身の意向も踏まえ特別養子縁組が適切と判断できる児童数を必要数と考えて推計する。なお、現在民法改正が予定されており、特別養子縁組の年齢制限等重要な要件のいくつかが変更になる可能性があることに留意すること。
- iv なお、国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、年間 1,000 人を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

(評価のための指標例)

・特別養子縁組数(5年で倍増)

・代替養育に3年以上いる子ども数(入所時小学生以下はゼロへ)

・家庭復帰計画の実施数(100%)・評価の記載(100%)

・家庭復帰計画で復帰が不可能もしくは不相当と考えられた子どもの特別養子縁組・養子縁組率(増加へ)

・家庭復帰後の再虐待数(減少⇒ゼロに向ける)

(56)施設の小規模化・地域分散化及び高機能化および多機能化・機能転換等に向けた取組

①施設で養育可能な必要な児童数の見込み

○各年度における施設で養育可能されることが必要な児童数の見込みを推計し、それを実現する計画を立てる。

(計画見直しの内容や留意点)

i 施設養育が必要な児童数を推計すること

ア. 現在、当該都道府県内で、1年以上児童養護施設で生活している子どもの理由を集計し、そのうち、行動の問題等で家庭での養育が困難な子どもの数と年長児等で家庭に対する拒否感が強い子どもの数を加算する。

イ. 現在、乳児院に半年以内入所している子どもの数＋養護施設に1年以内入所している子どもの数＋①の子どもの数 の計に推定増加率(概ね1.5～2倍となると考えられる*)を乗じて、最終的に施設で養育が必要とされる児童数とする施設で養育可能な児童数の見込みについては、包括的里親支援体制の構築に向けた取組の効果や、里親委託ガイドラインを踏まえた里親等への委託の推進の取組を踏まえて、算出すること。

ii その際必要数が現状を下回る場合、各年度とも、パーマネンシー保障が確立し里親養育推進が実現するまでの間、里親等や施設で養育可能な児童数の見込みが代替養育の必要とする児童の数を満たし、保護が必要な児童の行き場がなくなることはないよう、十分な受け皿を確保することに留意すること。

iii 改正児童福祉法の公布通知においては、「特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする」と記載しており、施設への入所は限られた場合であることを児童相談所等に徹底することいる。

iv 児童のニーズに的確に応えられるように、ケアの個別化、里親委託、親子関係再統合など様々な取組を進めてきたところであり、更に総合的な取組を進めることにより、結果として、施設への在学期間の短縮などが想定されることから、推計に当たっては、このことも踏まえること。

②施設の小規模化・地域分散化及び高機能化・多機能化・機能転換等に向けた取組

○都道府県における代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいてにおける施設の高機能化および多機能化・機能転換等に向けた計画の策定などを行う

(計画見直しの内容や留意点)

- i 都道府県においては、当該都道府県全体としての子どものニーズに合わせ、行動の問題等で家庭では養育困難な子ども等を対象とする高機能化施設、および在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実に寄与するための施設の多機能化・機能転換などに関する総合的な計画を策定すること。当該都道府県全体で子どものニーズを満たすことが出来るように、各施設の意向や特徴を踏まえた協議の結果、小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化・機能転換を進める計画とすること。
- ii 施設の新築や改築、増築の計画は、小規模化・地域分散化を原則とすること。在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設による多機能化等の見込みを把握し、多機能化等に向けた計画を策定すること。これに伴い、各施設との協議の結果、必要に応じ、小規模化・地域分散化を進める計画の見直しを行うこと。
- iii 都道府県においては、施設の高機能化および多機能化・機能転換等に向けた計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、適宜適切な助言や支援を行うこと。
- iv その際、各都道府県における代替養育を必要とする児童数の見込み、包括的な里親等支援体制の構築やそれを踏まえた里親等で養育可能な必要とする児童数に基づく計画目標などを勘案して、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮すること。

- iv なお、国においては、乳児院・児童養護施設の多機能化・機能転換および高機能化等に向けた検討に資するための「手引書」の策定（年度内を目処に示す予定）や、小規模化・地域分散化の取組を推進するための優先的な施設整備費補助の配分など、必要な支援を講じていくと共に、高機能化に向けた準備として、ケアニーズに応じた加算制度を検討する。
- v 児童心理治療施設、児童自立支援施設の在り方については、も、地域に分散した小規模で家庭的な環境が望ましいものの、「新しい社会的養育ビジョン」では、ケアニーズの非常に高い子どもを対象とした高度専門的な施設においては、医師等の専門家が遅滞なく対応できるよう、4人程度の少人数のユニットケアを4ユニット程度の少数集合することが提案されている。これらを踏まえて、これからの新設、改築、増設などにあたっては、この方向性を原則とすること。その性質や実態等に鑑み、国において、関係者と意見交換を十分に重ねていく。また、児童心理治療施設については、引き続き、各都道府県最低1か所の設置を求めていく。
- vi また、母子生活支援施設は、母子を入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、産前産後親子ホームの実施等の多機能化を更に推進し、そのニーズに応じて利用されるよう周知する。

（評価のための指標例）

- ・施設入所児中、家庭で養育困難な子どもおよび家庭に拒否的な年長児の割合（増加から 100%へ）
- ・施設入所乳幼児は半年ごと、学童以上は 1 年毎に継続理由をチェックリスト（別紙）で集計
- ・施設種別ごとの小規模・地域分散化された施設入所児童数（増加から 100%へ）
- ・児童家庭支援センター設置率
- ・産前産後母子ホーム数

（76）社会的養護自立支援事業等の実施の推進に向けた取組

○社会的養護(代替養育および在宅措置で指導対象となった子ども)を受けた子どもは主として都道府県の行政処分として、保護や指導を受けた子どもである。それらの子どもの自立は都道府県の責任であることを認識すること。

○そのため、社会的養護を受けた子ども達のフォローアップを行うこと。

○社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業を実施していない都道府県において、事業の実施に向けた計画(実施予定時期、実施メニュー)を策定

(評価のための指標例)

- ・社会的養護自立支援事業の実施率
- ・代替養育経験者のフォローアップ率
- ・福祉司指導経験者のフォローアップ率
- ・代替養育経験者の大学等卒業率
- ・代替養育経験者の就職率・離職率

(87)児童相談所・一時保護改革に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

○平成28年改正児童福祉法附則が設けられた目的は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置することであることから、できるだけ設置を促す。

○管内の中核市・特別区が児童相談所を設置する場合の、各都道府県における具体的な計画を策定。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 児童相談所設置に向けて、都道府県内の中核市・特別区の設置に係る意向、希望する中核市・特別区の計画を踏まえた都道府県のスケジュール、都道府県等における中核市・特別区の人材養成等に関する事項等を計画に記載する。
- ii その際、都道府県と設置希望自治体との個別の具体的な協議の進め方(都道府県と市区合同の協議体や連絡会議等連携・情報共有の方法)、都道府県の体制や一時保護所の相互利用の方法等について、留意すること。

②都道府県(児童相談所)における人材確保・育成に向けた取組

○児童相談所における各都道府県等(児童相談所)職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 改正児童福祉法等を踏まえ、基本的考え方に則って、各都道府県等(児童相談所)の職員(※)の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載する。

※児童福祉司(スーパーバイザーを含む)、児童心理司、医師又は保健師、弁護士(準ずる措置を含む)

(評価のための指標例)

・中核市の児童相談所設置率(増加⇒100%へ)

・特別区の児童相談所設置率(増加⇒100%)

・子ども人口あたりの福祉司・心理司数(増加へ)

・スーパーバイザー福祉司数

・常勤弁護士数

・児童相談所医師数

・在宅措置数

③一時保護の適正化に向けた取組

○「一時保護ガイドライン」を踏まえ、各都道府県等は、一時保護の適正化に向けた計画を策定。

(計画策定に当たっての留意点)

- i ガイドラインを踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等の確保策と見込み、一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等を計画に記載する。

※当該事項は「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」で検討されたもの。

(98)市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- 子ども・子育て支援法に基づき、市区町村及び都道府県は、乳児家庭全戸訪問事業などの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや児童虐待防止対策の充実策などが任意記載事項として盛り込まれている「子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、本年度(2017年度(平成29年度))において、各市区町村・都道府県において、計画の中間見直しが進められている状況にある。こうした状況を踏まえ、都道府県推進計画に盛り込む市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組については、この見直し後の「子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に関する内容(市区町村が中心となって実施している子どもに対する在宅支援サービスの取組等)とともに、以下の①～②を盛り込んだ内容を含めて策定すること。

①市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及等に向けた取組

- 市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及に向けた計画(都道府県の行う取組)を策定

- 市区町村の子ども家庭総合支援拠点、または子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画(都道府県の行う取組)を策定

(計画見直しの内容や留意点)

- i. 計画には管内市区町村に対する支援拠点の設置等に向けた都道府県の取組(設置促進策、人材育成支援策)を記載すること。
- ii. 市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及に当たっては、「市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に示す関連機関(子育て世代包括支援センターや地域子育て支援拠点事業等)との連携等を参考にすること。

②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

- 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画(設置時期・設置する地域)を策定

(計画見直しの内容や留意点)

i. 計画の策定に当たっては以下のような点も考慮して検討すること

- ① 児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置などを考慮して、市区町村子ども家庭支援拠点の機能を担ったり、フォスタリング機関としての機能を担うなど、機能強化を図ること。
- ② 児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として、制度化された背景を踏まえて、児童相談所の管内の人口規模に応じた配置や、都道府県域が広域にわたるなど児童相談所が身近にない地域への設置を検討
- ③ 既存の児童福祉施設を運営する社会福祉法人に加えて、NPO や医療法人等多様な民間団体が、児童家庭支援センターを開設できるような働きかけを行うこと。

施設の地域支援機能や里親支援機能の強化の一環として、各施設の標準装備として設置を検討

(評価のための指標例)

- ・子ども家庭総合支援拠点実施率
- ・在宅措置数
- ・乳幼児健診後の要支援・要保護フォローアップ率

(910)代替養育その他のサービスを利用する子どもの権利擁護(アドボカシー)その他

- サービスを利用する子どもからの意見聴取(アドボカシー)サービス利用の決定に当たっては、子どもに十分な説明と参画がなされることを徹底すること。
- 特に、代替養育に係わる子どもの措置とその変更時、および措置継続の場合は少なくとも半年に1回は、その理由や見通しを含めて丁寧な説明をするとともに、意見表明できる年齢の子どもには、十分な意見の聴取を行い、方針決定にできるだけ反映されること。ただし、子どもの最善の利益のためにその意見が反映できない時にはその理由等を十分に子どもに説明すること。

○ 措置された児童や一時保護された児童の権利擁護の仕組みについて、児童福祉審議会や他の権利擁護機関の活用や訪問アドボカシー制度などの観点から、意見聴取の方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。

○ 年齢が低かったり、障害を持っているために意見の表明が難しい子どもには、その権利を代弁できる仕組みを構築すること。

(評価のための指標例)

・一時保護終了時、代替養育継続時には半年ごとに、権利擁護に係わる機関が直接に子どもへのアンケート調査を行い、説明を受けたか、意見を聴取されたかを明らかにする。

・アドボカシー制度実施率

・子どもの権利を擁護する仕組み(含:児童福祉審議会)が活用された数

<参考：代替養育を必要とする児童数の見込みの推計方法の例>

児童人口(推計・各歳毎)※1 × 代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む)※2 = 需要量

※1: 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計(高位推計)又は各都道府県での実態に即した人口推計

※2: 「社会的養護が必要となる割合」を算出する際に有用と考えられるデータ

(ア) 現在、社会的養護が必要な児童数の算出に有用と考えられるデータ

a. 現に入所措置及び里親等委託されている児童数(以下「入所措置等児童数」という。)の児童人口に占める割合(福祉行政報告例、社会福祉施設等調査)

(イ) 潜在的需要の算出に有用と考えられるデータ

b. 「新規入所措置等児童数」の過去〇年間の状況及び伸び率(福祉行政報告例)

c. 「児童相談所における養護相談対応件数」の過去〇年間の状況及び伸び率(福祉行政報告例)

d. 一時保護児童数(一時保護所・一時保護委託)の過去〇年間の状況及び伸び率(福祉行政報告例)

e. 市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数の過去〇年間の状況及び伸び率

f. 子ども・子育て支援法に基づき、各市区町村が策定した「子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に係る事業の需要量等のデータ

g. 児童相談所で受理した相談等のうち、種々の理由により入所措置又は里親委託を行っていないが、入所措置又は里親委託を必要とする可能性がある件数(児童数)の過去〇年間の状況及び伸び率

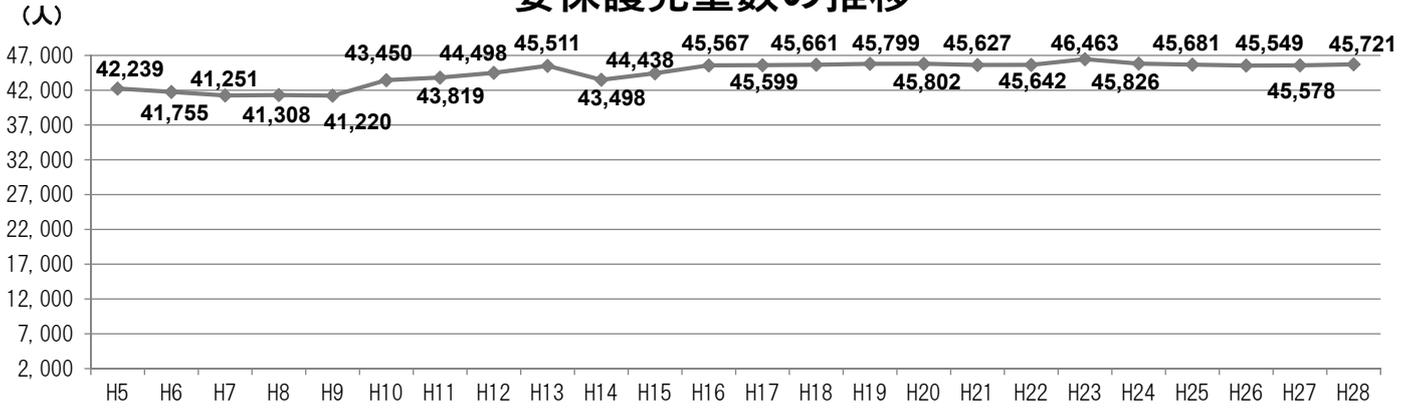
h. 親子再統合や養子縁組推進に向けた取組の推進によって代替養育から解除されるケース数の過去〇年間の状況及び伸び率

②

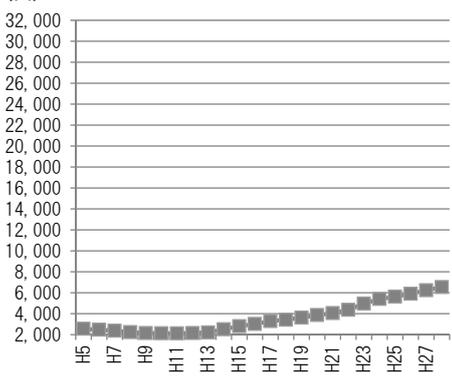
資 料

2018年1月23日
衆議院議員 塩崎恭久

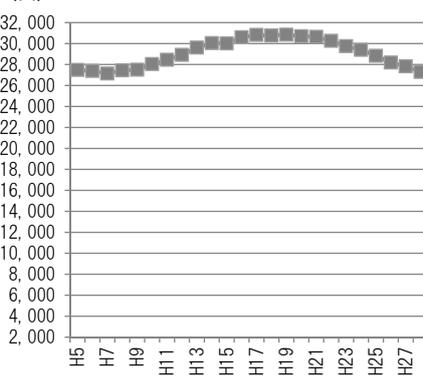
要保護児童数の推移



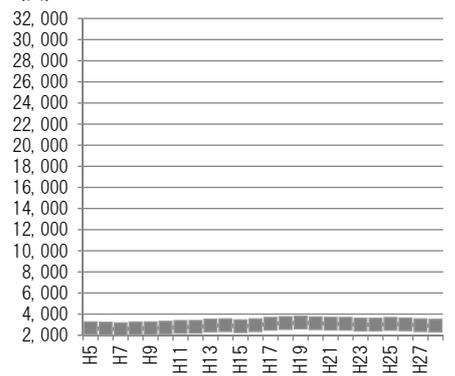
里親・ファミリーホームへの委託児童数



児童養護施設の入所児童数



乳児院の入所児童数



(注) 要保護児童数は、里親・ファミリーホームの委託児童数、乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームの入所児童数の合計（ファミリーホームは平成21年度以降、自立援助ホームは平成15年度以降の数）

(出典) ・里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設は、福祉行政報告例（各年度3月末現在）

・児童自立支援施設は、平成20年度までは社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在）

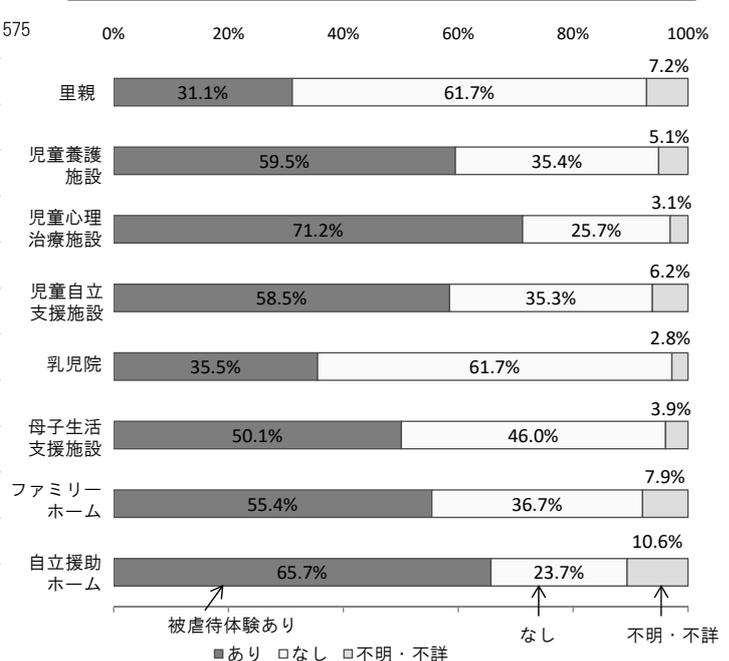
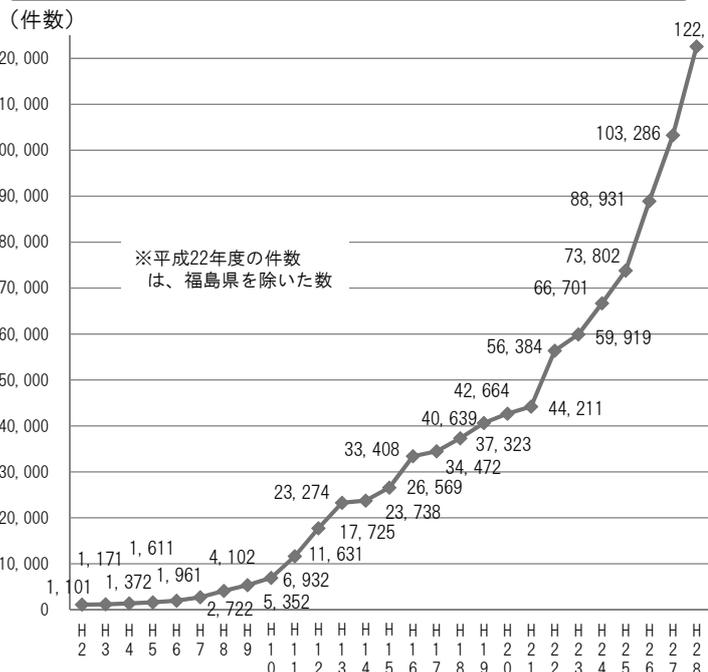
・自立援助ホームは、家庭福祉課調べ（平成19年度、平成20年度は全国自立援助ホーム連絡協議会調べ）

(出典) 厚労省資料

虐待を受けた児童の増加

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成28年度には約10.5倍に増加。

○ 里親に委託されている子どものうち約3割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約6割は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日）

(出典) 厚労省資料

代替養育を受けている子どもの数の国際比較

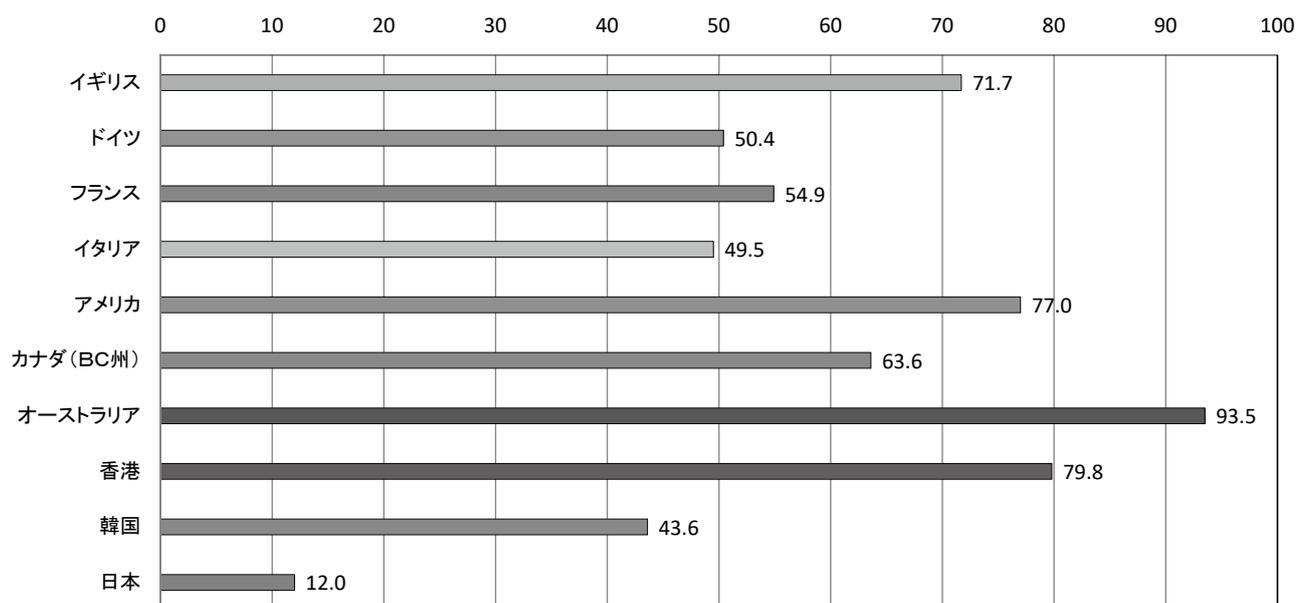
国名	児童人口	保護児童数	児童人口1万人当りの保護児童数
フランス	13,426,557	137,085	102
ドイツ	14,828,835	110,206	74
イギリス	13,242,960	74,817	56
スペイン	7,550,000	38,418	51
デンマーク	1,198,872	12,571	104
ノルウェー	1,174,489	8,037	68
スウェーデン	1,910,967	12,161	63
ニュージーランド	1,005,648	4,962	49
オーストラリア	4,835,714	23,695	49
カナダ	7,090,000	76,000	109
アメリカ	74,000,000	489,003	66
日本	23,046,000	38,203	17

(出典) June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care", UEA, Norwich, P14

諸外国における里親等委託率の状況

○ 制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、**施設:里親の比率が9:1**となっており、**施設養護への依存が高い現状**にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2010年前後の状況)(%)



※ 「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

※ 日本の里親等委託率12.0%は、平成22年度末(2011年3月末)

※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

(出典) 厚労省資料

里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成18年3月末の9.5%から、平成29年3月末には**18.3%**に上昇

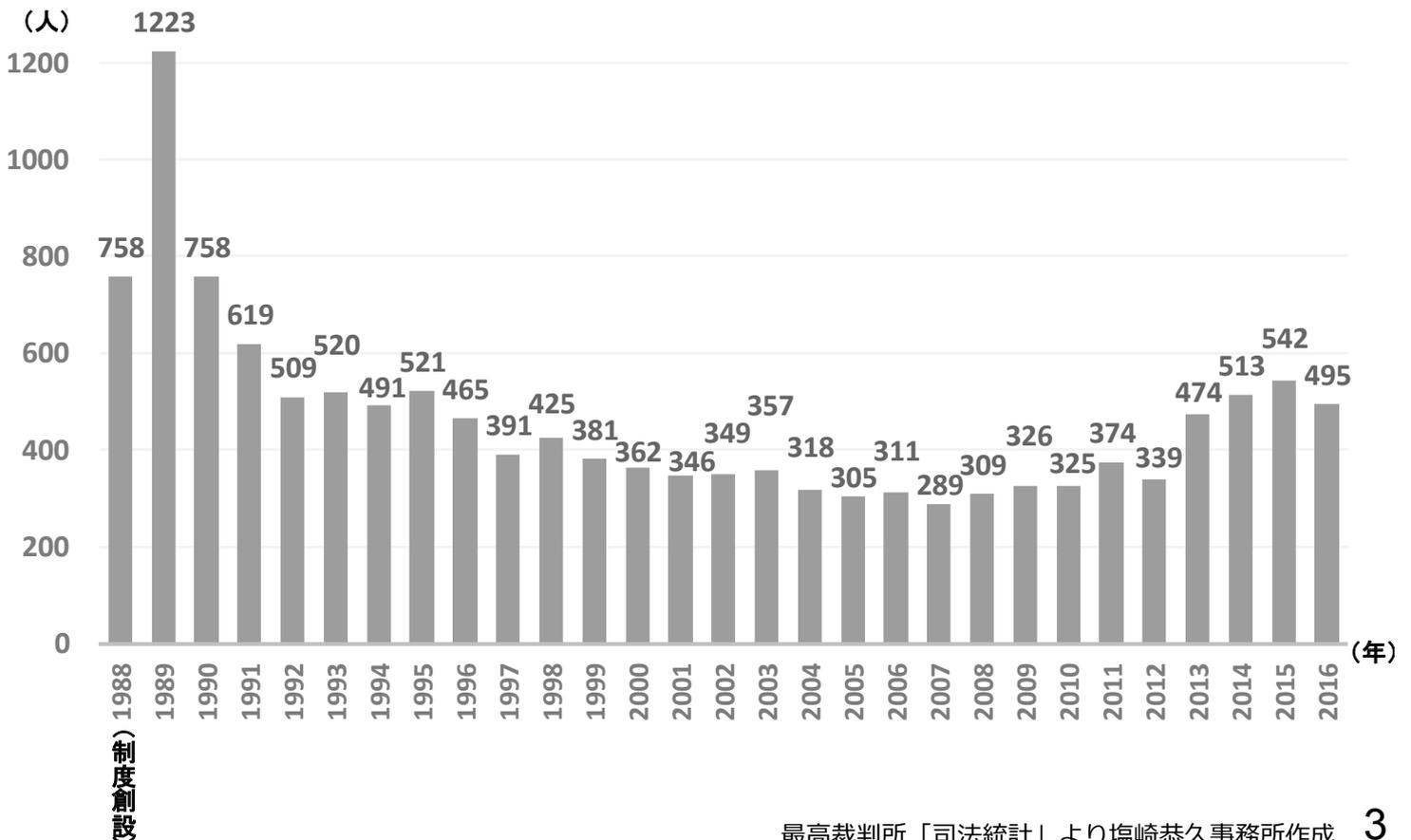
年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100

※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、平成28年度末で313か所、委託児童1,356人。多くは里親、里親委託児童からの移行。
(資料) 福祉行政報告例(各年度末現在) ※平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

里親等委託率

(出典) 厚労省資料

「特別養子縁組」認容件数の推移



諸外国における「特別養子縁組」の状況

	種類	養子の年齢	実親の同意 (原則) 必要	実親との関係	成立件数	人口	人口10万人 当たり件数
日本	特別養子	6歳未満	(ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合を除く。)	終了	495人<H28>	1億2,708万人	0.39 (特別養子縁組 成立件数の合計 /人口10万人)
	普通養子	制限なし	15歳未満の子の養子は必要	存続	744人<H28> (未成年養子に限る) ※普通養子縁組の許可件数		
ドイツ	未成年養子	18歳未満	必要 (ただし、意思表示ができない、居所が継続的に知れない場合を除く。) ※無関心により子に過度の不利益がある場合等は家庭裁判所が同意補充	終了	3,805人	8,120万人	4.69 (未成年養子成立件数 /人口10万人)
	成年養子	18歳以上		存続	—		
フランス	完全養子	原則15歳以下	必要 (ただし、意思表示ができない、親権を取り上げられている、同意の拒否が濫用であると裁判所が判断する場合を除く。)	終了	3,964人	6,180万人	6.41 (完全養子成立件数 /人口10万人)
	単純養子	制限なし		存続	9,412人		
イギリス	区別なし	18歳未満	必要 (ただし、親が見付からない、同意することができない、子の福祉のために同意不要と裁判所が判断する場合を除く。)	終了	4,734人	5,608万人	8.44 (成立件数の合計 /人口10万人)
	区別なし	制限なし	必要 (ただし、同意を不要とすることが子の最善の利益に資すると裁判所が判断する場合を除く。)	終了	119,514人	3億1,439万人	38.0 (成立件数の合計 /人口10万人)

(出典) 国立国会図書館調査及び立法考査局調べを基に作成

司法統計(平成28年)、戸籍統計(平成26年)、国勢調査(平成26年)、World Economic Outlook Databases(平成28年4月版)

(データ年次) 日本(特別養子:平成28年、普通養子:平成28年)ドイツ:平成26年 フランス:平成19年 イギリス:平成23年 アメリカ:平成24年

※イギリスのデータはイングランド及びウェールズのみ。

(注) 日本の普通養子に関する成立件数は、未成年者に限り「養子をするに於ける許可」の認容件数(司法統計(平成28年))であり、「自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合」の件数は含まれていない。

(出典) 厚労省資料

児童養護施設の定員規模別施設数、現員数、構成比の推移 (厚労省調べ)

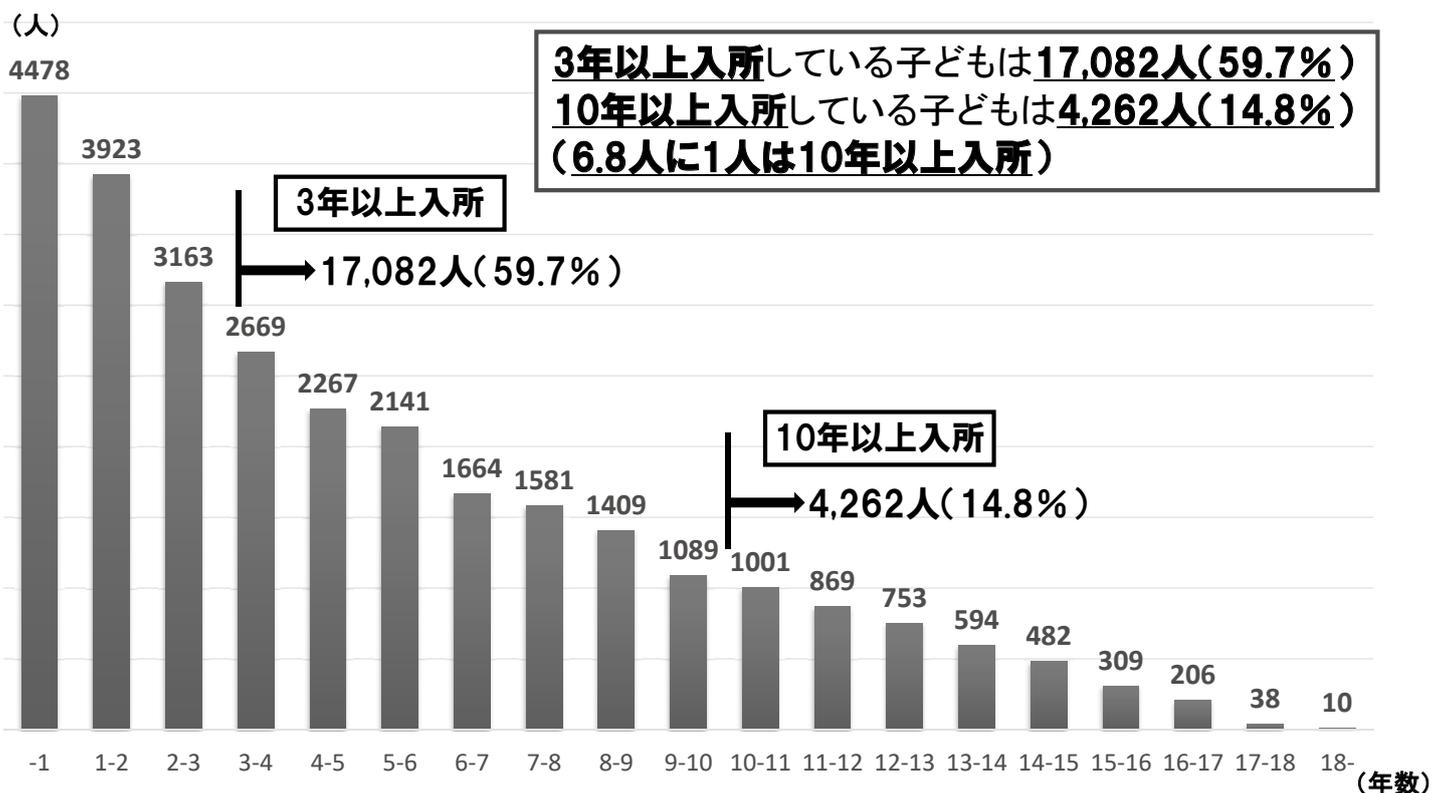
定員規模	施設数(箇所)		現員(人)	
	平成23年 → 平成28年		平成23年 → 平成28年	
51人以上	304 (52.0%)	→ 271 (44.9%)	19,859 (66.8%)	→ 16,085 (58.9%)
うち51～ 100人	274 (46.8%)	→ 248 (41.1%)	16,695 (56.1%)	→ 13,994 (51.3%)
50人以下	281 (48.0%)	→ 332 (55.1%)	9,885 (33.2%)	→ 11,203 (41.1%)
うち20人 以下	4 (0.68%)	→ 7 (1.16%)	69 (0.2%)	→ 104 (0.4%)
合計	585 (100%)	→ 603 (100%)	29,744 (100%)	→ 27,288 (100%)

(注1) 厚労省は、施設の定員規模別の実態調査では、平成22年以前は施設数調査のみ行っており、現員数調査は行っていない。

(注2) 各年は、10月1日現在の状況。

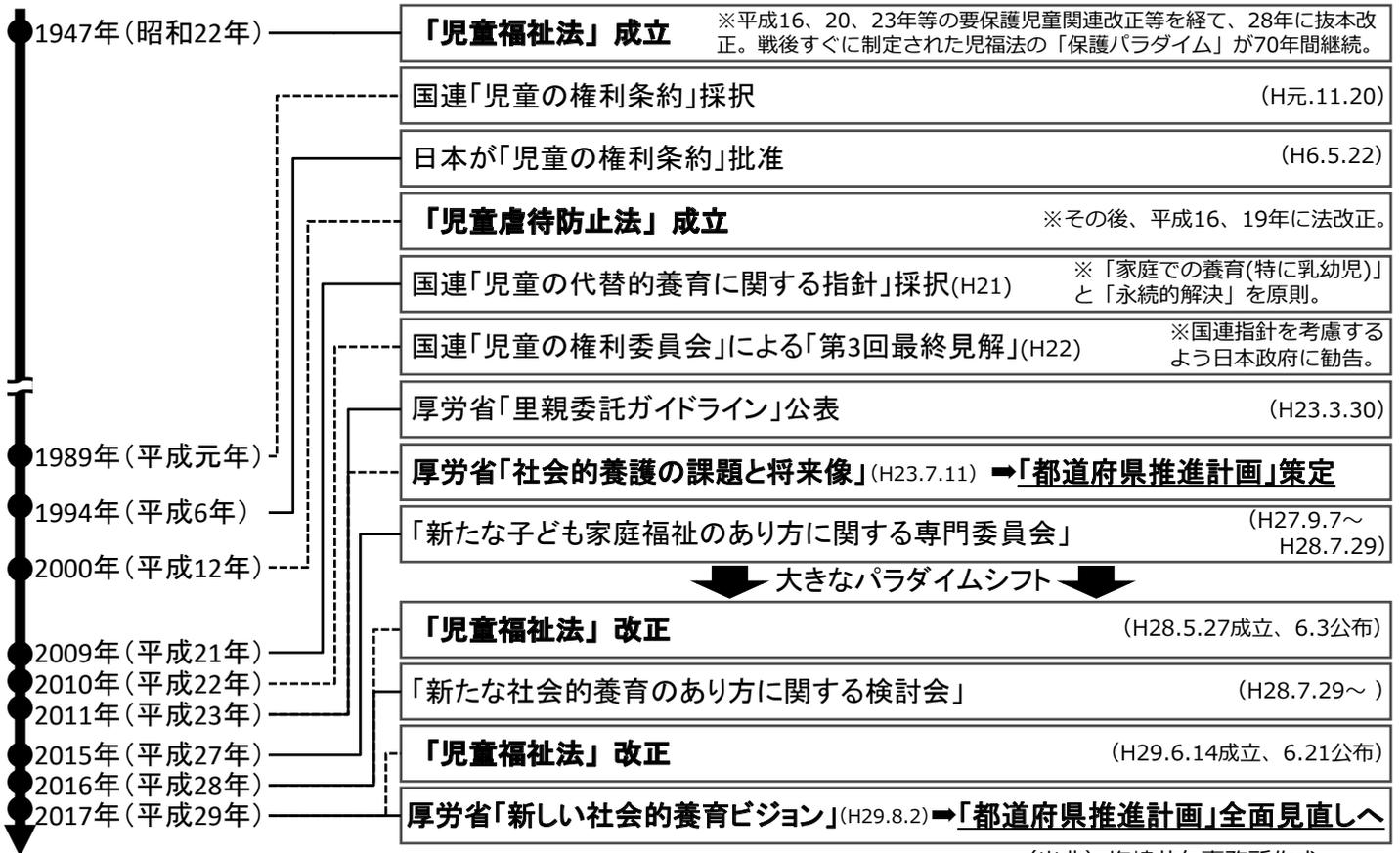
厚労省子ども家庭局資料より塩崎恭久事務所作成

児童養護施設の入所期間 (2016年)



厚労省子ども家庭局資料より塩崎恭久事務所作成 5

社会的養育関連政策の推移



(出典) 塩崎恭久事務所作成

国連児童の権利委員会による「日本政府第3回定期報告書」審査の最終見解

(2010年6月11日採択、外務省仮訳)

親の養護のない児童

52. 委員会は、親の養護のない児童を対象とする家族基盤型の代替的児童養護についての政策の不足、家族による養護から引き離された児童数の増加、小規模で家族型の養護を提供する取組にかかわらず多くの施設の不十分な基準、代替児童養護施設において広く虐待が行われているとの報告に懸念を有する。この点に関し、委員会は、残念ながら広く実施されていない通報制度の確立に留意する。委員会は、里親が義務的研修を受けていることや引き上げられた里親手当を受けていることを歓迎するが、一部の里親が財政的に支援されていないことに懸念を有する。

Children without parental care

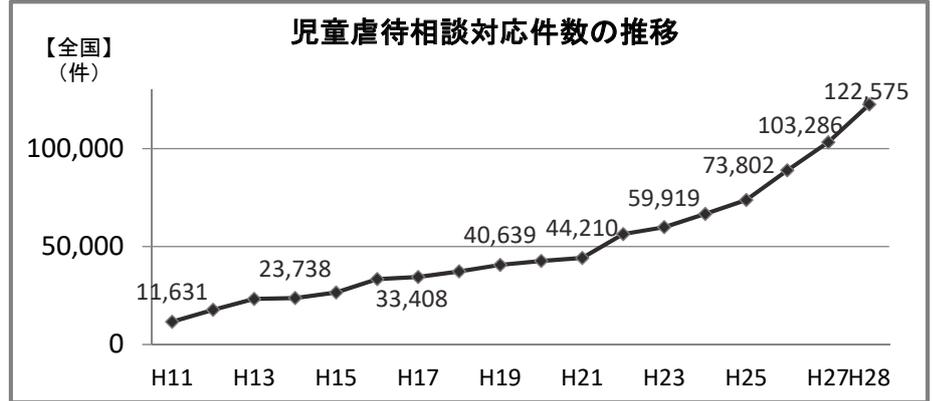
52. The Committee notes with concern the lack of a policy on alternative, family-based care for children without parental care, the increase in the number of children taken into care away from their families, the inadequate standards of many institutions, in spite of efforts to provide small-group and family-type care, and the reportedly widespread abuse of children in alternative care facilities. In this regard, the Committee notes the establishment of a complaints procedure which, regrettably, has not been widely implemented. The Committee welcomes the fact that foster parents receive mandatory training and receive an increased allowance, but is concerned that some categories of foster parents are not financially supported.

「新たな子ども家庭福祉」の構築のための児童福祉法の改正（H28、29）

【主な改正内容】

○児童が権利の主体であることを法律で明確化（H28改正）

○特別養子縁組、里親等を優先し、家庭と同様の環境における養育を推進する規定を創設（H28改正）



○国、都道府県、市町村それぞれの役割、責務について、法の総則に規定し、明確化（H28改正）

○全ての特別区、中核市が児童相談所を設置することへの支援（H28改正）

○児童相談所への弁護士配置の義務化（H28改正）

○在宅での養育環境の改善を図るため、家庭裁判所の勧告の下で、児童相談所が、虐待を行った保護者への指導を行う司法関与の導入（H29改正）

○家庭裁判所による一時保護の審査の導入（H29改正）

改正前の条文	改正後の条文 ※下線部が改正部分
<p>第一条 <u>すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u></p> <p>② <u>すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u></p>	<p>第一条 <u>全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</u></p>
<p>【参考 民法(明治29年法律第89号)(抄)】</p> <p>(親権者)</p> <p>第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。</p> <p>(監護及び教育の権利義務)</p> <p>第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。</p>	<p>第二条 <u>全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</u></p> <p>② <u>児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</u></p> <p>③ <u>国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</u></p>
<p>第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>	<p>第三条の二 <u>国及び地方公共団体は、児童が①家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、(中略)児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が②家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が③できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>参考:「社会的養護の課題と将来像」(平成23年)</p> <p>今後、15年をかけて、社会的養護が必要な児童について、以下の姿にするとしていた。これについては、平成28年の法改正を踏まえ、特別養子縁組、里親等を優先した形での全面見直しが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね3分の1 里親及びファミリーホーム ・概ね3分の1 グループホーム ・概ね3分の1 本体施設 	

(出典) 厚労省資料

新しい社会的養育ビジョン

(平成29年8月2日発表「新しい社会的養育ビジョン(サマリー)」より抜粋)

(4) 永続的解決(パーマネンシー保障)としての特別養子縁組の推進

実家庭で養育ができない子どもや、家庭復帰に努力をしても実家庭に戻る事が困難な代替養育を受けている子どもの場合、児童福祉法第3条の2における家庭養育原則に基づき、永続的解決としての特別養子縁組は有力、有効な選択肢として考えるべきである。

しかし、現行の制度では、子どもの年齢要件や手続き上の養親の負担などのため、必要な子どもに特別養子縁組の機会が保障されず、健全な養育に不可欠な愛着形成の機会を重要な発育時期に確保できていない現状がある。

このため、厚生労働省では「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において6月30日に「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」報告書がまとめられた。一刻も早く子どもの権利保障を行うために、報告書に沿った法制度改革(年齢要件の引き上げ、手続きを二段階化し児童相談所長に申立権を付与、実親の同意撤回の制限)を速やかに進めるとともに、その新たな制度の下で、一日も早く児童相談所と民間機関が連携した強固な養親・養子支援体制を構築し、養親希望者を増加させる。概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図っていく。

(5) 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標

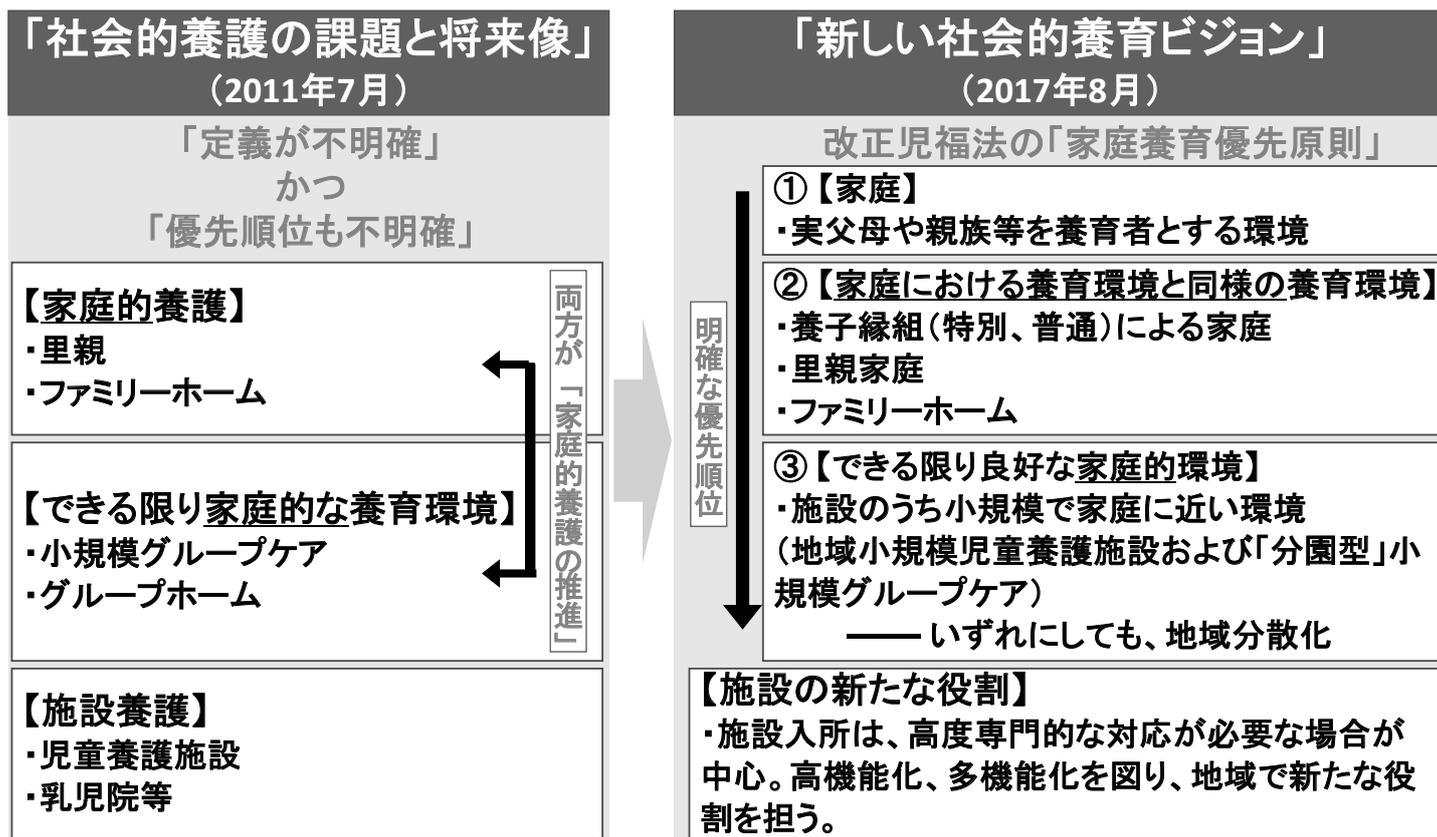
特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。

具体的には、実親支援や養子縁組の利用促進を進めた上で、愛着形成等子どもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ、フォスタリング機関の整備と合わせ、全年齢層にわたって代替養育としての里親委託率(代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合)の向上に向けた取組を今から開始する。これにより、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。

ただし、ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な場合は、高度専門的な手厚いケアの集中的提供を前提に、小規模・地域分散化された養育環境を整え、その滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする。また、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。この場合、代替養育を受ける子どもにとって自らの将来見通しが持て、代替養育変更の意思決定プロセスが理解できるよう、年齢に応じた適切な説明が必要である。養育の場を変える場合には、さらに十分な説明のもと、子どもとのコミュニケーションをよくとり、子どもの意向が尊重される必要がある。また、移行にあたっては、子どもの心理に配慮した十分なケアがなされる必要がある。

これらを、まず乳幼児から実現するためには、これまで乳児院が豊富な経験により培ってきた専門的な対応能力を基盤として、今後はさらに専門性を高め、一時保護された乳幼児とその親子関係に関するアセスメント、障害等の特別なケアを必要とする子どものケアの在り方のアセスメントとそれに基づく里親委託準備、親子関係改善への通所指導、産前産後を中心とした母子の入所を含む支援、家庭復帰に向けた親子関係再構築支援、里親・養親支援の重要な役割を地域で担う新たな存在として、機能の充実が不可欠である。その際、一時的な入所は、家庭養育原則に照らし、限定的、抑制的に判断すべきである。今後、これまでの乳児院は多機能化・機能転換し、こうした新たな重要な役割を担う。国はそのための財政的基盤をできるだけ早く構築するとともに、乳児院をその機能にあった名称に変更する。

「家庭的」の考え方の違い



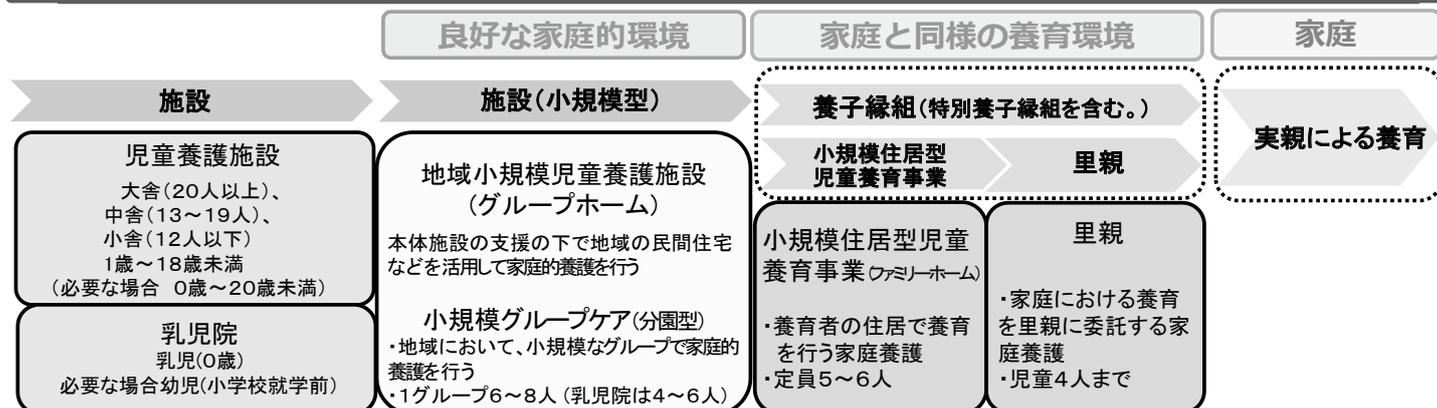
厚労省「新しい社会的養育ビジョン」及び「社会的養護の課題と将来像」より塩崎恭久事務所作成

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

課題	○ 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。 ○ しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。 ○ このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。
----	---

改正法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



里親等委託率 = $\frac{\text{里親+ファミリーホーム}}{\text{養護+乳児+里親+ファミリーホーム}}$ 平成29年3月末 18.3%

(出典) 厚労省資料

「小規模化」および「地域分散化」に関する厚生労働大臣答弁

第193回国会 衆議院厚生労働委員会（平成29年5月31日）

○塩崎国務大臣 「去年の児童福祉法の改正においては、やはり生みの親に育ててもらうというのが子供は一番、そして、それがかなわないということであれば、それと近い家庭環境で育ててもらい、つまり特別養子縁組ないしは里親、ファミリーホームというのがその複数形でございますが、それでもうまくいかないという場合には、施設の中でも、今御指摘のあったような小規模なものについてぜひ活用をというふうに考えています。

良好で家庭的な環境で養育をされるということが小規模のケア単位での養育であって、施設機能の地域分散による小規模化を私どもとしても推進しているわけでございます。……」

児童養護施設小規模ケアの形態別施設数および構成比の推移(厚労省調べ)

形態別	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	(参考) 平成24→28年 シェア変化
「小規模」合計	948 (100%)	1,083 (100%)	1,226 (100%)	1,371 (100%)	1,495 (100%)	—
「できる限り良好な家庭的環境」	308 (32.5%)	339 (31.3%)	386 (31.5%)	434 (31.7%)	463 (31.0%)	▲1.5%
地域小規模児童養護施設 (定員6人)	243 (25.6%)	269 (24.8%)	298 (24.3%)	329 (23.8%)	354 (23.7%)	▲1.9%
「分園型」小規模グループケア (定員6～8人)	65 (6.9%)	70 (6.5%)	88 (7.2%)	105 (7.7%)	109 (7.3%)	+0.4%
「施設内ユニット型」小規模グループケア (定員6～8人)	640 (67.5%)	744 (68.7%)	840 (68.5%)	937 (68.3%)	1,032 (69.0%)	+1.5%

(注1) 改正児童福祉法において「できる限り良好な家庭的環境」とみなされるのは、グループホーム(地域小規模児童養護施設と「分園型」小規模グループケア)まで。

(注2) 「分園型」小規模グループケアで、「できる限り良好な家庭的環境」とみなせるのは、定員6名のみ。

(注3) 各年は、10月1日現在の状況。

厚労省子ども家庭局資料より塩崎恭久事務所作成 10

「新しい社会的養育ビジョン」の数値目標の考え方

局長通知「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(平成28年6月3日)【抜粋】

2. 家庭と同様の環境における養育の推進(公布日施行)

(1)改正の趣旨

「…特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であるから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることとする。」

局長通知「里親委託ガイドラインについて」(平成29年3月31日改正)【抜粋】

1. 里親委託の意義

「…子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭である特別養子縁組を含む養子縁組や里親委託を、原則として取り組んでいかなければならない。」

2. 里親委託の原則

「…社会的養護においては養子縁組里親を含む里親を原則として検討する。」

3. 里親委託する子ども

(3)施設入所が長期化している子どもの措置変更

「施設に長期間入所している子どもについて、早急に自立支援計画の見直しを行い、里親支援を検討する必要がある。…」

① 乳児院から措置変更する子ども

「…原則として、里親委託への措置変更を検討する。」

② 措置入所が長期化している子ども

「…施設での生活を継続しているすべての子どもについて、子どもの状態と保護者の状況を考慮し、常に里親への委託を積極的に検討する。」

(6)里親へ委託することが難しい子ども

⑥「(子どもの施設入所はあくまでも一時的)…『一時的』とは、乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべきであり、就学後の子供については、長くとも3年以内には移行すべきである。)」

「新しい社会的養育ビジョン」の数値目標および期限

「社会的養護の課題と将来像」 (2011年7月)		現状	「新しい社会的養育ビジョン」 (2017年8月)	
		500件/年	特別養子縁組 成立件数	概ね5年以内に 1,000件
里親及び ファミリーホーム	今後十数年をかけて、 概ね1/3	18.3%	里親委託率 3歳児未満 就学前 学童以降	概ね5年以内に75% 概ね7年以内に75% 概ね10年以内に50%
グループホーム	今後十数年をかけて、 概ね1/3	→	地域分散化された小規模施設(地域小規模児童養護施設と「分園型」グループケア)を原則とする。職員配置基準の見直し、ケアの高機能化・多機能化。	
本体施設 (児童養護施設は 全て小規模ケア)	今後十数年をかけて、 概ね1/3		—	

「都道府県計画の見直し」に関する厚生労働大臣答弁

第190回国会 参議院厚生労働委員会（平成28年5月26日）

○森本真治委員 「つまり、国の方でもう一度この構想を見直すということになってくるときに、都道府県の方にもそれに基づいてやはりそれぞれの推進計画の見直しは求めていくという理解でいいんですか。」

○塩崎国务大臣 「かねてより、諸外国から日本は要保護児童の施設収容が多過ぎるとい
う批判を随分受けてきました。」

「…そのために、今申し上げたような家庭あるいは家庭に近い養育あるいは家庭的養育、これらをどういう割合でやっていくかということを中心期的目標を掲げるとともに、当然、今先生御指摘のように、地方に対してもやっぱりこれからの日本の子供の養育というのはこうあるべきじゃないかということで投げかけてまいりたいというふうに考えているところでございます。」

「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」設置に関する厚労大臣答弁

第190回国会 衆議院厚生労働委員会 第18号（平成28年5月18日）

○阿部知子委員 「…さて、塩崎大臣にあっては、この家庭的養育は一体何がその柱というか、考えの柱であるかについて、お尋ねをいたします。」

○塩崎国务大臣 「平成二十三年の七月に『社会的養護の課題と将来像』というのがございました。これまでは、社会的養護の問題については、これをベースにビジョンとして扱って、将来的にどうするかということを考えてきたわけでありますが、正直、私は、今回の改正に基づいて、このときのビジョンを全面的に書きかえないといけないというふうに考えています。それは何かといいますと、家庭養護と家庭的養護の使い方が混乱をしているということで、これをきっちり整理しようということでありまして、…」

「…まず第一に、『児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、』つまり、これは本当の生みの親の家庭において心身ともに健やかに養育、つまり、家庭養育の原型であります。

それがかなわない場合には、『家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育』、これには、私ども、後で通知で明確にしようと思っておりますが、特別養子縁組など養子縁組、そして里親、そしてファミリーホーム。つまり、朝、親と称する人は、家から出て行って、出勤をして、どこかにお勤めに行く、それで夕方帰ってくる。

それに対して、家庭的養護というのは、先ほどの『課題と将来像』の中では、家庭的養護というのは実は里親まで入っています。しかし、それは違うだろうということで、家庭的養護というのは家庭養護ではないという意味ですので、施設の場合の小規模などについてからが家庭的養護というふうに考えようじゃないかということで、家庭的環境と言っているのは、むしろ、職員が朝来る、そして夕方いなくなる、もちろん泊まりの方もおられますけれども、子供から見たらそういう世界として、峻別をしようということで作成したわけでありまして、

したがって、これから、私どもとしては、新たな社会的養育のあり方に関する検討チームをつくって、この『課題と将来像』をもう一回ゼロから考え直していこうじゃないか、こんなふうに考えているわけでございます。」

児童相談所の児童福祉司の各任用区分の人数(都道府県等別)について

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分							計	都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分							計	児童福祉法 第13条 第3項	内容
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	計			1号	2号	3号	4号	5号	6号	計			
北海道	2	23		14	29	10	78	徳島県		8		3	4	6	21	1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者		
青森県		4		11	24		39	香川県	1	9		11	1	1	23				
岩手県		12		13	3	4	32	愛媛県		2		4	15	11	32				
宮城県	4	8		8		7	27	高知県	5	6		17		1	29				
秋田県	2	1		2	17		22	福岡県	18	8		22	11	14	73				
山形県		16		3	2		21	佐賀県	8	1		5		2	16				
福島県		24		14	1	3	42	長崎県		9		11	9		29				
茨城県	2	19		29	4	5	59	熊本県	3	2		8	5		18				
栃木県	7	13		1		12	33	大分県	2	3		9	10	2	26				
群馬県	16	1		10	3	7	37	宮崎県	2	10		9	1	1	23				
埼玉県	4	45		97	1		147	鹿児島県	2			12	19	1	34				
千葉県	15	75		23		11	124	沖縄県	1	21		23	2		47				
東京都	30	53		99	1	61	244	札幌市		14		18	3	5	40				
神奈川県		86					86	仙台市	1	4		9	6	2	22				
新潟県		41					41	さいたま市	8	1		25	1	2	37				
富山県	2	9		5		6	22	千葉市		8		12	6		26				
石川県	2	7		6		2	17	横浜市	5	37		49	4	7	102				
福井県		8		8		1	17	川崎市	1			38	11	4	54				
山梨県		3		13	2	1	19	相模原市		3		18	2		23				
長野県		9		31	1	5	46	新潟市				12	5	2	19				
岐阜県	1	25		14	3	1	44	静岡市	10	2		1		1	14				
静岡県	5	18		16	1	2	42	浜松市	9			12		2	23				
愛知県		46		63	4	1	114	名古屋市	23	24		35	6	8	96				
三重県	5	10		8	10	7	40	京都市		8		3		46	57				
滋賀県		10		17	5	4	36	大阪市	1	15		51		15	82				
京都府	4	9		10	4	10	37	堺市		3		17	8		28				
大阪府	5	72		82	3		162	神戸市		8		22	6	2	38				
兵庫県	4	25		20	17	13	79	岡山市	6			12			18				
奈良県	4	13		6		2	25	広島市	2	8		8	6	1	25				
和歌山県	4	9		13	3	1	30	北九州市	19	4		2			25				
鳥取県		11		4	6		21	福岡市	2	1		20		5	28				
島根県	2	6		7	2	3	20	熊本市	7	1		10		4	22				
岡山県		18		11			29	横須賀市		6		8	2	3	19				
広島県	2	13		12	2	15	44	金沢市		7		5	2		14				
山口県		8			8	11	27	合計	258	983	0	1,191	301	353	3,086				

※平成29年4月1日時点の人数(所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、非常勤職員を除く)

(出典) 厚労省資料

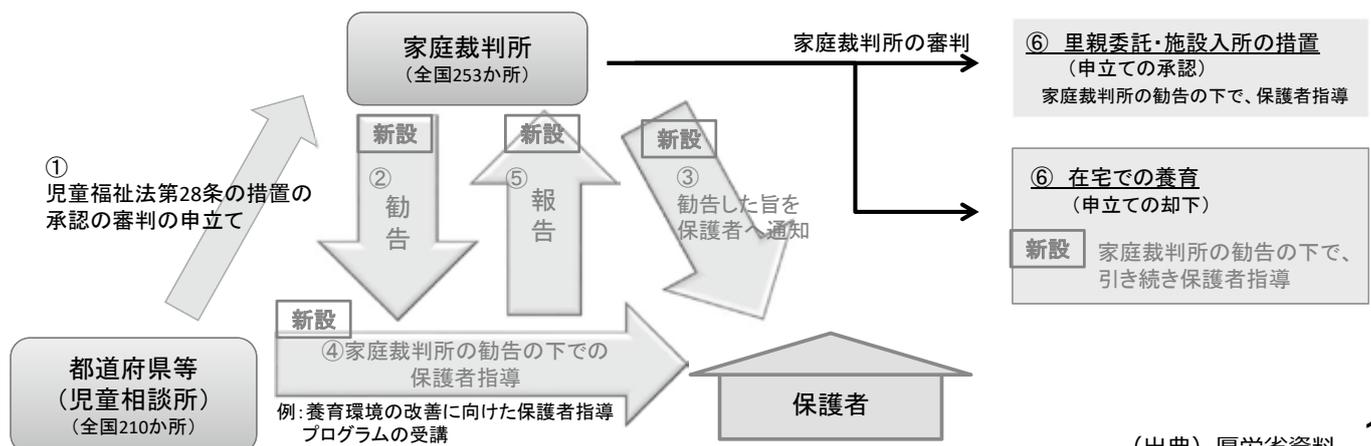
虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与

【児童福祉法】

- 課題**
- 児童虐待を行った保護者への指導の実効性が上げられないケースがある。
 - ← 改正児童福祉法(H28)により家庭での養育が原則とされ、在宅での養育環境の改善が求められている。

改正法による対応

- 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県等は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- 上記の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県等に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- 家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。



(出典) 厚労省資料

平成 29 年 12 月 22 日開催 厚労省「児童部会社会的養育専門委員会」へ提出予定の「都道府県計画の見直し要領(骨子案)」(12 月 19 日時点)への意見

「都道府県計画の見直し要領(骨子案)」について

平成 29 年 12 月 21 日
衆議院議員 塩崎恭久

「都道府県計画の見直し要領(骨子案)」(12 月 19 日時点、以下「骨子案」)の、主に、冒頭「1. 今回の計画見直しの位置づけ」および「2. 基本的考え方」に関して感じた問題点は以下の通り。

従って、現時点では、4. 以降の具体論に関しては、推して量るべし。正式には、追って、1 月 23 日に予定されている議連において、個々の具体的問題点は議論の予定。

●平成 28 年及び 29 年の児福法改正は戦後初めての抜本改正、であり、哲学の大転換を行ったものであることを、都道府県にまず明らかにし、基本姿勢を変えてもらうことが重要であることを、冒頭、明確に打ち出すべき。

——「骨子案」では、平成 28 年改正が多く触れているが、平成 29 年改正も、「在宅措置」への司法関与強化、市町村の役割強化等の観点から、重要であることを注意喚起すべき。

●2 年連続の児福法改正は、いずれも全会一致。立法者である政府の意志、なかんずく厚労省の意志は、厚生労働大臣の国会答弁に籠められており、その答弁を踏まえた全会一致、であることを、都道府県関係者も肝に銘じるべきであり、その事が伝わる表現ぶりにすべき。

●「子どもの権利」や「家庭養育優先原則」など、大転換された哲学が、二つの「改正法」、並びに大臣などの「国会答弁」、平成 28 年 6 月 3 日付け「雇児局長通知」、平成 29 年 3 月 31 日付け「里親委託ガイドラインについて」、そして、それらを受けて議論を深めてきた「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」による 8 月 2 日付け「新しい社会的養育ビジョン」において、今後の具体的進め方が明示されたことを、まず冒頭、平易に伝達すべき。

●「奥山検討会」は、国会答弁でも明確に設置を予告されており、実際に法成立後約一か月余りで予定通り設置され、国会答弁通り「課題と将来像」を全面見直したうえで、新たな具体的進め方を、数値目標とともに示したもの。

——大臣が勝手に作った「検討会」で勝手にまとめた「ビジョン」ではない。国会で十分説明し、それを受けて、国権の最高機関であり、唯一の立法機関である国会が

全会一致で法改正をしたことを受けて、答弁通りの手続きを踏んで作成されたものが「新しい社会的養育ビジョン」であることも、都道府県は十分認識できるように「骨子案」に書き込むべき。

——一同「検討会」の第一回会合（平成28年7月29日）にて配布された開催趣意書にも、「『社会的養護の課題と将来像』を全面的に見直す」と明記。以後16回、会合を公開にて開催。

●従って、今回都道府県にお願いする「都道府県計画の見直し」は、かつての「三分の一、三分の一、三分の一」を標榜していた「課題と将来像」と明確に決別し、各都道府県計画を「ビジョン」に基づいて全面見直しするものであることを明示すべき。その注意喚起なくして、魂の入った都道府県計画はあり得ない。

●また、「ビジョン」に示された考え方は、国会答弁でも明言された、ゼロベースからの見直しをされることとなった「課題と将来像」を書き換えるものであり、「課題と将来像」を「充実」するものでも、「加速」するものでも決してない事を、都道府県に対し、間違いなく伝えるべき。

●従って、当然、「ビジョン」に示された「数値目標」は、「骨子案」において明示されるべき。

●改正法第三条の二において示された「家庭養育優先原則」では、最早「大舎」はなくなるものであることを明確に記述すべき。

●「家庭養育優先原則」の中でも、パーマネンシー保障との観点からは、やはり「特別養子縁組」。従って、その観点からは、「養子縁組」との表現は不適切。明確に「特別養子縁組」と書くべきではないか。もちろん、普通養子の選択肢があることは十分承知。

●「当事者」も、「関係者」も、その第一位に来るのは「子ども」であり、決して「支援を提供する当事者」ではない（P3、上から12行目）。「子どもの最善の利益」こそ優先すべき事は改正法第二条に明記されている。

●「子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要」（P2、上から3行目）、とあるが、あくまでも「すべての子どもが健全な養育を受ける権利を持つことを十分踏まえた上での配慮」でなくてはならない。すなわち、支援を提供する当事者の都合、ではなく「子どもの最善の利益の優先原則」が常時適用されるべき。

●「これまで、施設の専門性を十分に生かし」、「施設の専門性が引き続き…発揮されることが期待される」(P2、下から4行目以降)、とあるが、今後、特別養子縁組、里親など「家庭養育優先原則」が適用されることとなり、施設入所は、例外的に高度に専門的な対応が必要なケースに限定されることとなる。従って、施設に求められる専門性は、これまで通り、ではあり得ず、施設人材の専門性の高度化に向けた対応が重要であることを明記すべき。同時に、どのようなニーズがどの程度あるかの推計方法と整備計画に関しても、提示すべき。

●平成29年改正法では、市町村での在宅措置への司法関与に関する新たな仕組みができているが、その意味合いを明確に伝達するとともに、市町村と児童相談所との緊密な連携等の重要性も強調すべき。

●中核市における児童相談所設置、は、大臣答弁では、本来「中核市は必置との意思を持っていたが、地方自治に配慮して裏から表現した法文とした」とされているが、少なくとも、法文は「すべての中核市」が設置することを前提とした表現であり、その立法者の意思を反映した執行を行うのが、厚労省の責任。屁っ放り腰でなく、深く腰を入れた姿勢で中核市と向き合い、5年以内に全中核市に児相設置を完了させる決意に満ちた表現ぶりにすべき。当事者たちの意向や希望を聞いていたら、子どもの命と権利は守れない。

●弁護士の配置に関しても、立法者の意志として国会答弁では、「本来は各児童相談所に必置」としていたはず。法成立後の通知で、実質的に「常勤弁護士を中央児相に一人、その他には人口に応じて複数配置し、兼務も可能」としたはず。国会答弁ラインで都道府県には伝達すべであり、将来的に目指すのは、子どもの命と権利を守るための「全児童相談所への常勤弁護士必置」であることを明らかにすべき。

以上

里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
 ○里親等委託率は、平成18年3月末の9.5%から、平成29年3月末には18.3%に上昇

年度	児童養護施設		乳幼児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100

※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
 ファミリーホームは、平成28年度末で313か所、委託児童1,356人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）※平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

里親等委託率

里親等委託率の過去10年間の増加幅の大きい自治体

○過去10年間で、さいたま市が6.3%から33.9%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。

○これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

	増加幅 (18→28比較)	里親等委託率	
		平成18年度末	平成28年度末
1	さいたま市	6.3%	33.9%
2	静岡市	18.5%	45.5%
3	福岡市	12.6%	39.7%
4	大分県	10.9%	30.6%
5	富山県	5.6%	22.8%
6	滋賀県	23.2%	39.3%
7	佐賀県	3.9%	19.7%
8	岡山県	5.4% (岡山市分を含む)	20.6% (岡山市分を含む)
9	札幌市	9.9%	25.1%
10	和歌山県	3.2%	18.4%

※宮城県については、増加幅が大きい(宮城県：25.0%増(11.9%→36.9%))が、東日本大震災の影響により親族による里親が増えたことによるものであるため、除いている。

新生児等の新規措置の措置先（都道府県市別）

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
徳島県	3	5	2	0	0	1
香川県	1	6	4	0	1	0
愛媛県	5	9	4	0	4	0
高知県	1	8	6	0	0	0
福岡県	7	13	14	1	2	2
佐賀県	5	6	0	2	0	0
長崎県	3	7	5	0	0	0
熊本県	1	2	2	0	0	0
大分県	7	12	2	6	6	5
宮崎県	4	6	5	0	1	0
鹿児島県	12	17	7	2	1	4
沖縄県	0	16	1	0	2	3
札幌市	2	13	5	1	6	5
仙台市	9	14	7	0	2	2
さいたま市	0	3	0	0	4	5
千葉市	9	0	0	0	0	1
横浜市	4	22	11	0	6	2
川崎市	0	26	13	1	3	2
相模原市	5	9	4	0	3	1
新潟市	4	2	1	0	1	0
静岡市	2	2	4	1	1	0
浜松市	2	1	0	2	4	3
名古屋市	6	15	17	3	5	7
京都市	2	15	5	0	2	1
大阪市	38	40	33	0	2	4
堺市	3	10	2	0	3	2
神戸市	11	7	7	0	6	1
岡山市	9	7	3	0	0	0
広島市	0	5	3	0	0	0
北九州市	6	11	2	0	2	2
福岡市	11	13	11	0	3	1
熊本市	4	14	5	0	1	2
横須賀市	0	3	4	0	0	1
金沢市	0	1	2	1	0	3
全国	503	866	466	76	180	142

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	1	3	2	4	13	4
青森県	5	14	4	2	1	1
岩手県	3	12	2	0	3	0
宮城県	0	0	0	0	1	4
秋田県	6	2	3	0	0	0
山形県	7	4	2	0	1	1
福島県	4	2	3	3	1	4
茨城県	15	19	2	0	2	0
栃木県	8	18	11	0	1	3
群馬県	6	14	5	2	4	0
埼玉県	32	74	33	0	12	5
千葉県	14	15	8	5	9	8
東京都	103	117	59	0	6	20
神奈川県	7	22	10	0	2	3
新潟県	0	2	2	0	0	1
富山県	4	3	2	0	1	0
石川県	3	3	0	0	3	0
福井県	3	4	4	0	0	1
山梨県	1	8	1	1	1	1
長野県	12	13	2	1	5	3
岐阜県	4	11	1	3	0	2
静岡県	9	7	9	4	9	5
愛知県	12	27	24	14	6	3
三重県	5	18	7	5	3	1
滋賀県	4	8	2	1	1	3
京都府	5	4	2	0	2	0
大阪府	18	45	30	3	13	3
兵庫県	14	16	11	1	3	2
奈良県	4	5	6	1	1	0
和歌山県	3	7	7	2	1	0
鳥取県	7	3	5	0	0	1
島根県	4	2	6	1	0	0
岡山県	0	0	0	3	1	1
広島県	0	12	6	0	0	2
山口県	4	12	4	0	3	0

※家庭福祉課調べ（平成27年度中新規措置児童）

乳児院退所後の措置変更先（都道府県市別）

	乳児院からの措置変更児童数				乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数				その他 へ
	里親（FH含）へ		児童養護施設へ			里親（FH含）へ		児童養護施設へ		
	児童数	割合	児童数	割合		児童数	割合	児童数	割合	
北海道	1	8	3	37.5%	5	62.5%	9	0	0.0%	0
青森県	14	7	2	28.6%	5	71.4%	5	0	0.0%	0
岩手県	9	14	3	21.4%	9	64.3%	13	0	0.0%	1
宮城県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	8	3	21.4%	2
秋田県	4	5	2	40.0%	1	20.0%	18	5	27.8%	0
山形県	3	8	3	37.5%	5	62.5%	9	2	22.2%	0
福島県	2	9	5	55.6%	4	44.4%	8	0	0.0%	2
茨城県	16	15	3	20.0%	11	73.3%	2	5	40.0%	1
栃木県	20	26	5	19.2%	19	73.1%	15	7	0.0%	0
群馬県	7	14	4	28.6%	9	64.3%	7	13	7.7%	0
埼玉県	84	80	30	37.5%	42	52.5%	16	23	39.1%	2
千葉県	8	27	15	55.6%	8	29.6%	5	11	4.6%	0
東京都	175	126	36	28.6%	80	63.5%	13	13	61.5%	0
神奈川県	25	25	7	28.0%	15	60.0%	18	7	38.9%	0
新潟県	6	6	3	50.0%	2	33.3%	2	4	0.0%	1
富山県	5	3	1	33.3%	2	66.7%	4	4	0.0%	1
石川県	2	6	3	50.0%	3	50.0%	22	21	19.0%	2
福井県	4	5	0	0.0%	5	100.0%	10	5	50.0%	0
山梨県	2	6	2	33.3%	3	50.0%	7	4	57.1%	1
長野県	18	16	6	37.5%	10	62.5%	3	3	0.0%	1
岐阜県	8	12	4	33.3%	8	66.7%	5	2	50.0%	0
静岡県	9	17	8	47.1%	7	41.2%	2	2	0.0%	1
愛知県	34	39	5	12.8%	26	66.7%	23	21	14.3%	2
三重県	15	14	4	28.6%	7	50.0%	13	6	0.0%	1
滋賀県	8	4	2	50.0%	2	50.0%	75	8	15.7%	10
京都府	6	16	4	25.0%	12	75.0%	6	12	33.3%	0
大阪府	50	40	9	22.5%	26	65.0%	14	11	54.5%	0
兵庫県	19	36	5	13.9%	28	77.8%	6	19	26.3%	1
奈良県	6	4	0	0.0%	4	100.0%	1	8	0.0%	0
和歌山県	0	11	5	45.5%	6	54.5%	12	9	11.1%	0
鳥取県	11	8	0	0.0%	8	100.0%	24	11	54.5%	1
島根県	11	3	0	0.0%	3	100.0%	6	17	23.5%	4
岡山県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	4	3	33.3%	0
広島県	5	22	2	9.1%	15	68.2%	4	5	60.0%	0
山口県	6	12	0	0.0%	11	91.7%	4	1,017	25.0%	95
合計										

※家庭福祉課調べ（平成27年度中退所児童）

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案に対する附帯決議（平成28年12月7日 衆議院厚生労働委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを利用する養親希望者は、児童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、養子縁組のさらなる促進に資するよう、養親希望者の負担の軽減を含む必要な支援の在り方について検討を行うこと。
- 二 予期せぬ妊娠等、産前産後において特に支援を要する妊産婦や不妊に悩んでいる者が、養子縁組のあっせんに係る制度及び特別養子縁組制度に対する理解を深め、必要に応じて利用することができるよう、産科を始めとする医療機関等において両制度の適切な周知に努めること。
- 三 民間あっせん機関が継続的かつ安定的に養子縁組あっせん事業を運営することが可能となるよう、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めること。
- 四 養子縁組のあっせんは家庭における養育を児童に確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、当該あっせん業務の質にばらつきが生じないよう、厚生労働大臣が定める指針や運営基準等の周知徹底に努めること。また、営利目的が疑われるような悪質なあっせん事業を防止するよう、民間あっせん機関の指導監督に万全を期すこと。
- 五 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、各種の研修等の充実を図るとともに必要な人材育成の在り方について検討を行うこと。
- 六 養子縁組のあっせんに関する施策については、特定妊婦への支援、養子となった者の実父母が自立した生活を営むことができるようにするための施策その他の関連施策との有機的な連携を図ること。
- 七 本来の家庭における養育が困難な児童に対し、家庭における養育環境と同様の養育環境の継続的な提供に資する観点から、児童相談所及び民間あっせん機関は、可能な限り連携を図りながら相互に協力すること。

養子縁組あっせん事業者一覧（平成29年10月1日現在）

※第2種社会福祉事業の届出のあるもの

家庭福祉課調べ

所管（所在） 都道府県市名	事業者名	運営主体	（所在地自治体） 事業開始年度
1 茨城県	NP0 Babyぽけっと	NPO法人	平成22年度
2 埼玉県	医療法人さずな会	医療法人	平成元年度
3 埼玉県	命をつなぐゆりかご	一般社団法人	平成24年度
4 東京都	環の会	NPO法人	平成3年度
5 東京都	日本国際社会事業団	社会福祉法人	昭和27年度
6 東京都	末日聖徒イエス・キリスト教会	宗教法人	平成3年度
7 東京都	ベビーライフ	一般社団法人	平成21年度
8 東京都	ベアホープ	一般社団法人	平成26年度
9 東京都	アクロスジャパン	一般社団法人	平成27年度
10 東京都	フローレンス	NPO法人	平成28年度
11 東京都	小さないのちを守る会	任意団体	平成28年度
12 滋賀県	医療法人青葉会 神野レディスクリニック	医療法人	平成25年度
13 和歌山県	ストークサポート	NPO法人	平成27年度
14 山口県	田中病院	医療法人社団	平成25年度
15 札幌市	札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル 看護部 地域連携室	医療法人	平成29年度
16 仙台市	ジャパンアライヴアダプション	任意団体	平成20年度
17 横浜市	Y I A A (Yokohama International Adoption Association)	個人	平成25年度
18 静岡市	愛の決心	個人	平成2年度
19 大阪市	家庭養護促進協会 大阪事務所	公益社団法人	昭和36年度
20 大阪市	全国おやこ福祉支援センター	NPO法人	平成26年度
21 神戸市	家庭養護促進協会 神戸事務所	公益社団法人	昭和36年度
22 岡山市	岡山県ベビー救済協会	任意団体	平成4年度
23 広島市	河野 美代子	個人	平成27年度
24 熊本市	福田病院 地域連携室 特別養子縁組部門	医療法人社団	平成25年度
25 旭川市	医療法人社団弘和会 産科婦人科病院	医療法人	平成27年度
26 船橋市	ベビーブリッジ	NPO法人	平成29年度
27 奈良市	みぎわ	NPO法人	平成29年度

平成29年度児童心理治療施設の施設数 (都道府県・指定都市・児童相談所設置市別)

	都道府県市	施設数
1	北海道	1か所
2	青森県	1か所
3	岩手県	1か所
4	宮城県	
5	秋田県	
6	山形県	
7	福島県	
8	茨城県	1か所
9	栃木県	1か所
10	群馬県	1か所
11	埼玉県	1か所
12	千葉県	1か所
13	東京都	
14	神奈川県	1か所
15	新潟県	
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	1か所
21	岐阜県	1か所
22	静岡県	1か所
23	愛知県	2か所
24	三重県	1か所
25	滋賀県	1か所
26	京都府	1か所
27	大阪府	3か所
28	兵庫県	1か所
29	奈良県	
30	和歌山県	1か所
31	鳥取県	1か所
32	島根県	1か所
33	岡山県	
34	広島県	1か所
35	山口県	1か所

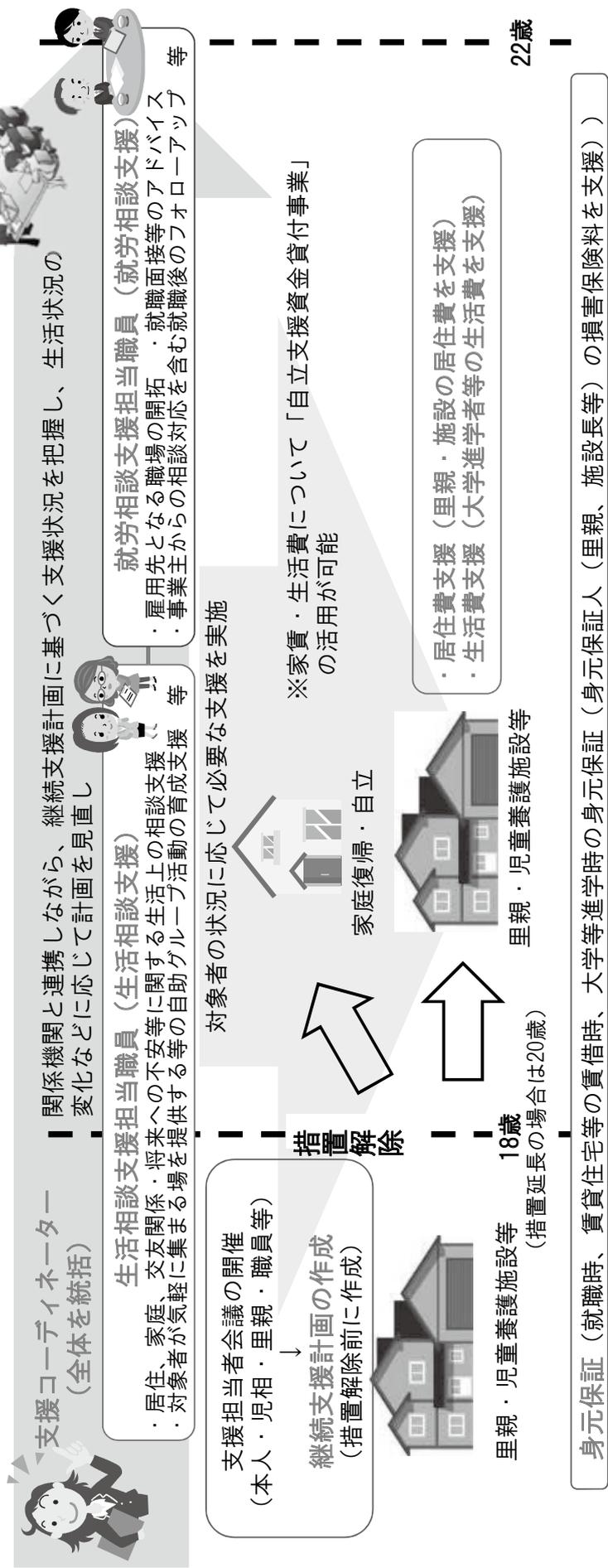
	都道府県市	施設数
36	徳島県	
37	香川県	1か所
38	愛媛県	1か所
39	高知県	1か所
40	福岡県	1か所
41	佐賀県	
42	長崎県	1か所
43	熊本県	1か所
44	大分県	1か所
45	宮崎県	1か所
46	鹿児島県	1か所
47	沖縄県	
48	札幌市	1か所
49	仙台市	1か所
50	さいたま市	
51	千葉市	
52	横浜市	1か所
53	川崎市	1か所
54	相模原市	
55	新潟市	
56	静岡市	
57	浜松市	
58	名古屋市	1か所
59	京都市	1か所
60	大阪市	2か所
61	堺市	
62	神戸市	1か所
63	岡山市	1か所
64	広島市	1か所
65	北九州市	
66	福岡市	
67	熊本市	
68	横須賀市	
69	金沢市	
	合計	46か所

資料：家庭福祉課調べ[平成29年10月1日現在]

社会的養護自立支援事業等

事業内容

- ①社会的養護自立支援事業
里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に住居して必要な支援を提供するとともに、生活相談や就労相談等を行う事業に要する費用を補助。
- ②身元保証人確保対策事業
児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約の保険料に対して補助を行う。



18歳以降の措置延長制度について

○ 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。

○ 実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22：153人（9.6%）→H23：182人（11.8%）→H24：263人（16.2%）

→H25：231人（13.4%）→H26：293人（16.3%）→H27：275人（15.1%）

児童福祉法 第31条（保護期間の延長等）

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、引き続き同項第3号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成23.3.5 児発133）

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。（法第31条）

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。（略）

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。
具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

平成27年度補正予算：67.4億円

【目的】

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者うち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

【貸付対象者及び貸付額等】

①就職者：就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）】

【貸付期間：2年】

②進学者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、生活費貸付として月額5万円】

【貸付期間：正規修学年数】

③資格取得希望者：児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者。

【貸付額：資格取得貸付として実費（上限25万円）】

【貸付金の返還免除】

一定の条件（家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続）を満たした場合には返還免除

【貸付事業の実施主体】

①都道府県（都道府県が適当と認めた者への委託も可能）

②都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

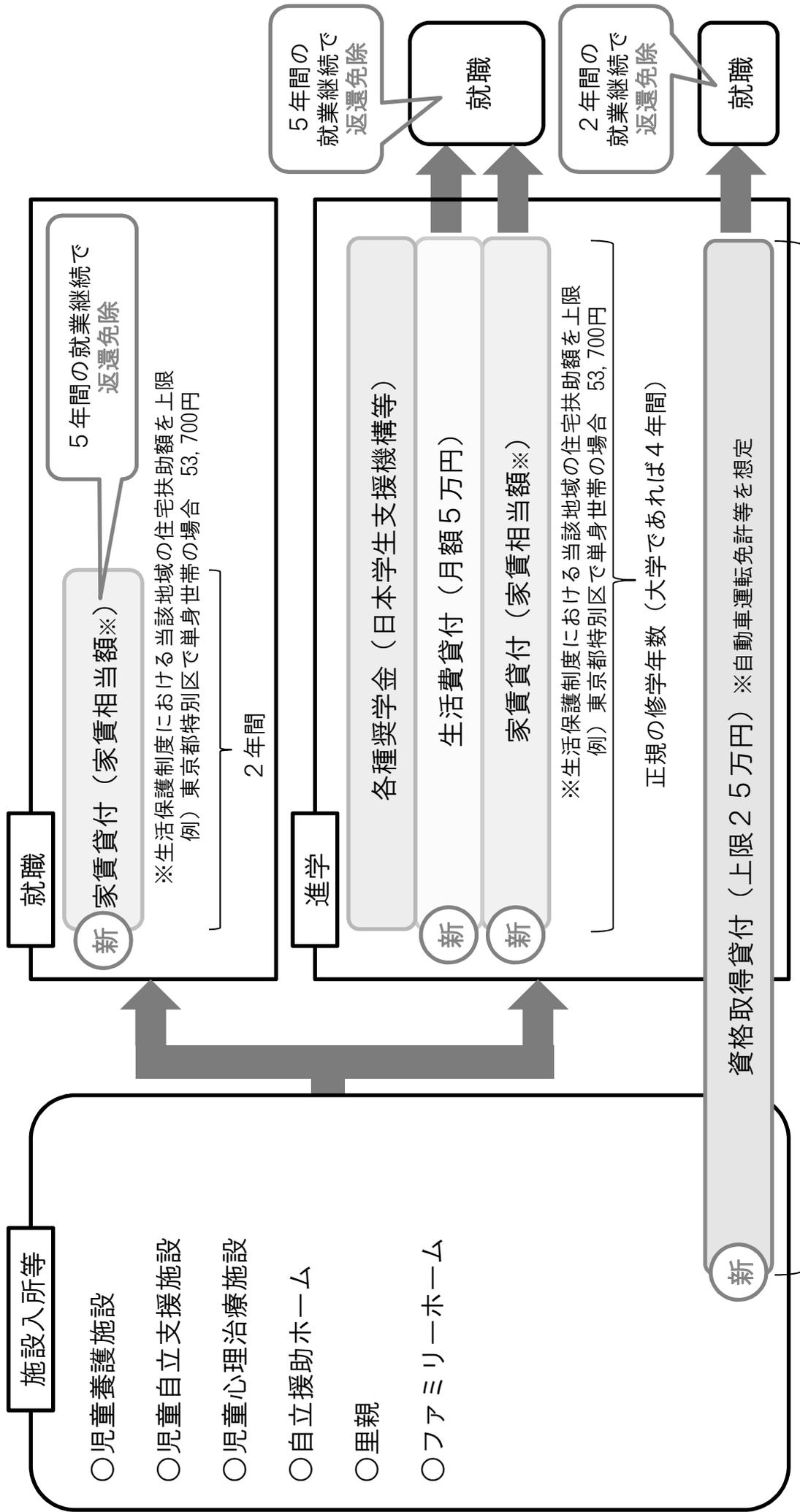
【補助率】

①の場合 9/10（国9/10、都道府県1/10）

②の場合 定額（9/10相当）※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

○児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。
 ○また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。



施設入所・里親委託中又は施設退所・里親委託解除後4年以内で大学等に在学している間

平成30年度 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)

<児童自立支援施設職員研修>

武蔵野:国立武蔵野学院
きぬ川:国立きぬ川学院

研修種別「テーマ」		対象者	研修目的	期 間	会場	募集人数	申込〆切	
1	新任施設長研修 ※前後期とも必修	H29.4月以降に着任した施設長および着任予定の者	新任施設長として児童自立支援施設運営上必要な知識と技術を学ぶ要件研修	前期 H30. 5.16～ 5.18	武蔵野	20名	4/16 (月) 必修	
				OJT H30. 5.19～ 9.24	各職場			
				後期 H30. 9.25～ 9.27	きぬ川			
2	スーパーバイザー研修	スーパーバイザー又は指導的立場にある者	児童自立支援施設の機能充実のために必要なケアマネジメント・スーパービジョンを学ぶ研修	H30. 6. 5～ 6. 8	武蔵野	30名	4/16 (月) 必修	
3-1	中堅職員研修 コースⅠ 「発達に課題をかかえる子どもの理解と支援」	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年以上のケアワーカー・心理職員・教員など	専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修 ※コースⅢについては寮舎実習を含む	H30. 7.24～ 7.27	武蔵野	30名	6/4 (月) 必修	
3-2	中堅職員研修 コースⅡ 「性加害の理解と支援」			H30.10.15～10.18	武蔵野	30名		
3-3	中堅職員研修 コースⅢ 「性被害の理解と支援」			H30. 9.10～ 9.14	きぬ川	10名程度		
3-4	中堅職員研修 短期実習コース			① H30.11. 5～11. 9 ② H30.11.26～11.30	武蔵野 きぬ川	8名程度 10名程度		
4-1	新任職員研修 ※前後期とも必修	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年未満の者	新任職員として児童自立支援施設における基本的な知識と技術を学ぶ基礎研修(講義と演習を組み合わせた研修)	前期 H30. 5.28～ 5.30	武蔵野	30名	4/16 (月) 必修	
4-2	新任職員研修 短期実習コース			① H30. 6.11～ 6.15 ② H30. 6.25～ 6.29 ③ H30. 7. 2～ 7. 6 ④ H30. 5.21～ 5.25 ⑤ H30. 6.18～ 6.22	武蔵野 きぬ川			各回 8名程度 各回 10名程度
				① 7月下旬～8月中旬 ② 8月中旬～9月上旬 (期間は希望で調整)	武蔵野 きぬ川			若干名 (希望で調整)
4-3	新任職員研修 長期実習コース	児童自立支援施設の機能をより深く理解し、具体的な支援の方法を学ぶ基礎研修(寮舎実習を中心としたコース)	① 7月下旬～8月中旬 ② 8月中旬～9月上旬 (期間は希望で調整)	武蔵野 きぬ川	若干名 (希望で調整)			

<児童相談所職員等研修>

1	児童相談所一時保護所指導者研修	児童福祉領域での勤務経験が3年以上で、一時保護所において指導的立場にある者	一時保護所における指導者として必要な知識や支援技術を学ぶ研修	① H31.1. 9～ 1.11 ② H31.1.30～ 2. 1 ③ H31.2.13～ 2.15	武蔵野	各回 30名	9/28 (金) 必修
2	フォスタリング機関職員研修	児童相談所・民間機関等里親対応担当職員等	里親委託の推進や里親支援等について学ぶ研修	① H30.12.11～12.13 ② H31.1.21～1.23	武蔵野	各回 30名	9/28 (金) 必修

<研修指導者養成研修>※1

1	Aコース 「子どもの権利擁護と日々の養育」	都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市にあっては市長)が推薦する者	都道府県等で実施する基幹的職員研修等を企画・実施する者を養成する研修	H30. 9. 5～ 9. 7	武蔵野	各回 30名	6/4 (月) 必修
2	Cコース 「家族支援とソーシャルワーク」			H30.10.24～10.26			
3	Eコース 「子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応」			H30.11.28～11.30			

※1:研修指導者養成研修については、A～Hコースのうち、3コースを順次実施する

児童自立支援施設 学校教育実施（導入）状況

			学校教育の形態 (小学校)	学校教育の形態 (中学校)	備 考
			分校 分教室 未導入	分校 分教室 本校 未導入	
0	国立（埼玉県）	国立武蔵野学院	未導入	分教室	
0	国立（栃木県）	国立きぬ川学院	未導入	分教室	
1	北海道	北海道立向陽学院	分校	分校	
1	北海道	北海道立大沼学園	分校	分校	
1	北海道	北海道家庭学校	分校	分校	
2	青森県	こども自立支援センターみらい	分教室	分教室	
3	岩手県	岩手県立杜陵学園	分教室	分校	
4	宮城県	さわらび学園	分教室	分教室	
5	秋田県	千秋学園	分校	分校	
6	山形県	朝日学園	分校	分校	
7	福島県	福島学園	未導入	未導入	
8	茨城県	茨城学園	分教室	分教室	
9	栃木県	那須学園	分教室	分校	
10	群馬県	ぐんま学園	分校	分校	
11	埼玉県	埼玉学園	分教室	分校	
12	千葉県	千葉県生実学校	分教室	分教室	
13	東京都	東京都立菟山実務学校	未導入	分校	
13	東京都	東京都立誠明学園	本校	本校	
14	神奈川県	おおいそ学園	分校	分校	
15	新潟県	新潟学園	分校	分校	
16	富山県	県立富山学園	分校	分校	
17	石川県	児童生活指導センター	分校	分校	
18	福井県	和敬学園	未導入	未導入	未定
19	山梨県	甲陽学園	分校	分校	
20	長野県	波田学院	分教室	分校	
21	岐阜県	わかあゆ学園	分校	分校	
22	静岡県	三方原学園	分校	分校	
23	愛知県	愛知学園	未導入	未導入	H30. 4
24	三重県	三重県立国児学園	分校	分校	
25	滋賀県	淡海学園	分教室	分教室	
26	京都府	淇陽学校	分教室	本校	
27	大阪府	修徳学院	本校	本校	
27	大阪府	子どもライフサポートセンター	未導入	未導入	
28	兵庫県	明石学園	分教室	分教室	
29	奈良県	精華学院	分教室	分教室	
30	和歌山県	仙溪学園	分教室	分校	
31	鳥取県	喜多原学園	分教室	分校	
32	島根県	わかたけ学園	分校	分校	
33	岡山県	岡山県立成徳学校	分教室	本校	
34	広島県	広島県立広島学園	本校	本校	
35	山口県	山口県立育成学校	分校	分校	
36	徳島県	徳島学院	分教室	分校	
37	香川県	香川県立斯道学園	分校	分校	
38	愛媛県	えひめ学園	分教室	分校	
39	高知県	希望が丘学園	分校	分校	
40	福岡県	福岡学園	分校	分校	
41	佐賀県	虹の松原学園	分校	分校	
42	長崎県	開成学園	分校	分校	
43	熊本県	清水が丘学園	分教室	分校	
44	大分県	二豊学園	分教室	分校	
45	宮崎県	みやざき学園	本校	本校	
46	鹿児島県	若駒学園	分教室	分校	
47	沖縄県	若夏学院	分教室	分校	
52	横浜市	横浜市向陽学園	分校	分校	
52	横浜市	横浜家庭学園	未導入	未導入	
58	名古屋市	玉野川学園	分教室	分教室	
60	大阪市	阿武山学園	分校	分校	
62	神戸市	若葉学園	分教室	分教室	
	合計		58か所		

※家庭福祉課調べ（平成29年10月1日現在）

児童心理治療施設 学校教育実施（導入）状況

			学校教育の形態 (小学校)	学校教育の形態 (中学校)	備 考
			分校 分教室 本校 未導入	分校 分教室 本校 未導入	
					※実施予定時期等
1	北海道	バウムハウス	本校	本校	
2	青森県	青森おおぞら学園	分教室	分教室	
3	岩手県	ことりさわ学園	未導入	未導入	未定
8	茨城県	内原深敬寮	分教室	分教室	
9	栃木県	那須こどもの家	分校	分校	
10	群馬県	青い鳥ぐんま	分教室	分教室	
11	埼玉県	こどもの心のケアハウス嵐山学園	分教室	分教室	
12	千葉県	望みの門木下記念学園	分教室	分教室	
14	神奈川県	子ども自立生活支援センター	分校	分校	
20	長野県	松本あさひ学園	分校	分校	
21	岐阜県	児童心理療育施設 桜学館	分教室	分教室	
22	静岡県	吉原林間学園	分教室	分教室	
23	愛知県	愛厚ならわ学園	分校	分校	
23	愛知県	中日青葉学園わかば館	分校	分校	
24	三重県	児童心理療育施設 悠	分校	分校	
25	滋賀県	さざなみ学園	本校	本校	
26	京都府	るんびに学園	分教室	分教室	
27	大阪府	希望の杜	分教室	分教室	
27	大阪府	あゆみの丘	分教室	分教室	
27	大阪府	ひびき	分教室	分教室	
28	兵庫県	清水が丘学園	分教室	分教室	
30	和歌山県	みらい	分校	分校	
31	鳥取県	鳥取こども学園希望館	分教室	分校	
32	島根県	児童心理療育センターみらい	分教室	分教室	
34	広島県	子供の家三美園	未導入	未導入	未定
35	山口県	山口県みほり学園	分校	分校	
37	香川県	若竹学園	分教室	分教室	
38	愛媛県	ひまわりの家	分教室	分教室	
39	高知県	さくらの森学園	分教室	分教室	
40	福岡県	筑後いずみ園	分校	分教室	
42	長崎県	大村椿の森学園	分教室	分教室	
43	熊本県	こどもL.E.C.センター	分教室	分教室	
44	大分県	愛育学園はばたき	分教室	分校	
45	宮崎県	ひむかひこぼえ学園	分校	分校	
46	鹿児島県	鹿児島自然学園	分教室	分教室	
48	札幌市	札幌市児童心理治療センター“こころぼ”	分校	分校	
49	仙台市	小松島こどもの家	未導入	未導入	
52	横浜市	横浜いずみ学園	分校	分校	
53	川崎市	川崎こども心理ケアセンターかなで	分教室	分教室	
58	名古屋市	くすのき学園	分校	分校	
59	京都市	ももの木学園	本校	本校	
60	大阪市	児童院	分校	未導入	
60	大阪市	弘済のぞみ園	本校	本校	
62	神戸市	しらゆりホーム	分教室	分教室	
63	岡山市	津島児童学院	分教室	未導入	
64	広島市	愛育園	分教室	分教室	
	合計		46か所		

※家庭福祉課調べ（平成29年10月1日現在）

